

人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画
(第4次人権総合計画)

令和2年度 実施計画

- 人権を守る取組
- 同和問題の根本的かつ速やかな解決
- 障害のある人の自立と社会参加の実現
- 男女共同参画社会の実現
- 外国人市民の人権保障の実現
- 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実
- 子どもの人権の確保

上越市 自治・市民環境部 共生まちづくり課 人権・同和対策室

※ 令和2年度事業計画の一部の事業について、新型コロナウイルスの感染予防対策で中止・延期が生じ、記載内容と異なる事業がありますので、あらかじめご承知おきください。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第2章 人権を守る取組

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)	実施施策		事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
第1節 個人情報の保護										
	(1)上越市個人情報保護条例の適正な運用 市民の基本的な人権の保障を図るため、個人情報は原則として直接本人から収集するものとし、市が保有する個人情報の保護と自己情報の開示、訂正、削除、中止の請求権を保障します。	総務管理課	・情報公開・個人情報保護制度等審議会の開催(4回)	・情報公開・個人情報保護制度等審議会を開催し、情報公開制度の適切な運用と個人情報の適切な管理を行った(4回開催)。	・情報公開・個人情報保護制度等審議会の開催(5回)			継続		・情報公開・個人情報保護制度等審議会の開催(5回)
			・自己情報開示請求に対する開示	・個人情報保護条例に基づき適正な開示等を行った(1月末時点請求件数:73件)。	・個人情報保護条例に基づき適正な開示等を行う。			継続		・個人情報保護条例に基づき適正な開示等を行う。
	(2)上越市情報公開条例の適正な運用 上越市情報公開条例の運用に当たっては、個人情報の保護に最大限の配慮をします。	総務管理課	・公開請求に対する公開等に当たっての個人情報保護への最大限の配慮の徹底	・情報公開条例に基づき個人情報の保護に配慮した適正な公開等を行った(1月末時点請求件数:157件)。	・情報公開条例に基づき個人情報の保護に配慮した適正な公開等を行う。			継続		・情報公開条例に基づき個人情報の保護に配慮した適正な公開等を行う。
	(3)市職員の資質の向上 市民の個人情報の保護の徹底を図るため、差別性を見抜き、的確な対応ができるように研修を実施し、職員の資質の向上に取り組みます。	総務管理課	・一般職員研修会の開催 ・新規職員研修会の開催	・4月に新任係長研修を、5月に新規職員研修を、8・9月に各課等の文書主任又は副任を対象に一般職員研修を実施。3月に係長級及び主任級の職員を対象に一般職員研修を実施する。	・4月に新任係長研修を、5月に新規職員研修を、7月に各課等の文書主任又は副任を対象に一般職員研修を、12月に係長級及び主任級の職員を対象に一般職員研修を実施する。			継続		・4月に新任係長研修を、5月に新規職員研修を、7月に各課等の文書主任又は副任を対象に一般職員研修を、12月に係長級及び主任級の職員を対象に一般職員研修を実施する。
	(4)民間事業者に対する指導 事業者が保有する市民の個人情報が適正に取り扱われるよう啓発を進めるとともに、市民から問題提起がなされた場合は、調査及び検討を行い的確に対応します。	総務管理課	・苦情の処理あっせん、助言、指導 ・関係法令の周知・苦情の受付	・市ホームページにおいて個人情報保護制度を周知した。 ・個人情報の保護に関する市民からの問題提起はなかった。	・市ホームページにおいて個人情報保護制度を周知する。			継続		・市ホームページにおいて個人情報保護制度を周知する。
	(5)戸籍謄本等の不正取得の防止 戸籍謄本等の不正取得を防止するため、戸籍法及び住民基本台帳法に基づき本人確認を適切かつ厳格に行います。また、市民に事前登録型本人通知制度への登録を促し、個人の権利侵害の防止に取り組みます。	市民課	・申請や届出時の本人確認及び適正な内容審査の徹底 ・各種研修会における本人通知制度のチラシ配布や広報上越等への掲載による制度の周知促進 ・市職員への制度周知及び個別の登録依頼の実施 ・住民票等の発行履歴の確認による事前登録者への通知(毎月実施) ・各種セミナーや会議等での啓発	・本人確認を徹底し、申請・届出内容についても厳格な審査を行い不正防止に努めた。 ・本人通知制度をエフエム上越、各種研修会、講演会等の機会にチラシを配布し、参加者に登録を促した。また、市職員にはグループウェアで制度周知及び登録を促した(1月末時点登録者数:1,704人…10か月間で221人増加) ・住民票等の発行履歴の確認による事前登録者への通知(毎月実施)により、制度的な運用を図った。	・申請や届出時の本人確認及び適正な内容審査の徹底 ・4月から8月までの間で201人増えているが、どういった背景があったのか。 ・本人通知件数は何件か。 ・通知を受けた場合に誰が申請をして、誰が戸籍を取得したのか。その相手がわからないと抑止力にならないのではないか。 ・本人通知制度の登録者数は増やしていきたいとのことだが、今までと同じ啓発方法では、なかなか登録者数は増えないと思うが、新たな方法などを考えているのか。	・1,684人は人口比で0.9%弱となるが妙高市では1%を超えている。新発田市も当市よりは登録率が高い。 ・登録者の増加要因は、社会教育課が教職員向けの人権教育の場で登録申請書を配付し、登録を促したことが一番の要因。他には市民課内にポスター掲示などをして登録を促している。 ・通知件数は、市民課に確認して後日回答する。【市民課に確認した結果、制度開始時から本年8月末時点まで784件。】 ・抑止力について、そもそも本人通知制度ができた背景には、行政書士や社会保険労務士などの士業の方々の不正入手が全国的に横行した事件がある。自分が知らない間に、取る権利のある人に勝手に取らせないためにこの制度がある。犯罪防止や自己防衛には大変有効であり、市では引き続き、登録促進に取り組んでいく。 ・市民課との相談になるが、地道に啓発していくか、と考えている。現在、人権・同和対策室主催のイベント等でも周知しているが、今後も関係機関や関係課と連携しながら、様々な場面で地道に登録を促していく。	継続		・申請や届出時の本人確認及び適正な内容審査の徹底 ・市民課内に取得啓発ポスターを掲示 ・各種研修会における本人通知制度のチラシ配布や広報上越等への掲載による制度の周知促進 ・市職員への制度周知及び個別の登録依頼の実施 ・住民票等の発行履歴の確認による事前登録者への通知(毎月実施) ・各種セミナーや会議等での啓発	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第2章 人権を守る取組

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)	実施施策		事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
第2節 人権侵害の救済に向けて										
	(1)相談窓口の周知 新潟地方務局上越支局や上越人権擁護委員協議会と連携を図りながら、適切な相談業務を行うとともに、相談窓口の活用について市民への周知を図ります。	人権・同和対策室	・市民の人権相談への対応 ・人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の設置日時や開設場所について、広報上越や市ホームページで市民に提供 ・特設人権相談所の会場を提供(19回開催)	・市民の人権相談に対応したほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促した。 ・特設人権相談所の会場を提供した(18回開催)。	・市民の人権相談に対応する。 ・人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促す。 ・特設人権相談所の会場を提供する(19回開催)。			継続		・市民の人権相談に対応する。 ・人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促す。 ・特設人権相談所の会場を提供する(18回開催)。
	(2)女性相談の実施と支援体制の整備 男女共同参画推進センターに女性相談窓口を設置して様々な相談に対応するとともに、安全確保など関係機関と連携して支援に取り組みます。	男女共同参画推進センター	・女性相談窓口の設置 ・公共施設における出張相談の実施 ・各種相談女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 ・情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催	・女性相談員3人を配置し、相談窓口を設置した。 相談延べ件数:4,000件 相談実人員:300人 ・広報上越やウェブページ等からのおたより、女性相談カード、デパートDV防止リーフレット、大型パネルで相談窓口の設置情報を市民に提供した。 ・DV庁内連絡会議を1回開催し、関係機関で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した(個別のケース会議は随時開催)。	・女性相談窓口の設置 ・公共施設における出張相談の実施 ・各種相談女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 ・情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催			継続		・女性相談窓口の設置 ・公共施設における出張相談の実施 ・各種相談女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 ・情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催
	(3)障害のある人に対する相談支援体制の充実と虐待防止の取組 障害のある人に対する人権侵害事案に適切に対処するため、基幹相談支援センターを核として、市内の各種相談支援事業者や関係機関と相談支援ネットワークを構築し、迅速かつ適切に対応できる相談体制を整えます。また、休日夜間を問わず、虐待に関する相談や通報、緊急保護等に速やかに対応できるように、あんしんコールセンターと連携し24時間対応可能な相談窓口及び短期入所用居室(緊急一時預かり)を確保します。	福祉課	・基幹相談支援センターの設置(継続) ・あんしんコールセンターの設置(継続)	・基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じたほか、市内の相談支援事業所への支援や関係機関との連携強化を図った。 ・休日夜間を問わず緊急に支援が必要なケースに対応するため、相談、ショートステイでの受入れ、ヘルパー派遣など一体的な支援体制を確保し、障害のある人等の地域での安心な暮らしをサポートした。	・すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域生活支援拠点等における常時の相談及び緊急時の受入れの実施			見直し	・上越市版地域包括ケアシステムの構築に向け、地域における相談支援体制を見直すもの。	・すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域包括支援センターにおける相談支援の実施 ・地域生活支援拠点等における常時の相談及び緊急時の受入れの実施
	(4)子育てに関する相談支援体制の充実と虐待防止の取組 児童虐待を予防するため、乳幼児健診や子育てひろば、保育園等において子育てに関する相談と情報提供を行うことで、保護者の不安や負担の軽減を図ります。また、保育園や小・中学校、地域と連携して虐待の早期発見に取り組むとともに、児童虐待が疑われる事案が発生した場合は、関係機関と協議して支援方針を決定し、児童相談所への送致や在宅支援等を行います。	すこやかなくらし包括支援センター	・子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応	・子どもの育ちに関する包括的な相談窓口として相談員を2人配置し、各種制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯に対して面談等を行い、必要に応じて関係機関と連携して支援した。 相談延べ件数:6,492件 ・児童虐待に関する相談業務は、社会福祉士に加え保健師、保育士とともに、家庭相談員が対応した。 相談延べ件数:3,631件 ・母子保健を担当している健康づくり推進課と連携したほか、定期的に、保育園、小中学校と情報を共有し、児童虐待の予防とともに早期発見に努めた。また、児童相談所など関係機関と連携し、虐待を受けた子どもの支援を行った。	・子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応			継続		・子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応
	(5)外国人相談の体制整備 外国人の人権に配慮し、日本人と違う悩みをもつ外国人の相談に応じるためには、専門的な知識をもち、外国人とのコミュニケーションに精通した人が望まれます。このため、市を始め、関係機関や民間団体・組織の相談体制の整備と充実を図ります。	共生まちづくり課	・外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託)	・外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための問題解決に向けた支援を行った(上越国際交流協会へ委託)。 開設日: 月、木曜日…13:00～17:00 土曜日…9:00～13:00 相談件数:250件	・外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託)			拡充	・増加する外国人市民が安心して暮らせる環境を整備するため、国際交流センターにおける相談機能を強化する。	・外国人相談窓口の開設時間の拡充及び72言語に対応する自動翻訳機(2台)の導入(上越国際交流協会へ委託) 開設日:月～金曜日 時間:10:00～17:00
	(6)地域包括支援センターの運営 地域における高齢者の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、市民の身近な相談センターとして地域包括支援センターの機能の充実を図ります。	すこやかなくらし包括支援センター	・地域包括支援センターでの相談対応 総合相談延べ件数:60,000件	・地域包括支援センターにおいて、各種相談に対応した。 総合相談延べ件数:65,000件	・地域包括支援センターでの相談対応 総合相談延べ件数:65,000件			継続		・地域包括支援センターでの相談対応 総合相談延べ件数:65,000件

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定					
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度			
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)	
実施施策											
第1節 人権擁護の確立											
1 部落差別事件への対応											
(1)市内関係課の連携 同和対策等推進会議など市内関係課が連携し、差別事件の発生を未然に防ぎます。差別事件が発生した場合には、関係課が主体的に被害者の人権擁護に取り組むとともに、事実関係を正しく把握してその要因を分析し、事実を明らかにします。	人権・同和対策室	・差別事件の発生を未然に防ぐための情報共有等を目的とした連携会議を2か月に1回開催(6回) ・古絵図等の適切な取り扱いを職員に徹底し、組織に人権意識の浸透を図るため、古絵図等の取り扱いを定めた改定後のガイドラインの周知	・5回の連携会議を開催し、差別事件の発生を未然に防ぐための情報共有を図るとともに、古絵図等の適正な取り扱いなどをまとめた改定後のガイドラインを全職員に周知し、取り扱いの徹底を図った。	・差別事件の発生を未然に防ぐための情報共有等を目的とした連携会議を2か月に1回開催する(6回) ・職員に対して、古絵図等の誤った取り扱いを生じさせないよう、継続して改定後のガイドラインに基づく古絵図等の適正な取り扱いの徹底を図る。							・差別事件の発生を未然に防ぐための情報共有等を目的とした連携会議を概ね2か月に1回開催する(7回) ・職員に対して、古絵図等の誤った取り扱いを生じさせないよう、継続してガイドラインに基づく古絵図等の適正な取り扱いの徹底を図る。
(2)相談窓口の利用促進 新潟地方労務局上越支局や上越人権擁護委員協議会と連携を図りながら、適切な相談業務を行うとともに、相談窓口の活用について広報上越で市民に周知します。	人権・同和対策室	(再)市民の人権相談に対応するほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の設置・開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供 (再)特設人権相談所の会場を提供(19回程度開催)	(再)市民の人権相談に対応したほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促した。 (再)特設人権相談所の会場を提供した(18回開催)。	(再)市民の人権相談に対応する。 (再)人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促す。 (再)特設人権相談所の会場を提供する(19回開催)。						(再)市民の人権相談に対応する。 (再)人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促す。 (再)特設人権相談所の会場を提供する(18回開催)。	
(3)被差別部落の人々が持っている課題の把握 埋もれている問題を受け止めるなど被差別部落の人々もつ課題を把握するため、日頃から被差別部落の人々と交流を図ります。	人権・同和対策室	・毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案の確認、協議	・毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議などを行った。	・毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議を行う。						・毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議などを行う。	
(4)啓発活動の実施 市民一人一人が差別を見逃さない鋭い人権感覚を養い、差別の原因が差別する側にあることを正しく認識できるよう、研修会や講演会などを通じて市民に啓発します。	人権・同和対策室	・人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発 ・市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会の開催(5回) ・市民セミナー(仮題:外国籍住民の人権について理解を深める)の開催(1回)	・人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越で人権都市宣言を啓発した。 ・地域人権懇談会を地区の民生委員児童委員協議会や養護老人ホーム等で開催した(4回、73人)。 ・外国籍住民の人権をテーマに、市民セミナーを6月30日に開催した(参加者100人)。	・人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越で人権都市宣言を啓発する。 ・市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 ・市民セミナーを開催する(1回)。						・人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越で人権都市宣言を啓発する。 ・市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 ・人権・同和問題に関する市民セミナーを開催する(1回)。	
	歴史博物館	・人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部) ・町内回覧板を希望する町内に配布(250冊)	・人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2月末時点で2,980部)。 ・市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:1月末時点で259冊)。	・人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 ・市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:250冊)。						・人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 ・市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:230冊)。	
		・教育委員会の人権・同和問題担当職員職員及び人事異動で転入した教職員(管理職、担当教諭、新採用)を対象に、同和問題の研修会を開催 ・希望する市内小中学校教職員向けの研修会を開催	・関係各課と協力し、市内小中学校新任・転入の管理職、担当教諭の研修会を9・10月に開催した(3回、延べ70人参加)。	・関係各課と協力し、市内小中学校新任・転入の管理職、担当教諭の研修会を開催する。						・関係各課と協力し、市内小中学校新任・転入の管理職、担当教諭の研修会を開催する。	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
実施施策										
第2節 人権教育・啓発の推進										
1 市民への人権啓発										
(1)市職員の資質の向上 市職員一人一人が同和問題を理解し、自らの職務や地域社会の中で人権意識の普及・啓発を担える資質と指導力を身につけることができるように、計画的に職員研修を実施します。		人権・同 和对策室	・新規採用職員(5月10日)、係長級職員(6月下旬～7月上旬)、所属長(7月中旬)を対象とした研修会の開催	・新規採用職員(5月10日、47人参加)、係長級職員(6月26日と7月3日、129人参加)、所属長(7月11日、74人参加)の研修会を開催したほか、今年度は副課長級職員等(11月6日、230人参加)も加えて開催した。	・新規採用職員(5月)の研修会を開催するとともに、係長級と所属長職員の研修会は、令和2年10月31日と11月1日に全国人権・同和教育研究大会新潟大会が当市で開催されることから、この大会への参加に替えて、市職員の資質向上につなげる。			継続		・新規採用職員(5月)の研修会を開催するとともに、係長級と所属長職員の研修会は、10月31日と11月1日に全国人権・同和教育研究大会新潟大会が当市で開催されることから、この大会への参加に替えて、市職員の資質向上につなげる。
		社会教育課	・教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催	・6月21日と24日に教育委員会職員、教育委員会関係委員、市議会議員を対象とした現地学習会を開催した(受講者173人)。 ・11月6日、教育委員会職員、教育委員会関係委員、市議会議員等を対象とした同和問題現地研修会を開催した(230人参加)。	・教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催			継続		・教育委員会職員や関係委員を対象とする教育委員会同和問題現地研修会の開催
(2)関係機関、団体の活動支援 関係機関、団体等の職員に対し人権教育、同和啓発の指導者として資質向上を図ることを目的に、白山会館で学習会を行います。また、要請に応じて講師を派遣し、講話会や研修会を開催します。		社会教育課	・教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・講師派遣事業(要望により派遣)	・教職員等を対象とした現地学習会を60回程度開催予定(1月末時点、54回)。 ・講師派遣事業を3回程度開催予定(1月末時点、2回)。	・教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・講師派遣事業(要望により派遣)			継続		・教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・講師派遣事業(要望により派遣)
(3)市民意識調査の実施 人権・同和問題に関する啓発・教育の成果と課題を明確にして、今後の施策の方向性を検討するため、定期的に市民意識調査を実施します。		人権・同 和对策室	・第5次人権総合計画策定のための市民意識調査の内容検討(調査は令和2年度に実施)	・第5次人権総合計画策定のための市民意識調査の実施に向けた調査方法や設問等の検討を行った。	・第5次人権総合計画策定のための市民意識調査を実施する(作成、依頼、回収、集計、結果分析)。			見直し	・令和元年度の市民意識調査の実施に向けた調査方法や設問等の検討結果を踏まえ、当初計画のとおり2年度に調査を実施する。	・第5次人権総合計画策定のための市民意識調査を実施する(作成、依頼、回収、集計、結果分析)。
(4)市民への啓発と支援 市民一人一人が差別を見逃さない鋭い人権感覚を養い、差別の原因が差別する側にあることを正しく認識できるよう、研修会や講演会などを通じて市民に啓発します。		人権・同 和对策室	(再)人権週間に合わせて、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナー(仮題:外国籍住民の人権について理解を深める)の開催(1回)	(再)人権週間に合わせて、広報上越12月1日号やエフエム上越で人権都市宣言を啓発した。 (再)地域人権懇談会を地区の民生委員児童委員協議会や養護老人ホーム等で開催した(4回、73人)。 (再)外国籍住民の人権をテーマに、市民セミナーを6月30日に開催した(参加者100人)。	(再)人権週間に合わせて、広報上越12月1日号やエフエム上越で人権都市宣言を啓発する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)市民セミナーを開催する(1回)。	・今日問題となっているインターネット上の人権侵害について、上越市では、高田開府400年記念誌問題を教訓に同和問題のことを市ホームページの「歴史の正しい理解と対応」で周知しているが、人権に対する無知と誤った認識を持った人がまた大勢いることで生じている問題と捉えている。多くの人から人権・同和問題を正しく理解してもらう取組は大切なことである。		継続		(再)人権週間に合わせて、広報上越12月1日号やエフエム上越で人権都市宣言を啓発する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)人権・同和問題に関する市民セミナーを開催する(1回)。
		人権・同 和对策室	・市ホームページや各種研修の場での部落差別解消推進法の啓発	・市ホームページやエフエム上越、職員・企業研修、市民セミナーなどの場で法律を啓発した。	・市ホームページやエフエム上越、職員・企業研修、市民セミナーなどの場で法律を啓発する。			継続		・市ホームページやエフエム上越、職員・企業研修、市民セミナーなどの場で法律を啓発する。
		人権・同 和对策室	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー等で配布(2,500部) (再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊)	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口には設置したほか、県同和教育研究集会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2月末時点で2,980部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:1月末時点で259冊)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:250冊)。			継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:230冊)。
(5)県及び各関係機関・団体との連携 市民の学習機会を充実させるため、新潟県地方務局上越支局や新潟県、上越教育事務所、上越人権擁護委員協議会などと連携し、実施する事業などの情報を効果的に周知します。		人権・同 和对策室	・関係機関や他団体等が実施する人権講演会等の情報を、市ホームページや各種研修の場でのチラシ配布等により、市民に提供	・関係機関や団体等が実施する人権講演会等の情報を、市ホームページへの掲載や各種研修の場でのチラシ配布等により、市民に提供し、参加を促した。	・関係機関や団体等が実施する人権講演会等の情報を、市ホームページへの掲載や各種研修の場でのチラシ配布等により、市民に提供する。			継続		・関係機関や団体等が実施する人権講演会等の情報を、市ホームページへの掲載や各種研修の場でのチラシ配布等により、市民に提供する。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)	実施施策		事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
2 就学前教育における人権教育、同和教育の推進										
(1)教育・保育目標に人権教育、同和教育の視点を位置付け、幼稚園や保育園、認定こども園において、どの子どももびやかに育つように、取り組みます。		保育課	・保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践	・日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良しのびのびと遊ぶ保育を行った。	・日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。			継続		・日常の保育業務を通じ、保育目標である「なかよくあそぶ子ども」を実践する。
		学校教育課	・どの子にとっても安心して過ごせる園であること、困り感のある園児、その背景にいる保護者に寄り添った適切な支援を行うこと等を園訪問の折に指導を行う。 ・園や保護者の相談に丁寧に応じる。	・訪問時に園から保護者や子どもの様子を聞き取ったり、園の様子を参観したりしながら、指導や助言を行った。 ・園の授業改善訪問で、発達障害のお子さんに対する理解を深める研修を行った。 ・入園前に、障害をもつお子さんの保護者と園、学校教育課で面談を行い、共通理解を図り、適宜様子を確認した。	・どの子にとっても安心して過ごせる園であること、支援が必要な園児やその背景にいる保護者に寄り添った適切な支援を行うこと等を園訪問の折に指導助言する。 ・園や保護者の相談に丁寧に応じる。			継続		・どの子にとっても安心して過ごせる園であること、支援が必要な園児やその背景にいる保護者に寄り添った適切な支援を行うこと等を園訪問の折に指導助言する。 ・園や保護者の相談に丁寧に応じる。
(2)子どもを取り巻く環境が大きく変化している現状に対応するため、教育環境の整備と地域との連携を進めます。		保育課	・発表会や運動会等における地域住民との交流	・発表会、運動会、祖父母会などの行事の中で、幅広い年齢層の参加を募り子どもたちとの交流を図った。	・発表会や運動会等における地域住民との交流を行う。			継続		・発表会や運動会等における地域住民との交流を行う。
		学校教育課	・園の課題や教育・保育目標具現化のため、学校運営協議会において子どもの人権擁護を基盤とした地域の「ひと、もの、こと」にかかわる安全確保と活用を図るよう促す。 ・地域ぐるみで子どもを見守る意識の醸成のため、各校・園の取組や行事の案内・情報提供・発信を促進する。	・園は、学校運営協議会で本年度の目標や課題等を協議し、地域資源の活用について意見をもらった。 ・園は、園の取組や行事等について、園だよりや行事案内等で情報提供や発信を行った。	・学校運営協議会等と連携した地域との交流機会を推進するよう促す。 ・地域ぐるみで子どもを見守る意識の醸成のための、園の取組や行事の案内・情報提供・発信を促す。			継続		・学校運営協議会等と連携した地域との交流機会を推進するよう促す。 ・地域ぐるみで子どもを見守る意識の醸成のための、園の取組や行事の案内・情報提供・発信を促す。
		すこやか なぐらし 包括 支援セ ンター	・市要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催	・4月に上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、当市における児童虐待の実態を認識してもらい、各関係機関が虐待予防とともに、虐待の早期発見、早期対応、早期改善に向けた取組と役割について確認を行った。	・市要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催			継続		・市要保護児童対策地域協議会代表者会議の開催
(3)子どもが権利主体として尊重される育成環境づくりを検討します。		こども課	・乳幼児健診会場やこどもセンター、各種会合などの機会を捉えた「子どもの権利のチラシ」の配布による、子どもの権利に対する意識と知識を高めるための啓発の実施 ・広報上越やエフエム上越、市ホームページで子どもの権利について啓発 ・市立小学校1年から中学3年までを対象に「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を使用した子どもの権利学習の促進 ・PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPJようえつへの派遣による、子どもの権利に関する講座の開催	・子どもの権利のチラシを乳幼児健診会場やこどもセンター、各種会合などの機会を捉えて配布し、子どもの権利に対する意識と知識を高めるための啓発に取り組んだ。また、広報上越やエフエム上越、市ホームページで子どもの権利について啓発した。 ・市立小学校1年から中学校3年までの児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習」の実施を依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を送付した。各学校では11月～12月に「子どもの権利学習」を実施した。 ・子どもの権利啓発の取組として、稲田小PTA及び6地区の民生委員・児童委員協議会に、CAPJようえつを派遣し、子どもの権利に関する講座を開催した。	・乳幼児健診会場やこどもセンター、各種会合などの機会を捉えた「子どもの権利のチラシ」の配布による、子どもの権利に対する意識と知識を高めるための啓発の実施 ・広報上越やエフエム上越、市ホームページで子どもの権利についての啓発 ・市立小学校1年から中学3年までを対象に「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を使用した子どもの権利学習の促進 ・PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPJようえつへの派遣による、子どもの権利に関する講座の開催			継続		・乳幼児健診会場やこどもセンター、各種会合などの機会を捉えた「子どもの権利のチラシ」の配布による、子どもの権利に対する意識と知識を高めるための啓発の実施する。 ・広報上越、エフエム上越、市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行う。 ・市立小学校1年から中学校3年までの児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習」を11月～12月にかけて実施されるよう依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を送付する。 ・PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPJようえつへの派遣による、子どもの権利に関する講座の開催する。
		保育課	・園児からの訴えや保護者からの育児相談等について対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会へ参加	・6月21日開催の「子どもの権利に関する研修会」に参加した。	・園児からの訴えや保護者からの育児相談等について対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会へ参加する。			継続		・園児からの訴えや保護者からの育児相談等について対応を学ぶため、子どもの権利に関する職員研修会へ参加する。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定					
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度			
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催) に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を 踏まえて更新)	
実施施策											
		すこやか なぐらら 包括支援セ ンター	・関係者の連絡会議の開催 代表者会議:1回 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック 合計14回	・関係機関との定期的な情報共有並 びに支援方針を確認しながら、重症 度判定に沿った指導・支援を行っ た。 代表者会議:1回実施 合同実務者会議:2回実施 ブロック会議:4ブロック 合計14回実施	・関係者の連絡会議の開催 代表者会議:1回 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック 合計14回			継続		・関係者の連絡会議の開催 代表者会議:1回 合同実務者会議:2回 ブロック会議:4ブロック 合計14回	
	(4)人権教育、同和教育の充実を図るため、教職員や保 育関係職員の意識や資質を向上するための研修を継 続的にを行います。	こども課	・子どもの権利に関する職員研修会 の開催	・6月21日に「子どもの権利に関する 職員研修会」を実施した。 参加者:保育関係職員66人、市関 係課職員26人	・第1四半期中に子どもの権利に関 する職員研修会を実施する。			継続		・9月末までに子どもの権利に関する 職員研修会を実施する。	
		保育課	・小学校が実施する人権教育、同和 教育の研修会への参加	・11月15日に実施の東本町小学校の 人権教育・同和教育研修会に参加し た。	・小学校が実施する人権教育、同和 教育の研修会へ参加する。			継続		・小学校が実施する人権教育、同和 教育の研修会へ参加する。	
		学校教育 課	・現地研修会や当市で開催される県 同和教育研究大会等への参加促進	・当市で行われた県同和教育研究集 会や歴史博物館研修会をはじめ、現 地研修会や各種研修会に多数参加し た。	・現地研修会や当市で開催される全 人教(県同和教育研究大会を兼ね る)等への参加促進			継続		・現地研修会や当市で開催される全 人教(県同和教育研究大会を兼ね る)等への参加促進	
		すこやか なぐらら 包括支援セ ンター	・子どもの虐待防止実務者研修会の 実施 ・市民を対象とした出前講座の実施	・私立・公立保育園・幼稚園・認定こ ども園職員及び市の関係課職員を対 象に実務者研修会を実施した(6月 21日、92人参加)。 ・養護教諭、教職員を対象に児童虐 待についての研修会を実施した(4月 10日、11人参加)。 ・市民等を対象に児童虐待防止のた めの普及啓発の一環として、出前講 座を実施した(36回、1,554人参加)。 ・その他、地域等の研修会で講師とし て児童虐待防止についての説明を行 った(12回)。	・子どもの虐待防止実務者研修会を 実施する。 ・市民を対象とした出前講座を実施 する。			継続		・子どもの虐待防止実務者研修会を 実施する。 ・市民を対象とした出前講座を実施 する。 ・虐待の発見から相談・通告・支援の 流れをわかりやすくまとめた「子ども の虐待防止ハンドブックダイジェスト 版」を作成し、市内の学校や保育園 等の職員に配付する。	
3 学校教育における人権教育、同和教育の推進											
	(1)推進体制の充実 学校、市教育委員会、部落解放同盟により組織さ れている上越市学校同和教育推進協議会では、構 成する三者が一体となって学校同和教育の推進の あり方を協議します。また、東本町小学校、城北中 学校での人権教育、同和教育の実践や研究指定地 区内の学校の研究成果を他の学校に普及するため の交流機会を設けます。	学校教育 課	・市学校同和教育推進協議会の開催 と運営 ・同和教育研究指定制度成果発表 研修会を実施するとともに、研究のま とめを刊行し、実践の共有化を図る。	・6月7日に市学校同和教育推進協 議会を、7月30日には現地学習(柏 崎地区)を開催し、指導の在り方を確 認した。 ・5月15日に同和教育研究指定地区 制度実施説明会を行い、2年目とし て、板倉・中郷中学校区、城北中 学校区、1年目として、名立・潮陵中 学校区、城東中学校区を指定した。2月 12日に成果発表会を行い、各校の取 組の普及を図った。また、その成果を 「学校同和教育研修資料 その39」と してまとめ、市内全小中学校区に配 付し共有を図った。	・市学校同和教育推進協議会の開催 と運営 ・同和教育研究指定制度成果発表 研修会の実施と実践の共有化			継続		・市学校同和教育推進協議会の開催 と運営 ・同和教育研究指定制度成果発表 研修会の実施と実践の共有化	
	(2)教職員を対象とした研修の充実 人権・同和問題の解決に向けて、教職員の果たす 役割は極めて大きいものがあります。教職員が、「差 別の現実深く学ぶ」という姿勢のもとに、自らの意 識を見つめ直すため、現地学習会を含む各種研修 会を設定するとともに、差別を見抜き、差別を許さな い子どもを育成する授業づくりや学級づくりに向けた 取組を支援します。	学校教育 課	・学校教育実践の重点説明会で市の 施策を周知する。 ・歴史博物館を活用した転入管理職 等への研修会を行う。 (再)現地研修会や当市で開催される 県同和教育研究大会等への参加促進	・学校教育実践の重点説明会や転 入管理職を対象とした研修会を実施 した。 ・転入管理職等を対象とした歴史博 物館研修を実施した。 ・全学校を対象として現地学習会を 実施し、差別を見抜き、差別を許さな い子どもを育成する授業づくりや学 級づくりの支援に向けた指導を行っ た。	・学校教育実践の重点説明会での市 の施策周知 ・転入管理職等を対象にした歴史博 物館研修の実施 ・現地研修会や当市で開催される県 同和教育研究大会等への参加促進			継続		・学校教育実践の重点説明会での市 の施策周知 ・転入管理職等を対象にした歴史博 物館研修の実施 ・現地研修会や当市で開催される全 人教(県同和教育研究大会を兼ね る)等への参加促進	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
	<p>(3)人権教育、同和教育の学習指導の充実</p> <p>教科や道徳、外国語活動、総合的な学習、特別活動と関連させた人権教育、同和教育を推進し、人権教育強調週間などで集中学習を行います。さらに、それぞれを関連させた取組も推進します。また、全体計画の作成により日常の学校生活の諸場面でも取り組めるようにします。あわせて、幼稚園・保育園・認定こども園と小・中学校の連携、さらには高等学校までを見通した人権教育、同和教育の推進を目指します。</p>	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 提出された視覚的カリキュラムにおける人権教育、同和教育の位置付けを確認し、指導、助言を行う。 部落問題学習で差別の現実に向き合うための教材・実践事例・講師についての紹介・情報提供を行う。 授業改善訪問やPRT訪問等での参観授業を通し、適宜指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 視覚的カリキュラムを通して、人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画を確認し、指導・助言をした。 市教育委員会計画訪問等で公開授業を参観し、授業改善について指導、助言した。 	<ul style="list-style-type: none"> 提出された視覚的カリキュラムにおける人権教育、同和教育の位置付けを確認し、指導、助言を行う。 部落問題学習で差別の現実に向き合うための教材・実践事例・講師についての紹介・情報提供を行う。 授業改善訪問やPRT訪問等での参観授業を通し、適宜指導を行う。 			継続		<ul style="list-style-type: none"> 提出された視覚的カリキュラムにおける人権教育、同和教育の位置付けを確認し、指導、助言を行う。 部落問題学習で差別の現実に向き合うための教材・実践事例・講師についての紹介・情報提供を行う。 授業改善訪問やPRT訪問等での参観授業を通し、適宜指導を行う。
	<p>(4)教材の活用推進</p> <p>「生きる」や「にんげん」などの教材活用を推進するとともに、指導計画の改善を図り、確実に効果的な学習指導を促します。</p>	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 副読本の指導計画への位置付けの確認や指導実態の把握を行い、実践の妥当性や効果的な学習指導に向けた指導、助言を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 授業改善支援訪問において、副読本の効果的な活用の仕方や授業改善について指導、助言を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 副読本の指導計画への位置付けの確認や指導実態の把握を行い、実践の妥当性や効果的な学習指導に向けた指導、助言を行う。 			継続		<ul style="list-style-type: none"> 副読本の指導計画への位置付けの確認や指導実態の把握を行い、実践の妥当性や効果的な学習指導に向けた指導、助言を行う。
	<p>(5)学校と地域の連携</p> <p>人権教育、同和教育の充実を図るためには、学校、家庭及び地域の連携を一層密にすることが大切です。これらの連携を円滑にするため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組みます。</p>	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育実践の重点説明会で、保護者や地域啓発について、具体的な事例を示しながら取組を働きかける。 各校及び中学校区単位で保護者や地域住民を対象とした授業公開や講演会を実施したり、たより等での情報発信を行ったりすることを働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育実践の重点説明会で、保護者や地域啓発について、具体的な事例を示しながら取組の共有を図った。 同和教育研究指定地区の取組に、保護者や地域住民を対象とした授業公開や講演会を位置づけ、指定各中学校区で実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育実践の重点説明会や授業改善支援訪問での保護者・地域啓発の取組の指導 	<ul style="list-style-type: none"> 各学校で部落問題学習の授業を地域の人や保護者に公開しているが、どの程度あるのか。 また、その授業の様子などを学校だけで地域回覧していると思うが、地域の中には部落問題学習の取組に否定的な方がいる。そのためにも、「何のためにこの学習をやるのか。」どんな意義があるのか。」ということ学校だけで伝えていかないと、地域啓発に結び付いていかないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 公開授業は、アンケート上では全ての学校でされている。ただし、全てのクラスで実施されているかまでは詳しく調べていない。11月末からは、人権強調週間ということで、全ての学校の全クラスで人権教育、同和教育の授業、あるいは学年での授業等を行うことになっている。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> 学校教育実践の重点説明会や授業改善支援訪問での保護者・地域啓発の取組の指導を行う。
4 社会教育における人権教育、同和教育の推進										
	<p>(1)地域での人権教育、同和教育の推進</p> <p>市民一人一人に浸透する人権教育、同和教育の実現に向けて、社会教育機関、関係団体との連携を深め、地域ぐるみで推進を図ります。</p>	社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> 市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17小学校区で開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 人権を考える講話会を17小学校区で開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 「…地域ぐるみで推進を図る」とあるが、現状として、社会教育機関や地域青少年育成協議会などと協力はあるが、学校が計画を立て、地域や保護者の方が大勢集まる行事の時に行っている。それが地域ぐるみで推進を図るという積極的な施策として効果的なのか。社会教育課では、どの程度検討されて今後の方向を定めているのか。ちなみに、学校では子どもたちに部落問題学習を一生懸命に指導している。「…地域ぐるみで推進を図る」ということについては、ぜひ、何らかの効果的な方法を検討してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状では、学校に地域の方が集まる機会を活かして事業を実施している。あらかじめ依頼した学校の保護者が集まる機会に、育成会や町内会長を含めた地域の方にもお声がけをいただき、人権を考える講話会を実施している。参加者アンケートの意見を踏まえて、次年度以降どのように開催していくべきか検討している。また、次年度は全人大大会もあり、この大会を契機に新たな事業も検討しており、地域で人権・同和問題を考えてもらう機会を公民館講座なども提供していきたい。 	継続		<ul style="list-style-type: none"> 市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催)
	<p>(2)教育関係職員や教育委員に対する研修の実施</p> <p>地域における人権教育、同和教育を積極的に推進するため、白山会館を会場として教職員や教育委員会の職員、教育機関の委員等を対象とした研修を計画的に実施します。</p>	社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> (再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師派遣事業(要望により派遣) 	<ul style="list-style-type: none"> (再)教職員等の現地学習会を60回程度開催予定(1月末時点、54回)。 (再)講師派遣事業を3回程度開催予定(1月末時点、2回)。 	<ul style="list-style-type: none"> (再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師派遣事業(要望により派遣) 			継続		<ul style="list-style-type: none"> (再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師派遣事業(要望により派遣)
	<p>(3)学習教材の整備</p> <p>人権教育、同和教育の学習指導の充実を図るため、参考図書、視聴覚教材、啓発資料を整備します。</p>	社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> 人権・同和関係図書資料等の整備・貸出、及び図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供 	<ul style="list-style-type: none"> 図書15冊を購入し、白山会館の人権図書コーナーに設置した。 図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供し、利用を促した。 	<ul style="list-style-type: none"> 人権・同和関係図書資料等の整備・貸出、及び図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供 			継続		<ul style="list-style-type: none"> 人権・同和関係図書資料等の整備・貸出、及び図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み		今後、同和対策等審議会委員に公表予定					
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催) に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を 踏まえて更新)
	(4)啓発・広報活動の充実 市民の人権意識の高揚を図るため、広報上越、講演会、研修会による啓発活動を実施します。	人権・同和対策室	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナー(仮題:外国籍住民の人権について理解を深める)の開催(1回)	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越で人権都市宣言を啓発した。 (再)地域人権懇談会を地区の民生委員児童委員協議会や養護老人ホーム等で開催した(4回、73人)。 (再)外国籍住民の人権をテーマに、市民セミナーを6月30日に開催した(参加者100人)。	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越で人権都市宣言を啓発する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)市民セミナーを開催する(1回)。			継続		(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越で人権都市宣言を啓発する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)人権・同和問題に関する市民セミナーを開催する(1回)。
	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部) (再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊)		(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、全国人権・同和教育研究会大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:250冊)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:250冊)。			継続			(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:230冊)。
	(5)白山会館事業の充実 白山会館を拠点とし、差別の現実に学ぶ現地学習会や、地域に住む人々同士の相互理解と地域社会への参加の促進を図るため、地域交流事業、小中学生学習会などを推進します。	社会教育課	・講師派遣事業、図書・DVD利用の周知	・市ホームページに、出前講座の一つとして講師派遣事業を掲載。白山会館の紹介ページに図書・ビデオ目録掲載。現地学習会等で、図書・ビデオの設置と貸出事業の紹介を行い、周知を図った。	・講師派遣事業、図書・DVD利用の周知			継続		・講師派遣事業、図書・DVD利用の周知
		社会教育課	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・地域交流事業: バスハイキング等の実施 ・小中学生学習会の実施	(再)教職員等の現地学習会を60回程度開催予定(1月末時点、54回)。 ・地域交流事業: バスハイキング…6月9日(日)シーサイドパーク名立(60人参加) もちつき大会…12月15日(日)白山会館(72人参加) ・小中学生学習会:小中学生を対象に、通年で各週2回、白山会館で学習会を開催している。年間を通じて、135回程度実施し、700人参加予定(1月末時点、106回597人)。	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・地域交流事業: バスハイキング等の実施 ・小中学生学習会の実施			継続		(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) ・地域交流事業: バスハイキング等の実施 ・小中学生学習会の実施

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
実施施策										
第3節 社会参画の推進										
	(1)啓発活動の充実 被差別部落の人々が地域に誇りをもち、意欲をもって社会参画できるように、白山会館などを利用して周辺地域住民と交流の機会を設けるなど、運動団体と連携して被差別部落に対する偏見を取り除くための人権啓発活動を推進します。また、人権啓発活動の充実という観点から、運動団体への支援を行います。	人権・同和対策室	・運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を実施 (再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案の確認、協議	・同和問題の早期解決に向けた正しい認識と理解を深めるため、運動団体に補助金を交付し、連携して市民啓発等を実施した。 (再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議などを行った。	・毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議を行う。			継続		(再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議などを行う。
	(再)人権週間に合わせて、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナー(仮題:外国籍住民の人権について理解を深める)の開催(1回)		(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越で人権都市宣言を啓発した。 (再)地域人権懇談会を地区の民生委員児童委員協議会や養護老人ホーム等で開催した(4回、73人)。 (再)外国籍住民の人権をテーマに、市民セミナーを6月30日に開催した(参加者100人)。	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越で人権都市宣言を啓発する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)市民セミナーを開催する(1回)。			継続		(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越で人権都市宣言を啓発する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)人権・同和問題に関する市民セミナーを開催する(1回)。	
	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部) (再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊)		(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2月末時点で2,980部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:1月末時点で259冊)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:250冊)。			継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:230冊)。	
	社会教育課	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師派遣事業(要望により派遣)	(再)教職員等の現地学習会を60回程度開催予定(1月末時点、54回)。 (再)講師派遣事業を3回程度開催予定(1月末時点、2回)。	(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師派遣事業(要望により派遣)			継続		(再)教職員等の現地学習会の開催(60回程度) (再)講師派遣事業(要望により派遣)	
(2)学校や教育機関との連携 社会参画に向けての資質、学力の向上を図るため、学校やその他の教育機関と連携し、白山会館で小中学生学習会を開催します。	社会教育課	(再)小中学生学習会の実施	(再)小中学生学習会:小中学生を対象に、通年で各週2回、白山会館で学習会を開催している。年間を通じて、135回程度実施し、700人参加予定(1月末時点、106回597人)。	(再)小中学生学習会の実施			継続		(再)小中学生学習会の実施	
(3)市職員の資質の向上 被差別部落の人々への偏見の解消や地位向上に資するため、市職員が関係法令や条例等の理解を深め、人権・同和行政を進めるための資質の向上に取り組みます。	人権・同和対策室	(再)新規採用職員(5月10日)、係長級職員(6月下旬~7月上旬)、所属長(7月中旬)を対象とした研修会の開催	(再)新規採用職員(5月10日、47人参加)、係長級職員(6月26日と7月3日、129人参加)、所属長(7月11日、74人参加)の研修会を開催したほか、今年度は副課長級職員等(11月6日、230人参加)も加えて開催した。	(再)新規採用職員(5月)の研修会を開催するとともに、係長級と所属長職員の研修会は、令和2年10月31日と11月1日に全国人権・同和教育研究大会新潟大会が当市で開催されることから、この大会への参加に替えて、市職員の資質向上につなげる。			継続		(再)新規採用職員(5月)の研修会を開催するとともに、係長級と所属長職員の研修会は、10月31日と11月1日に全国人権・同和教育研究大会新潟大会が当市で開催されることから、この大会への参加に替えて、市職員の資質向上につなげる。	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定					
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度			
具体的な施策(目的)	実施施策		事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)	
		社会教育課	(再)教育委員会同和問題現地研修会の開催	(再)6月21日と24日に教育委員会職員、教育委員会関係委員、市議会議員を対象とした現地学習会を開催した(受講者173人)。 (再)11月6日、教育委員会職員、教育委員会関係委員、市議会議員等を対象とした同和問題現地研修会を開催した(230人参加)。	(再)教育委員会同和問題現地研修会の開催			継続		(再)教育委員会同和問題現地研修会の開催	
		人権・同和対策室 学校教育課 社会教育課	・人権団体が主催する研究会や講座への職員の参加	・人権問題に対する理解を深めるため、人権団体が主催する研修会等に職員が参加した。 部落解放東日本研究会(6人) 部落解放関東女性集会(4人) 越佐にんげん学校(25人) 部落解放新潟県研究会(15人) 部落差別解消推進法リーダー研修会(19人)	・人権団体が主催する研究会(部落解放東日本研究会、部落解放関東女性集会等)や講座(越佐にんげん学校、部落差別解消推進法リーダー研修会等)に職員が参加する。			継続		・人権団体が主催する研修会等(部落解放東日本研究会、部落解放関東女性集会、越佐にんげん学校、部落差別解消推進法リーダー研修会など)に職員が参加する。	
第4節 雇用の促進、産業の振興											
1 企業への啓発推進											
	(1)企業に対する啓発事業の推進 企業の社会的責任として、求職者の基本的な人権を尊重した差別のない公正な採用選考を実現し、就職の機会均等を確保するため、上越公共職業安定所と連携して企業の公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした研修会を開催します。	人権・同和対策室	・市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。	・8月20日に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催した(156人参加)。	・8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。			継続		・8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。	
2 雇用の促進、産業の振興											
	(1)職業の安定、雇用の促進 被差別部落に対する偏見や憶測による差別をなくすため、上越公共職業安定所等と連携して雇用主や従業員への人権啓発を推進します。	人権・同和対策室	(再)市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。	(再)8月20日に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催した(156人参加)。	(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。			継続		(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。	
		産業政策課	・上越公共職業安定所及び公益財団法人新潟県雇用環境整備財団等と連携し、新規高等学校卒業予定者対象応募前企業説明会を開催する際、参加企業に対し公正選考に関することを周知する。 ・上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会において公正採用選考に関するチラシを配布する。	・上越公共職業安定所及び公益財団法人新潟県雇用環境整備財団等と連携し、新規高等学校卒業予定者対象応募前企業説明会を開催し、参加企業に対して事前に公正選考に関する周知を実施した。 ・上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会において、公正採用選考についてのチラシを配布するなど、事業所への意識啓発を図った。	・上越公共職業安定所及び公益財団法人新潟県雇用環境整備財団等と連携し、新規高等学校卒業予定者対象応募前企業説明会を開催する際、参加企業に対し公正選考に関することを周知する。 ・上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会において公正採用選考に関するチラシを配布する。			継続		・上越公共職業安定所及び公益財団法人新潟県雇用環境整備財団等と連携し、新規高等学校卒業予定者対象応募前企業説明会を開催する際、参加企業に対し公正選考に関することを周知する。 ・上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会において公正採用選考に関するチラシを配布する。	
	(2)新潟県同和地区中小企業振興資金制度の周知 企業の資金需要に対応するため、新潟県同和地区中小企業振興資金制度を周知します。	産業政策課	・新潟県制度融資のパンフを掲出し当資金のPRを行う。	・新潟県制度融資のパンフを掲出し当資金のPRを行った。	・新潟県制度融資のパンフを掲出し当資金のPRを行う。			継続		・新潟県制度融資のパンフを掲出し当資金のPRを行う。	
第5節 社会福祉の充実											
	(1)被差別部落の人々の生活状況等の確認と対応 市職員が被差別部落を訪問して地域住民の生活状況などを確認し、必要に応じて庁内関係課と連携して地域住民の支援を行います。	人権・同和対策室	(再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案の確認、協議	(再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議などを行った。	(再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議を行う。			継続		(再)毎月2回、部落解放同盟上越支部を訪問し、情報交換や課題となる人権・同和問題に係る事案についての確認、協議などを行う。	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第3章 同和問題の根本的かつ速やかな解決

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み		今後、同和対策等審議会委員に公表予定					
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)	実施施策		事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催) に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を 踏まえて更新)
第6節 生活環境の改善										
	(1)地域コミュニティの活性化と市民啓発の推進 白山会館など市内施設を利用した地域交流事業を実施し、被差別部落の人々と行政・教育関係者との自由な意見交換ができる環境づくりを推進します。また、講演会や研修会等を開催し、広く市民にも差別の実態を明らかにし、偏見と差別意識をなくすための市民啓発を一層推進していきます。	社会教育課	(再)地域交流事業: バスハイキング等の実施 (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17小学校区で開催) (再)講師派遣事業(要望により派遣)	(再)地域交流事業: バスハイキング…6月9日(日) シーサイドパーク名立(60人参加) もちつき大会…12月15(日) 白山会館(72人参加) (再)人権を考える講話会を17小学校区で開催した。 (再)講師派遣事業を3回程度開催予定(1月末時点、2回)。	(再)地域交流事業: バスハイキング等の実施 (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催) (再)講師派遣事業(要望により派遣)			継続		(再)地域交流事業: バスハイキング等の実施 (再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催) (再)講師派遣事業(要望により派遣)
	(2)環境整備活動の推進 周辺地域と一体となったまちづくりを推進します。	人権・同和対策室	・周辺地域と一体となったまちづくりを推進	・周辺地域と一体となったまちづくりを推進した。	・周辺地域と一体となったまちづくりを推進する。			継続		・周辺地域と一体となったまちづくりを推進する。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定					
目的達成のための施策		2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度			
具体的な施策(目的)		事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)	
実施施策										
第1節 人権擁護の確立										
一	(1)相談支援体制の充実 障害のある人に対する人権侵害事案に適切に対処するため、基幹相談支援センターを核として、市内の各種相談支援事業者や関係機関と相談支援ネットワークを構築し、相談に迅速かつ適切に対応できる体制を整えます。 また、地域における障害者差別に関する相談などの情報を共有し、障害者差別を解消するため、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、効果的かつ円滑に推進する体制を整えます。	福祉課	・基幹相談支援センターの設置 ・基幹相談支援センターでの障害福祉サービス等に関する相談対応 ・基幹相談支援センターを中核とした各相談事業所との連携 ・上越市障害者差別解消支援地域協議会の開催を通じて障害を理由とする差別の解消に向けた情報共有や分析、啓発活動	・基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じたほか、市内の相談支援事業所への支援(助言、援助)を行った。	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域生活支援拠点等における常時の相談及び緊急時の受入れの実施			見直し	・上越市版地域包括ケアシステムの構築に向け、地域における相談支援体制を見直すもの。	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域生活支援拠点等における常時の相談及び緊急時の受入れの実施
	(2)緊急時の相談、救済体制の確保 休日夜間を問わず、虐待に関する相談や通報、緊急保護等に速やかに対応できるように、あしんこーるセンターとの連携により24時間対応可能な相談窓口及び短期入所居室(緊急一時預かり)を確保します。	福祉課	(再)休日夜間の相談窓口の設置とともに、短期入所やヘルパー派遣の対応	(再)休日夜間を問わず緊急に支援が必要なケースに対応するため、相談、ショートステイでの受入れ、ヘルパー派遣など一體的な支援体制を確保し、障害のある人等の地域での安心な暮らしをサポートした。	(再)地域生活支援拠点等における常時の相談及び緊急時の受入れの実施			見直し	(再)上越市版地域包括ケアシステムの構築に向け、地域における相談支援体制を見直すもの。	(再)地域生活支援拠点等における常時の相談及び緊急時の受入れの実施
	(3)権利擁護体制の充実 障害のある人の権利擁護を進めるため、成年後見制度の周知徹底と相談体制の充実を図りながら、制度の利用促進に取り組みます。	福祉課	・基幹相談支援センターの設置 ・成年後見制度利用助成事業の実施 ・成年後見申立に係る支援体制の検討 ・相談支援専門員による相談・周知 ・成年後見制度利用促進計画の策定	・基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じた(権利擁護に関する相談含む)。	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施			見直し	(再)上越市版地域包括ケアシステムの構築に向け、地域における相談支援体制を見直すもの。	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施
	(4)人権啓発の推進 障害のある人に対する差別や偏見を解消し、障害のある人の人権について理解を促すため、講座の開催や資料の配布による啓発を行います。	人権・同和対策室	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナー(仮題:外国籍住民の人権について理解を深める)の開催(1回)	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報1ステーションで人権都市宣言を啓発した。 (再)地域人権懇談会を地区の民生委員児童委員協議会や養護老人ホーム等で開催した(4回、73人)。 (再)外国籍住民の人権をテーマに、市民セミナーを6月30日に開催した(参加者100人)。	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報1ステーションで人権都市宣言を啓発する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)市民セミナーを開催する(1回)。			継続		(再)人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の広報1ステーションで人権都市宣言を啓発する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)人権・同和問題に関する市民セミナーを開催する(1回)。
		福祉課	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・障害を理由とする差別等の事案の収集、対応及び情報共有等の実施。啓発活動の実施	・上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 ・市民啓発のための講演会の開催			継続		・上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 ・障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 ・市民啓発のための講演会の開催	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定					
目的達成のための施策		担当課	2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
実施施策										
第2節 人権教育・啓発の推進										
一	(1)市職員の資質の向上 障害者差別解消法の施行を受けて作成した「上越市長部局、議会事務局及び行政委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、職員が障害のある人に対して、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的な配慮の提供」を的確に行えるように計画的に職員研修を実施します。	人権・同和対策室	(再)新規採用職員(5月10日)、係長級職員(6月下旬～7月上旬)、所属長(7月中旬)を対象とした研修会の開催	(再)新規採用職員(5月10日、47人参加)、係長級職員(6月26日と7月3日、129人参加)、所属長(7月11日、74人参加)の研修会を開催したほか、今年度は副課長級職員等(11月6日、230人参加)も加えて開催した。	(再)新規採用職員(5月)の研修会を開催するとともに、係長級と所属長職員の研修会は、令和2年10月31日と11月1日に全国人権・同和教育研究大会新潟大会が当市で開催されることから、この大会への参加に替えて、市職員の資質向上につなげる。			継続		(再)新規採用職員(5月)の研修会を開催するとともに、係長級と所属長職員の研修会は、10月31日と11月1日に全国人権・同和教育研究大会新潟大会が当市で開催されることから、この大会への参加に替えて、市職員の資質向上につなげる。
		福祉課	・係長級職員等の研修会の実施	・係長級職員等の研修会を実施した(2月4日)。	・係長級職員等の研修会の実施			継続		・係長級職員等の研修会の実施
		人権・同和対策室 学校教育課 社会教育課	(再)人権団体が主催する研究集会や講座への職員の参加	(再)人権問題に対する理解を深めるため、人権団体が主催する研修会等に職員が参加した。 部落解放東日本研究集会(6人) 部落解放関東女性集会(4人) 越佐にんげん学校(25人) 部落解放新潟県研究集会(15人) 部落差別解消推進法リーダー研修会(19人)	(再)人権団体が主催する研究集会(部落解放東日本研究集会、部落解放関東女性集会等)や講座(越佐にんげん学校、部落差別解消推進法リーダー研修会等)に職員が参加する。			継続		(再)人権団体が主催する研修会等(部落解放東日本研究集会、部落解放関東女性集会、越佐にんげん学校、部落差別解消推進法リーダー研修会など)に職員が参加する。
	(2)教職員の資質の向上 学校教育において特別な支援を必要とする児童・生徒に対する正しい理解を深めることは重要です。このことを通じて、教職員の指導方法の改善・充実が図られるように、研修の充実に取り組みます。	学校教育課	・管理職を含めた教職員への計画的な研修会を実施(年間4回以上)	・特別支援教育管理職説明会、特別支援教育コーディネーター研修、心理検査研修会、新任特別支援学級担任研修を実施した。	・管理職を含めた教職員への計画的な研修会の実施(年間4回以上)			継続		・管理職を含めた教職員への計画的な研修会の実施(年間4回以上)
	(3)社会教育の充実 障害のある人に対する理解と認識を深めるため、障害のある人を取り巻く諸問題を含む人権を考える講話会や市民セミナーを開催します。	人権・同和対策室	(再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナー(仮題:外国籍住民の人権について理解を深める)の開催(1回)	(再)地域人権懇談会を地区の民生委員児童委員協議会や養護老人ホーム等で開催した(4回、73人)。 (再)外国籍住民の人権をテーマに、市民セミナーを6月30日に開催した(参加者100人)。	(再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)市民セミナーを開催する(1回)。			継続		(再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)人権・同和問題に関する市民セミナーを開催する(1回)。
		福祉課	(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 (再)障害を理由とする差別等の事案の収集、対応及び情報共有等の実施。啓発活動の実施。	(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会を2回開催し、障害を理由とする差別の解消に向けた情報提供を行ったほか、障害のある人に対する市民の理解促進等を目的とした講演会を10月26日に開催した。	(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 (再)障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 (再)市民啓発のための講演会の開催			継続		(再)上越市障害者差別解消支援地域協議会の運営 (再)障害を理由とする差別等の事案の情報収集、対応の実施 (再)市民啓発のための講演会の開催
		社会教育課	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の実施(17小学校区で開催) (再)講師派遣事業(要請により派遣)	(再)人権を考える講話会を17小学校区で開催した。 (再)講師派遣事業を3回程度開催予定(1月末時点、2回)。	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の実施(17小学校区で開催) (再)講師派遣事業(要請により派遣)			継続		(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の実施(16小学校区で開催) (再)講師派遣事業(要請により派遣)
	(4)地域・保護者への啓発 特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対する理解と認識を深め、共に学び、共に生きる社会の環境を整えるためのパンフレットを作成し、市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校に配布します。	学校教育課	・各種特別支援教育に関わる研修会等、様々な機会を通じて、リーフレットを配布し、その内容について説明していく。	・リーフレット「すべての子どもが輝くために」を紹介し、必要な学校は保護者に配布した。	・各種特別支援教育に関わる研修会等、様々な機会を通じて、リーフレットを紹介し、その内容について説明していく。			継続		・4月のPTA総会等保護者が集まる機会に各学校がリーフレットを配布して説明できるよう、学校へ啓発の文書を送付する。 ・特別支援教育に関わる研修会等様々な機会を通じて、リーフレットの紹介と活用の説明をする。
	(5)企業との連携 企業は、その社会的責任を自覚し、障害のある人に対しても公正な採用を促進するとともに、適正な配置・昇進など、企業内における人権の尊重を一層進めることが望まれているため、企業研修会を開催します。	人権・同和対策室	(再)市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。	(再)8月20日に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催した(156人参加)。	(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。			継続		(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み		今後、同和対策等審議会委員に公表予定					
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催) に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を 踏まえて更新)
実施施策										
-	(6)地域との連携 障害のある人に対する理解と認識を深めるとともに、イベントを通じて市民との交流を図ります。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・上越福祉事業所合同説明会の開催 ・ふくしのひろばの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校等の生徒と保護者、教職員を対象に、福祉事業所合同説明会を開催し、障害福祉サービス事業所の利用に関する理解を促進した。 ・「ふくしのひろば」の後援を行い、障害福祉に関し、広く市民への周知を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校等の生徒、保護者、教職員を対象とした福祉事業所合同説明会を開催する。 ・障害福祉団体が主催する「ふくしのひろば」の市民への周知を図る。 			継続		<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校等の生徒、保護者、教職員を対象とした福祉事業所合同説明会を開催する。 ・障害福祉団体が主催する「ふくしのひろば」の市民への周知を図る。
			福祉交流プラザ	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあいフェスタ」の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあいフェスタ」を通じ、障害のある人に対する理解や認識を深めるとともに、障害のある人等との交流を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいフェスタの開催 			継続	

第3節 社会参加の推進

(1)社会参加の促進										
-	ア タクシー利用券や燃料費の助成、リフト付き福祉バスの運行、自動車改造費の助成、ヘルパーによる個別支援などにより移動支援を行います。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー利用助成による社会参加の促進 ・自動車燃料費助成による社会参加の促進 ・福祉バス利用による社会参加の促進 ・障害者自動車改造費助成による社会参加の促進 ・介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進 ・ヘルパーによる外出支援の促進 ・自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー利用助成による社会参加の促進：(2,129人) ・自動車燃料費助成による社会参加の促進：(3,544人) ・福祉バス利用による社会参加の促進(6,630人) ・障害者自動車改造費助成による社会参加の促進(7人) ・介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進(4人) ・ヘルパーによる外出支援の実施及び事業改善のための見直し検討の実施 ・自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進(2人) 	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー利用助成による社会参加の促進 ・自動車燃料費助成による社会参加の促進 ・福祉バス利用による社会参加の促進 ・障害者自動車改造費助成による社会参加の促進 ・介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進 ・ヘルパーによる外出支援の実施及び事業改善のための見直し検討の実施 ・自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進 			継続		<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー利用助成による社会参加の促進 ・自動車燃料費助成による社会参加の促進 ・福祉バス利用による社会参加の促進 ・障害者自動車改造費助成による社会参加の促進 ・介護者用自動車改造費助成による社会参加の促進 ・ヘルパーによる外出支援の実施及び事業改善のための見直し検討の実施 ・自動車運転免許取得費助成による社会参加の促進
	イ 移動制約者の利便性確保のため、「福祉有償運送事業」の適正な運営を行うとともに、関係機関などへ働きかけ、様々な手段による利用しやすい移動手段の確保に取り組みます。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送事業による移動手段の確保を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・上越市福祉有償運送運営協議会を開催し、福祉有償運送事業の適切な運営や利便性の確保等に関する協議を行い、移動手段を確保した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送事業により移動手段を確保する。 			継続		<ul style="list-style-type: none"> ・福祉有償運送事業により移動手段を確保する。
	ウ 手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、情報機器の導入・配置により、コミュニケーション手段の確保に取り組みます。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣 ・要約筆記者派遣 ・養成講座受講者のテキスト無料配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者、要約筆記者の派遣により聴覚障害者のコミュニケーションを支援した。 ・手話通訳養成講座(基礎編)を開講。その他に、手話体験講座やフォローアップ講座も開講した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣 ・要約筆記者派遣 ・養成講座受講者のテキスト無料配布 			継続		<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者派遣 ・要約筆記者派遣 ・養成講座受講者のテキスト無料配布
	エ 障害のある人の交流の場、創作的活動・生産活動の場としての「地域活動支援センター」について、身近な地域で適切な支援が受けられるように運営面での支援を行います。	福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターへの補助金交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター事業に補助金を交付し、活動の場を確保した(3施設)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターへの補助金交付 			継続		<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターへの補助金交付

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定					
目的達成のための施策		2019(R1)年度			2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)		事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催) に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を 踏まえて更新)	
実施施策										
オ 障害者関係団体や、それらの団体が行う障害のある人の自立と社会参加を促進する事業に対し支援を行います。また、障害のある人の余暇支援を行うボランティア団体などとの連携を支援します。		福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 市自立支援協議会(障害の有無に関わらず、すべての市民が安心して暮らすことのできる自立と共生のまちづくりに関し、定期的に協議を行う)全体協議会 専門部会 	<ul style="list-style-type: none"> これまでの状況を踏まえ、今年度から協議会の組織を、全体協議会及び専門部会の2つとした。 ※R1.6.10 第1回自立支援協議会において承認済 協議会や専門部会を随時開催し、関係者間で十分な議論を行うことで、今後の施策の方向性等について意識共有を図った。 障害の重度化、障害のある人の高齢化や親亡き後に備えるとともに、地域生活への移行の促進を図るため、地域生活支援拠点等の整備を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会の開催 令和3年～5年度までの障害者福祉計画を策定する。 			継続		<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会の開催 令和3年～5年度までの障害者福祉計画を策定する。
(2)地域生活の支援										
ア 各種手当や医療費助成制度の実施により経済的な支援を行います。		福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護手当の支給 障害児福祉手当の支給 特別児童扶養手当の支給 重度心身障害者医療費の助成 心身障害者扶養共済掛金の助成 自立支援医療(更生医療)費の支給ほか 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護手当の支給:316人 障害児福祉手当の支給:101人 特別児童扶養手当の支給:412人 重度心身障害者医療費の助成:5,169人 心身障害者扶養共済掛金の助成:40人 自立支援医療(更生医療)費の支給:472人 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護手当の支給 障害児福祉手当の支給 特別児童扶養手当の支給 重度心身障害者医療費の助成 心身障害者扶養共済掛金の助成 自立支援医療(更生医療)費の支給 			継続	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護手当の支給 障害児福祉手当の支給 特別児童扶養手当の支給:420人 重度心身障害者医療費の助成:5,129人 心身障害者扶養共済掛金の助成:38人 自立支援医療(更生医療)費の支給:485人 	
イ 快適な生活ができるように、住居のバリアフリー化の費用助成などを行うとともに、グループホームの整備・充実に取り組みます。		福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 障害者向け住宅リフォームの助成 障害者施設助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者向け住宅リフォームの助成(3件) 施設整備事業所に対してグループホーム整備事業の補助(3件) 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者向け住宅リフォームの助成 障害者施設助成事業の実施 			継続	<ul style="list-style-type: none"> 障害者向け住宅リフォームの助成:3件 障害者施設助成事業の実施 	
ウ 災害時に迅速かつ的確に支援が行えるように、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、支援について関係機関と連携した対応を図ります。また、一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者を対象に福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を作成し、避難支援体制を整えます。		福祉課 高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における避難行動要支援者の支援体制を整えるため、民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者名簿を整理し、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察、消防署、地域包括支援センターなど)に必要な情報を提供した。 災害時に福祉避難所避難対象者が、直接、福祉避難所へ避難できるよう、対象者名簿の更新を3か月に1回行い、町内会、民生委員・児童委員等に情報提供を行うとともに、町内会の協力を得て、福祉避難所避難対象者の避難支援者の選定を行った。 個別避難計画が未策定となっている町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行い、個別避難計画の作成率向上(96%以上)を図り、災害時の避難支援体制の構築を促進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の避難支援体制の構築を促進したとあるが、目標としている個別避難計画の作成率96%以上については、現在の作成率は何%か。未到達であれば、目標達成に向けた対応策を聞きたい。 個別避難計画の作成が必要ないと思われる小規模な町内会はないのか。 浦川原区は、65歳以上の高齢者が多いので、全町内会が避難行動要支援者名簿を作成している。名簿の必要性を疑う一部町内会もあったようだが、作成することで行政とつながり、安心感が得られるので、地域ががんばっていると思っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の作成率は92.1%、年度内に35町内会が作成することによって、96%を目指している。なお、町内会によっては、町内会長の交替時期の関係や支援する側が仕事で日中不在などを理由に未作成となっているところもあるが、現在、こうした未作成の町内会に出向き、相談に応じながら、作成に向けて取り組んでいる。 市内820町内会のうち、避難行動要支援者という方がいない町内会もある。そういう町内会は作成しなくてもよいことになっている。なお、小規模な町内会であっても、一人でも要支援者がいる場合は、名簿作成を依頼している。 	継続	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者名簿、福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。 町内会における個別避難計画の作成率を98%以上とする。 	
エ 障害のある人やその家族の様々な相談に対応する「基幹相談支援センター」において、情報提供や必要な支援を行い障害のある人の自立と社会参加を促進します。		福祉課	(再)基幹相談支援センターでの障害福祉サービス等に関する相談対応	(再)基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じたほか、市内の相談支援事業所への支援(助言、援助)を行った。	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施			見直し	(再)上越市版地域包括ケアシステムの構築に向け、地域における相談支援体制を見直すもの。	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定					
目的達成のための施策		担当課	2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
実施施策										
	オ 専門的知識をもった人材やボランティアの養成・確保に取り組みます。	福祉課	・福祉サービス従事者等を対象とした研修会等の開催	・強度行動障害のある人に対する支援者の知識と技能を高めるため研修会を開催した(延べ4回)。	・福祉サービス従事者等を対象とした研修会等の開催			継続		・福祉サービス従事者等を対象とした研修会等の開催
	カ 障害のある人の社会参加について、関係機関と連携を図ります。	福祉課	・相談支援事業により、関係機関と連携した障害のある人の社会参加の支援	(再)基幹相談支援センターにおいて、障害のある人やその家族等の生活全般にわたる相談に幅広く応じたほか、市内の相談支援事業所への支援(助言、援助)を行った。	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施			見直し	(再)上越市版地域包括ケアシステムの構築に向け、地域における相談支援体制を見直すもの。	(再)すこやかなくらし包括支援センターにおける相談支援の実施 (再)地域包括支援センターにおける相談支援の実施
	(3)特別支援教育の充実 障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するために、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上の困難を主体的に改善又は克服するための学習を効果的に進める必要があります。 市では、障害の特性や一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場や学習内容の設定が行えるよう、以下の点に取り組みます。 ア 教職員の特別支援教育に関する研修の充実を図ります。 イ 就学相談や巡回相談の機能を充実させます。 ウ 介護員や教育補助員、学校看護師の配置を行います。 エ 学校施設のバリアフリー化などの学習環境の整備に取り組みます。 オ 人間の多様性の尊重を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするため、インクルーシブ教育システムの構築を図ります。	学校教育課	・特別支援教育に関する研修(4回)や就学相談、巡回相談の計画的な実施 ・インクルーシブ教育の普及に向けて、指導主事による学校訪問の実施(3年で72校を訪問)	・特別支援教育管理職説明会、特別支援教育コーディネーター研修、心理検査研修会、新任特別支援学級担任研修を実施した。 ・市内を14ブロックに分け、28人の巡回相談員が通年で巡回相談を行った。	・特別支援教育に関する研修(4回)や就学相談、巡回相談の計画的な実施			継続		・特別支援教育に関する研修(4回)や就学相談、巡回相談の計画的な実施
		保育課	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入	・子どもの発達状況に合わせ、必要に応じた加配の職員を配置し、きめ細かな対応を実施した。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入			継続		・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入
		こども発達支援センター	・発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 ・就学に向けた切れ目のない支援の実施 ・国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 ・休日にセンター体験・見学会を開催 ・保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 ・臨床心理士や保育士による園巡回相談の強化	・一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援や療育サービスを実施するとともに、教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 ・休日にセンター体験・見学会を開催 ・保護者の通院やリフレッシュなどに、負担軽減を図るため、一時保育を実施した。 ・臨床心理士や保育士による園巡回相談を実施し、早期の療育支援につなげた。	・発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 ・就学に向けた切れ目のない支援の実施 ・国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 ・休日にセンター体験・見学会を開催 ・保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 ・臨床心理士や保育士による園巡回相談の強化			継続		・発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 ・就学に向けた切れ目のない支援の実施 ・国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 ・休日にセンター体験・見学会を開催 ・保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 ・臨床心理士や保育士による園巡回相談の強化
		すこやかなくらし包括支援センター	(再)子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応	(再)子どもの育ちに関する包括的な相談窓口として相談員を2人配置し、各種制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯について、面談等を行い、必要に応じて関係機関と連携し支援した。 相談延べ件数:6,450件	(再)子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応			継続		(再)子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応
	(4)療育支援									
	ア 障害のある未就学児の相談等を通じて療育支援の充実を図ります。	保育課	(再)障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入	(再)子どもの発達状況に合わせ、必要に応じた加配の職員を配置し、きめ細かな対応を実施した。	(再)障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入			継続		(再)障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする児童の受入
		こども発達支援センター	(再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 (再)休日にセンター体験・見学会を開催 (再)保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談の強化	(再)一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援や療育サービスを実施するとともに、教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 (再)休日にセンター体験・見学会を開催した。 (再)保護者の通院やリフレッシュなどに、負担軽減を図るため、一時保育を実施した。 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談を実施し、早期の療育支援につなげた。	(再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 (再)保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談の強化			継続		(再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 (再)保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談の強化

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定					
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度			
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)	
一	イ 放課後等デイサービス事業の充実に取り組みます。	福祉課	・放課後等デイサービスの提供	・放課後等デイサービス事業への給付により、障害のある児童・生徒に対する日常生活上の訓練等の実施を支援した。	・放課後等デイサービスの提供			継続		・放課後等デイサービスの提供	
	(5)ユニバーサルデザインの推進 障害のある人が安全・安心で快適に利用できるよう施設整備を行うとともに、施設管理者や事業者が利用者に配慮した運営・管理等の取組を促進します。	福祉課	(再)障害者向け住宅リフォームの助成	(再)障害者向け住宅リフォームの助成(3件)	(再)障害者向け住宅リフォームの助成			継続		(再)障害者向け住宅リフォームの助成	
		共生まちづくり課	・新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。	・障害のある人や高齢者等に配慮した施設となるよう施設整備を実施し、利用者への配慮を行った。 新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準審査 協議件数:23件 適合施設:9件 公共建築物UD指針に基づく協議 協議件数:26件 適合施設:25件	・新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。			継続		・新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。	
第4節 雇用の促進・産業の振興											
一	(1)雇用、就労対策										
	ア 事業所に対して障害者雇用についての意識の醸成を図るほか、農業分野における就労機会の拡大など、新たな雇用機会の創出に取り組みます。	農村振興課	・障害のある人の就労機会拡大のため、農業分野で就労機会を創出できるよう認定農業者等に働きかけを行う。	・農業者向けの各種研修会を通じ、認定農業者等に働きかけを行い、新たな農業者との連携、作業を獲得することができた。	・障害のある人の就労機会拡大のため、農業分野で就労機会を創出できるよう認定農業者等に働きかけを行う。			継続		・障害のある人の就労機会拡大のため、農業分野で就労機会を創出できるよう認定農業者等に働きかけを行う。	
		福祉課	・障害者交流促進モデル事業を継続し、農作業を通じた障害のある人への理解促進や社会参加を促進する。 ・農福連携による農業の6次産業化に向けた事業計画を作成し、事業化に向けた準備を進める。	・障害者交流促進モデル事業を2事業所を対象に実施した。 ・受託農作業の拡大の取組及び農業者と福祉事業所を対象とした研修会を2回開催した。 ・6次産業化に向けた法人との協議を行い、次年度からの事業開始の方向で協議が整った。	・1法人で6次産業の事業を新たに開始する。			拡充	・1法人で6次産業化の事業を新たに開始するため、拡充とした。	・1法人で6次産業の事業を新たに開始する。	
	イ 就職に有効な資格を取得する際の受験料及び旅費を助成し、障害のある人の就労機会の拡充を図ります。	産業政策課	・障害者の就労機会を拡充するため、就労に役立つ資格の取得に必要な受験料や研修等の受講料、市外の受験会場への交通費を補助する。	・障害者の就労に役立つ資格の取得に必要な受験料や研修等の受講料、市外の受験会場への交通費を補助した(16人)。	・障害者の就労機会を拡充するため、就労に役立つ資格の取得に必要な受験料や研修等の受講料、市外の受験会場への交通費を補助する。			継続		・障害者の就労機会を拡充するため、就労に役立つ資格の取得に必要な受験料や研修等の受講料、市外の受験会場への交通費を補助する。	
	ウ 障害者就業・生活支援センターと連携を図り、一人一人の障害の特性に応じた訓練・指導を通じて、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。	福祉課	・障害者就業・生活支援センターと連携を図り、就業面及び生活面に応じた相談・訓練の実施 ・ジョブサポーターを設置し、就労意欲のある障害者の掘り起しや職場定着の支援の実施	・障害者就業・生活支援センターにジョブサポーターを配置し、在宅で生活している障害のある人への訪問や就労に向けた実習支援、職場開拓、職場定着に向けた支援を実施した。	・障害者就業・生活支援センターと連携し、日常生活及び就業に向けた相談や支援を実施する ・ジョブサポーターを配置し、就労意欲のある障害者に対し、就労に向けた支援を実施する。			継続		・障害者就業・生活支援センターと連携し、日常生活及び就業に向けた相談や支援を実施する ・ジョブサポーターを配置し、就労意欲のある障害者に対し、就労に向けた支援を実施する。	
エ 職業訓練を希望する障害のある人に、各種訓練機関などの情報提供を行います。	福祉課	・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所を介して、就労先に関する情報の提供	・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所及びハローワーク等の関係機関を通じて、就労先に関する情報提供を行った。	・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所を通じて、就労先に関する情報を提供する。			継続		・障害者就業・生活支援センターや就労継続支援を行う事業所を通じて、就労先に関する情報を提供する。		

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
-	オ	障害のある人の職業訓練や日中活動、社会参加の場となる通所型施設との連携を強化します。	福祉課	・在宅の障害のある人への支援として作業訓練ができる場の提供についての検討 ・相談員を經由しての就労系の通所型サービス事業所の照会とサービス利用に向けた支援の実施	・障害のある人の就労先・実習先の拡充に向け、商工会議所や商工会に対する障害者雇用等に関する説明会を実施した。	・事業所に対する障害のある人の雇用等に関する説明会を開催し、障害のある人の就労先や実習先の更なる拡充を図る。			継続	・事業所に対する障害のある人の雇用等に関する説明会を開催し、障害のある人の就労先や実習先の更なる拡充を図る。
	カ	特別支援学校等と連携を図り、障害のある児童の希望や能力に応じた進路選択について支援します。	福祉課	・特別支援学校における進路相談等に参加し、助言等を行う。	・特別支援学校等と連携し、保護者会での意見交換や進路説明会を開催するなど障害福祉サービスの理解や卒後の進路を選択するための助言などを行った。	・特別支援学校等と連携し、障害福祉サービスへの理解を促進するとともに、障害のある児童が進路選択を行う際の助言を行う。			継続	・特別支援学校等と連携し、障害福祉サービスへの理解を促進するとともに、障害のある児童が進路選択を行う際の助言を行う。
	キ	障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障害のある人が就労している施設等への受注機会の拡大につながるよう取り組みます。	福祉課	・障害者優先調達推進方針の作成し、庁内に周知する。	・障害者優先調達推進方針を作成し、庁内に周知した。	・障害者優先調達推進方針を作成し、庁内に周知する。			継続	・障害者優先調達推進方針を作成し、庁内に周知する。
	ク	障害のある人の雇用促進と就労の安定を図るため、市発注の物品購入等の入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名します。	産業政策課	・市発注の物品購入等の入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名	・対象案件に対して優先的に指名を行った。	・市発注の物品購入等の入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名			継続	・市発注の物品購入等の入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名
第5節 社会福祉の充実										
-	(1)	地域生活支援の充実 障害のある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるように、必要となる居宅サービスの充実を図ります。	福祉課	・ホームヘルプサービス ・ショートステイ ・補装具費給付 ・日常生活用具給付	・各種サービスに係る介護給付費等の給付により、居宅サービスの適切な提供を行った。	・ホームヘルプサービス ・ショートステイ ・補装具費給付 ・日常生活用具給付			継続	・ホームヘルプサービス ・ショートステイ ・補装具費給付 ・日常生活用具給付
	(2)	日常生活支援の充実 障害のある人の就労訓練や日中活動の場としての通所型施設と地域での生活の場となるグループホームの整備・充実に取り組みます。	福祉課	・施設入所支援 ・通所施設利用支援 ・グループホーム利用支援	・社会福祉法人等が整備する障害福祉サービス事業所やグループホームの整備費の一部助成を通じて、障害のある人が安心して自分らしく暮らすための環境整備を進めることができた。	・障害者施設助成事業の実施			継続	・障害者施設助成事業の実施
	(3)	ケアマネジメント体制の確立 障害のある人からの相談に応じ、個々の心身の状況やサービス利用の意向、家庭環境などを踏まえ、各種サービスや地域の人的資源を活用しながら、状況に応じた途切れない支援を行うことのできる仕組みづくりを進めます。	福祉課	・計画作成等に係る介護給付費等の給付により、ケアマネジメント体制の確立を支援する。	・ケアプランの点検及び効果的なケアプランを作成するための計画相談会を月2回開催し、給付に向けた相談支援専門員の資質向上を図った。 ・多職種連携による支援や自立支援につながるプランとするための研修会を4回開催した。	・計画相談会及び相談支援専門員研修会を開催し、個々の状態にあった適切なケアプランを作成する。			継続	・計画相談会及び相談支援専門員研修会を開催し、個々の状態にあった適切なケアプランを作成する。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み		今後、同和対策等審議会委員に公表予定					
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)	実施施策		事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
第1節 人権擁護の確立										
	(1)女性に対するあらゆる暴力の防止に向けた環境づくり DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢など女性に対するあらゆる暴力は人権侵害であるという社会的認識を深めるため、広報・啓発はもとより、暴力被害を潜在化させないように情報収集や相談事業の充実に取り組みます。	男女共同参画推進センター	(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 ・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催 ・国や県などが実施する研修会等に参加し(11回予定)、DV防止、被害者支援に関する情報を収集	(再)女性相談員3人を配置し、相談窓口を設置した。 相談延べ件数:4,000件 相談実人員:300人 (再)広報上越やウイズじょうえつからののおたより、女性相談カード、デートDV防止リーフレット、大型パネルで相談窓口の設置情報を市民に提供した。 ・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に関する講座を開催した。 センター講座3回(6月44人、7月49人、10月15人)、出前講座3回(4月～11月 367人) (再)DV庁内連絡会議を1回開催し、関係課間で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した(個別のケース会議は随時開催) ・国や県などが実施する研修会等に参加し(10回)、DV防止、被害者支援に関する情報収集及び相談員間の意見交換を通じて、相談員のスキルアップとDV防止及び被害者支援に役立てた。	(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 ・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催 ・国や県などが実施する研修会等に参加し(11回予定)、DV防止、被害者支援に関する情報を収集			継続		(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 ・「女性に対するあらゆる暴力の防止」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催 ・国や県などが実施する研修会等に参加し(11回予定)、DV防止、被害者支援に関する情報を収集
	(2)女性相談への的確な対応 女性相談窓口の周知強化を図るとともに、DVなどの主に女性に対する人権侵害事案に対処するため、関係機関と連絡調整し、的確な対応に努めます。	男女共同参画推進センター	(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 (再)情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催	(再)女性相談員3人を配置し、相談窓口を設置した。 相談延べ件数:4,000件(見込) 相談実人員:300人 (再)広報上越やウイズじょうえつからののおたより、女性相談カード、デートDV防止リーフレット、大型パネルで相談窓口の設置情報を市民に提供した。 (再)DV庁内連絡会議を1回開催し、関係課間で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した(個別のケース会議は随時開催)。	(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 (再)情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催			継続		(再)女性相談窓口の設置 (再)女性相談窓口の設置情報を広報上越や情報紙等で市民に提供 (再)情報共有等を目的としたDV庁内連絡会議及び個別のケース会議の開催
	(3)被害女性の安全確保と支援体制の整備 あらゆる暴力から女性を守るため、関係機関と連携して安全確保に取り組むとともに、自立支援のための相談・支援体制の整備を図ります。	男女共同参画推進センター	・一時保護施設や警察等関係機関との連携 ・緊急一時保護生活費の貸与	・あらゆる暴力から女性を守るため、関係機関と連携して安全確保に取り組むとともに、自立支援のための相談・支援体制を維持している。 (再)DV庁内連絡会議を1回開催し、関係課間で情報共有を図るとともに、連携と支援体制を確認した。(個別のケース会議は随時開催) ・緊急一時保護施設入所者:なし、緊急一時保護生活費の貸与:なし	・一時保護施設や警察等関係機関との連携 ・緊急一時保護生活費の貸与			継続		・一時保護施設や警察等関係機関との連携 ・緊急一時保護生活費の貸与
	(4)性別による役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動 地域・家庭・職場などに残る性別による役割分担を固定化する意識の解消に向け、広報や各種講座の開催などの啓発活動などを進めます。	男女共同参画推進センター	・情報紙の発行(4回、各10,000部) ・「男女共同参画の取組」冊子の発行(100部) ・男女共同参画サポーターの募集 ・男女共同参画コーナーでの情報提供 ・「固定的性別役割分担意識の解消」に関する講座の開催(1講座以上)	・ウイズじょうえつからののおたよりを発行した(4回、各10,000部)。 ・「男女共同参画の取組」冊子を発行した(85部、12月)。 ・男女共同参画サポーターの募集及び懇談会、研修会を開催した。 ・男女共同参画コーナーでの情報提供 ・「固定的性別役割分担意識の解消」に関する講座を開催した。 センター講座3回(10月16人、11月16人、2月50人)、出前講座1回(10月23人)	・情報紙の発行(4回、計17,500部) ・「男女共同参画の取組」冊子の発行(85部) ・男女共同参画サポーターの募集及び懇談会、研修会の開催 ・男女共同参画コーナーでの情報提供 ・「固定的性別役割分担意識の解消」に関する講座の開催(1講座以上)			継続		・情報紙の発行(4回、計17,500部) ・「男女共同参画の取組」冊子の発行(85部) ・男女共同参画サポーターの募集及び懇談会、研修会の開催 ・男女共同参画コーナーでの情報提供 ・「固定的性別役割分担意識の解消」に関する講座の開催(1講座以上)

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
実施施策										
-		人権・同和対策室	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナー(仮題:外国籍住民の人権について理解を深める)の開催(1回)	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報1ステーションで人権都市宣言を啓発した。 (再)地域人権懇談会を地区の民生委員児童委員協議会や養護老人ホーム等で開催した(4回、73人)。 (再)外国籍住民の人権をテーマに、市民セミナーを6月30日に開催した(参加者100人)。	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報1ステーションで人権都市宣言を啓発する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)市民セミナーを開催する(1回)。			継続		(再)人権週間に合わせ、広報上越12月号やエフエム上越の広報1ステーションで人権都市宣言を啓発する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)人権・同和問題に関する市民セミナーを開催する(1回)。
			(再)市民の人権相談に対応するほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の設置・開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促した。 (再)特設人権相談所の会場を提供(19回程度開催)	(再)市民の人権相談に対応したほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促した。 (再)特設人権相談所の会場を提供した(18回開催)。	(再)市民の人権相談に対応する。 (再)人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促す。 (再)特設人権相談所の会場を提供する(19回開催)。			継続		(再)市民の人権相談に対応する。 (再)人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促す。 (再)特設人権相談所の会場を提供する(18回開催)。
		人事課	・旧姓使用制度の適正運用	・適正に運用した。 申請に対する承認率100%(2月末時点) 制度新規利用者:正規職員5人、非常勤一般職6人 利用中止者:正規職員2人、非常勤一般職2人	・旧姓使用制度の適正運用			継続		・旧姓使用制度の適正運用
第2節 人権教育・啓発の推進										
-	(1)市民、企業等への男女共同参画の意識啓発 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しや意識の改革を図るため、人権週間、男女共同参画週間などの多様な機会を捉えて、家庭や地域、企業等への啓発・広報活動を推進し、男女共同参画社会に対する意識の底上げを図ります。	男女共同参画推進センター	・「男女共同参画に関する意識啓発」に関する講座の開催(目標:センター講座9回、出前講座20回)	・「男女共同参画に関する意識啓発」に関する講座を開催した。 センター講座16回(6月～3月430人)、出前講座19回(4月～1月1,469人)	・「男女共同参画に関する意識啓発」に関する講座の開催(目標:センター講座7回、出前講座18回)			継続		・「男女共同参画に関する意識啓発」に関する講座の開催(目標:センター講座7回、出前講座18回)
			(再)情報紙の発行(4回、各10,000部)	(再)ウィズじょうえつからのおたよりを発行した(4回、各10,000部)。	(再)情報紙の発行(4回、計17,500部)			継続	(再)情報紙の発行(4回、計17,500部)	
		保育課	(再)保育目標の「なかよくあそぶこども」の実践	(再)日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良しのびのびと遊ぶ保育を行った。	(再)保育目標の「なかよくあそぶこども」の実践			継続		(再)保育目標の「なかよくあそぶこども」の実践
		学校教育課	・全体計画への明記と校内研修の実施	・人権教育の全体計画に男女の人権の尊重を扱う内容・視点を確実に位置付け、校内研修を行うよう校長会等で指導した。	・全体計画への明記と校内研修の実施			継続		・全体計画への明記と校内研修の実施
	(3)男女平等と互いの人権を尊重する人づくりを目指した社会教育の推進 男女共同参画、人権尊重の視点を取り入れた社会教育事業を実施し、市民、教育関係者の意識啓発を進めます。	社会教育課	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17小学校区で開催)	(再)人権を考える講話会を17小学校区で開催した。	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催)			継続		(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催)

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み		今後、同和対策等審議会委員に公表予定					
目的達成のための施策			2019(R1)年度	2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度			
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
実施施策										
第3節 社会参画の推進										
	(1)公募委員への応募促進 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、各種審議会等の委員がいずれか一方の性別に偏ることのないよう留意しながら、地域や企業、団体と連携した各種講座の開催やサポーター登録者数の拡充など、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)を講じていくことで、公募委員への女性の応募を促します。	男女共同参画推進センター	・「女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発」に関する講座の開催(1講座以上) ・市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 ・子育て世代や地域協議会委員などの女性を対象に、女性活躍に関する考え方や意向、女性の活躍を阻害する要因などを把握するためのアンケートを実施 ・様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催	・「女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発」に関する講座を開催した。 センター講座2回(8月25人、3月20人) ・市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用を促した。 ・様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーを開催した。 ・女性活躍に関する考え方や意向、女性の活躍を阻害する要因などを把握するため、企画政策課の若者や子育て世代に対するアンケートに女性活躍に関する設問を加えて実施した。	・「女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発」に関する講座の開催(1講座以上) ・市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 ・様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催			継続		・「女性の人材育成・能力発揮支援に向けた意識啓発」に関する講座の開催(1講座以上) ・市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 ・様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催
	(2)女性登用率の向上 市の審議会、委員会等への女性の参加拡大を図るため、女性の登用率の目標値を定めるクォータ制に取り組むとともに、委員の推薦依頼団体に対して男女共同参画を意識した推薦を依頼するなど、ポジティブ・アクションに取り組み、登用率の向上を図ります。	男女共同参画推進センター	・女性登用率及び女性委員を含む審議会等の設置率の向上のための要請、依頼 (再)市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 (再)子育て世代や地域協議会委員などの女性を対象に、女性活躍に関する考え方や意向、女性の活躍を阻害する要因などを把握するためのアンケートを実施 (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催	・R元年度の審議会等における女性委員の登用率は、H30年度と比較し、0.1ポイント向上の29.0%であった。 ・職員研修の実施に合わせ、審議会等における女性委員の登用の現状について説明したほか、今後審議会等を新設する場合や委員を改選する際には、改めて男女比に配慮するよう依頼した。 ・女性活躍に関する考え方や意向、女性の活躍を阻害する要因などを把握するため、企画政策課の若者や子育て世代に対するアンケートに女性活躍に関する設問を加えて実施した。	・女性登用率及び女性委員を含む審議会等の設置率の向上のための要請、依頼 (再)市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催	・「女性登用率の向上」について、女性登用率が29.0%、前年度比0.1%の上昇をどのよう評価しているのか。 ・目標値に照らして、この29.0%という数値が、審議会や委員会等への女性の参加拡大に対して、どのような評価になるのか。 ・審議会等の登用率が進まないことについて、職員向け研修以外の新たな方法を考えたい必要があるのではないかと、29.0%の0.1%を前年度に比べて上昇と捉えるのか、それとも目標の50%に比べて停滞と捉えるのであれば、もっと全庁挙げて対応策の検討が必要ではないか。 ・50%の目標を掲げた計画設計に携わっていたものとして、当時の上越市役所は燃えていたような気がする。女性人口の方が男性よりも多いので、目標50%の設定は何の不思議もない。担当には50%が高いという意識を持ってほしくない。 ・同事業に「…阻害する要因を把握するためのアンケートを実施した。」とあるが、阻害要因はどのように分析したのか。	・女性登用率の29.0%は、庁内の審議会等の関係者の男女比率をまとめた数値である。職員には、研修会を実施して審議会等への女性登用の配慮をお願いしている。 ・県内でもいち早く男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできたこともあり、女性登用率の目標は50%と高い。その目標達成に向けて、地道に啓発活動や講座等を実施して、市民の意識を高めるよう努めている。 ・目標の50%に対しての29.0%は明らかに低いため、女性登用率の向上に向けて、今後も各種の取組を進めていくとともに、全庁挙げての検討については、貴重な意見として参考にします。 ・当初、アンケートは単独での実施を予定していたが、今年に入り企画政策課で若者や子育て世代に対するアンケートに女性活躍に関する設問を加えて実施した。分析結果では、子育てにおいて、男性配偶者から協力の同意をあまり得られていないことや、「男性は仕事、女性は家庭」といった役割分担の意識が残っていることが表れていた。	継続		・女性登用率及び女性委員を含む審議会等の設置率の向上のための要請、依頼 (再)市の審議会委員候補者などの選定に活用している女性人材バンク登録者情報の市民活動への活用促進 (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催
	(3)家事・育児等と地域活動の両立支援 男女が共に職業生活と家庭生活の両立を図ることができ、また、地域社会にも積極的に参画することができるようにするため、これまで家庭や地域への参画が少なかった男性が家事・育児及び地域活動へ積極的に参画できるように、啓発活動を通して促進を図ります。	男女共同参画推進センター	・「家庭での子育て支援」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報紙の発行(4回、各10,000部)	・「家庭での子育て支援」に関する講座を開催した。 センター講座1回(12月89人)、出前講座1回(6月47人) (再)ウイズじょうえつからのおたよりを発行した(4回、各10,000部)。	・「家庭での子育て支援」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報紙の発行(4回、計17,500部)			継続		・「家庭での子育て支援」に関する講座の開催(1講座以上) (再)情報紙の発行(4回、計17,500部)
	(4)役職者への女性の積極登用の促進 役職者への積極的な登用を促すため、企業、各種機関・団体等に対し、各種講座などの啓発活動を行います。	男女共同参画推進センター	・「女性の社会参画」に関する出前講座の開催(1講座以上) (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催	・「女性の参画促進」に関する講座を開催した。 出前講座2回(7月43人、11月40人)	・「女性の社会参画」に関する出前講座の開催(1講座以上) (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催			継続		・「女性の社会参画」に関する出前講座の開催(1講座以上) (再)様々な分野での女性の活躍を推進するため、職場における女性の活躍をテーマにしたセミナーの開催

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定					
目的達成のための施策		担当課	2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
実施施策										
第4節 職業の安定と雇用の促進										
	(1)女性の職業能力の開発・育成の支援 女性の再就職に向けた支援を行います。	産業政策課	・結婚、出産、子育て等、職業生活を中断した後に再就職を希望する人を対象とした、女性の再就職に向けたセミナーの開催 ・雇用政策専門員による相談会の開催	・雇用政策専門員による相談会(申込に応じて月1回)を開催した。	・結婚、出産、子育て等、職業生活を中断した後に再就職を希望する人を対象とした、女性の再就職に向けたセミナーの開催 ・雇用政策専門員による相談会の開催					・結婚、出産、子育て等、職業生活を中断した後に再就職を希望する人を対象とした、女性の再就職に向けたセミナーの開催 ・雇用政策専門員による相談会の開催
	(2)育児休業、介護休業取得に向けた啓発 子どもの養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活の両立を図るため、事業主が実施すべき措置や助成制度について、情報発信を行うとともに関係機関と連携して意識啓発を図っていきます。	産業政策課	・市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーの開催や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図る。	・市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーの開催や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図った。	・市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーの開催や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図る。					・市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナーの開催や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図る。
	(3)女性農業者の育成 女性農業者が能力を最大限に発揮し、農業経営への積極的な参画を始め、より一層活躍できるように意識啓発を図っていきます。	農政課	・関係機関と連携し、農業経営への積極的な参画に向けた研修会の開催	・関係機関と連携し、会計・税務や法人間連携など、農業経営への積極的な参画に向けた研修会を計5回開催し、延べ32人の女性が参加した。(1月末時点)	・関係機関と連携し、農業経営への積極的な参画に向けた研修会の開催					・関係機関と連携し、農業経営への積極的な参画に向けた研修会を5回程度開催し、女性農業者の参加を促す。
	(4)職業生活と家庭生活が両立できる就業環境の整備 働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や、子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を実現できる職場環境を整備するため、関係機関と連携して事業者等への意識啓発を図っていきます。	産業政策課	(再)市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナー開催や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図る。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する講座や雇用政策専門員による相談会を開催する。	(再)市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナー開催や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図った。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する講座や雇用政策専門員による相談会(申込に応じて月1回)を開催した。	・市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナー開催や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図る。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する講座や雇用政策専門員による相談会を開催する。					・市ホームページや事業所訪問により周知を行うとともに、関係機関と連携してワーク・ライフ・バランス推進に向けたセミナー開催や市内事業所へのチラシ配布により意識啓発を図る。 ・ワーク・ライフ・バランスに関する講座や雇用政策専門員による相談会を開催する。
	(5)ひとり親家庭への就職支援事業の推進 ひとり親家庭の父又は母は、一人の収入で生計を維持していくため、長期に安定した職に就く必要があります。安定した職を得て自立した生活基盤を築くことができるように、資格取得にかかる費用に対する助成を行うほか、上越公職業安定所と連携した就職支援を推進していきます。	こども課	・ひとり親家庭の父または母の就労に役立つ資格取得費用を助成するため、児童扶養手当認定証書交付時に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行う。 ・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、現況届提出時に制度を説明し、案内チラシを配布する。 ・自立支援プログラム作成、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付を行う。	・児童扶養手当認定証書交付時に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行った。 ・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、現況届提出時に制度を説明し、案内チラシを配布した。 ・自立支援プログラム作成、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付を行った。	・児童扶養手当認定証書交付時に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行う。 ・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、現況届提出時に制度を説明し、案内チラシを配布する。 ・自立支援プログラム作成、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付を行う。					・児童扶養手当認定証書交付時に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行う。 ・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、現況届提出時に制度を説明し、案内チラシを配布する。 ・自立支援プログラム作成、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付を行う。
	(6)市役所で働く女性職員の活躍推進 女性活躍推進法の施行に伴い、2016(平成28)年3月に改訂した「上越市特定事業主行動計画」に基づき、育児休業等の取得促進など、仕事と子育てが両立できる職場づくりを推進し、市役所で働く女性が働きやすい環境を整備するとともに、政策形成に参画できる機会を拡大するため、女性職員の積極的な登用を推進します。 また、女性の社会参画の推進に向けて、実施した取組とその結果を市ホームページで公表します。	人事課	・職員が安心して妊娠・出産・子育てし、スムーズな職場復帰ができるよう、育児休業復帰支援プログラムに基づく一貫した支援の継続 ・配偶者が出産する男性職員に、利用できる子育てに関する休暇等制度をまとめた資料を所属長経由で配付し、職場の意識づけ及び制度の活用を支援 ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組をPRした。 ・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所の配置を行った。 ・新潟県へ、主任級の女性職員1人を派遣した。 ・早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会へ、係長級の女性職員1人、主事級の女性職員1人を派遣した。 ・行政管理能力や政策形成能力の習得のため、引き続き派遣や職場外研修の実施	・職員が安心して妊娠・出産・子育てし、スムーズな職場復帰ができるよう、育児休業復帰支援プログラムに基づく一貫した支援の継続 ・配偶者が出産する男性職員に、利用できる子育てに関する休暇・休業等の制度をまとめた資料を所属長経由で配付し、職場の意識づけ及び制度の活用を支援 ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組のPR ・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所の配置 ・行政管理能力や政策形成能力の習得のため、引き続き派遣や職場外研修の実施	・職員が安心して妊娠・出産・子育てし、スムーズな職場復帰ができるよう、育児休業復帰支援プログラムに基づく一貫した支援の継続 ・配偶者が出産する男性職員に、利用できる子育てに関する休暇・休業等の制度をまとめた資料を所属長経由で配付し、職場の意識づけ及び制度の活用を支援 ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組のPR ・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所の配置 ・行政管理能力や政策形成能力の習得のため、引き続き派遣や職場外研修の実施					・職員が安心して妊娠・出産・子育てし、スムーズな職場復帰ができるよう、育児休業復帰支援プログラムに基づく一貫した支援の継続 ・配偶者が出産する男性職員に、利用できる子育てに関する休暇・休業等の制度をまとめた資料を所属長経由で配付し、職場の意識づけ及び制度の活用を支援 ・職員採用試験の女性受験者増加に向け、職員採用ガイドや職員採用説明会、市ホームページ等で市の取組のPR ・能力の実証及び職への適性を判断した上で、人事異動の基本原則に基づき、自己申告書の情報を踏まえながら、女性職員の積極的な登用及び適材適所の配置 ・行政管理能力や政策形成能力の習得のため、引き続き派遣や職場外研修の実施

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第5章 男女共同参画社会の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
	<p>(7)学校で働く女性教職員の活躍推進</p> <p>学校においては、能力・適性に応じて主任等の中核となる分掌に女性を配置したり、管理職選考検査の受検を促したりするなど、キャリアアップにつながる働きかけを校長に促します。</p>	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 女性教員の管理職選考検査受検と教務主任や研究主任への登用の働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> 女性教員の管理職選考検査受検や教務主任や研修主任への登用などの男女共同参画社会について、校長会で指導した。 	<ul style="list-style-type: none"> 女性教員の管理職選考検査受検と教務主任や研究主任への登用の働きかけ 			継続		<ul style="list-style-type: none"> 女性教員の管理職選考検査受検と教務主任や研究主任への登用の働きかけ
第5節 社会福祉の充実										
-	<p>(1)特別保育事業等の充実</p> <p>女性の社会進出の増加とともに就労形態の多様化に対応するため、引き続き未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業及び放課後児童クラブを実施します。</p>	こども課	<ul style="list-style-type: none"> オーレンプラザこどもセンター内での一時預かり事業の実施 18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを交付 	<ul style="list-style-type: none"> オーレンプラザこどもセンター内での一時預かり事業を実施した。 18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを交付した。 	<ul style="list-style-type: none"> オーレンプラザこどもセンター内での一時預かり事業を実施する。 18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを交付する。 			継続		<ul style="list-style-type: none"> オーレンプラザこどもセンター内での一時預かり事業を実施する。 18歳までの子どもが3人以上いる世帯に対し、協賛企業等から商品の割引や特典等のサービスを受けられる子育てジョイカードを交付する。
		保育課	<ul style="list-style-type: none"> 保護者ニーズに対応するため、未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの多様な保育サービスの提供 	<ul style="list-style-type: none"> 未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの保育サービスを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者ニーズに対応するため、未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの多様な保育サービスを提供する。 			継続		<ul style="list-style-type: none"> 保護者ニーズに対応するため、未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの多様な保育サービスを提供する。
		学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 特別保育事業(開設数:51か所) 特別な配慮を要する児童への対応 10連休中のクラブ開設において、利用者状況の調査を実施し、保護者ニーズの把握に努めるとともに、支援員等の資質向上とクラブ室の環境改善を図る。 日曜・休日の利用ニーズを把握するため、申請書等で利用状況を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内全ての小学校を対象に通年で開設し、子育てと就労の両立を支援した。 特別な支援を要する児童の対応や小学校等との連携、連絡調整を行うため、放課後児童クラブ相談員3人と指導主事1人を配置し、巡回による指導等を行った。併せて、支援員等の研修会を9回実施し、資質向上を図った。 日曜・休日の利用ニーズを把握するため、申請書等で利用状況を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 学童保育事業(開設数:51か所) 特別な支援を必要とする児童への対応や小学校等との連携、連絡調整を行うため、放課後児童クラブ相談員3人と指導主事1人を配置し、巡回による指導等を行う。 遊びを通して児童への支援や保護者の就労支援を行うとともに、支援員等には、研修会を通して資質の向上を図る。 日曜・休日の利用ニーズの把握や施設の老朽化等による移設等の検討について方向性を示す。 			継続		<ul style="list-style-type: none"> 学童保育事業(開設数:51か所) 特別な支援を必要とする児童への対応や小学校等との連携、連絡調整を行うため、放課後児童クラブ相談員3人と指導主事1人を配置し、巡回による指導等を行う。 遊びを通して児童への支援や保護者の就労支援を行うとともに、支援員等には、研修会を通して資質の向上を図る。 日曜・休日の利用ニーズの把握や施設の老朽化等による移設等の検討について方向性を示す。
	<p>(2)男女共同参画の視点に立った介護支援策の充実</p> <p>介護に関する男女共同参画推進センター講座の開催など、男女共同参画の視点に立った介護支援策の充実を図ります。</p>	男女共同参画推進センター	<p>(再)情報紙の発行(4回、各10,000部)</p> <p>「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関する講座の開催(1講座以上)</p>	<p>(再)ウィズじょうえつからのおたよりを発行した(4回、各10,000部)。</p> <p>「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関する講座を開催した。</p> <p>センター講座1回(11月16日)、共催講座1回(10月16日)</p>	<p>(再)情報紙の発行(4回、計17,500部)</p> <p>「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関する講座の開催(1講座以上)</p>			継続		<p>(再)情報紙の発行(4回、各17,500部)</p> <p>「男女共同参画の視点に立った介護支援」に関する講座の開催(1講座以上)</p>
	<p>(3)女性の心身の健康支援</p> <p>ライフステージに応じた的確に健康管理ができるよう、健康教育や健康診査、相談の機会を充実していく必要があります。女性の性と健康のための情報提供と相談支援を図ります。</p>	健康づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり推進課での女性の心身の健康相談 健康づくりリーダー研修会の実施 食生活改善推進員養成・育成 レディース検診、女性特有の疾病に対する学習機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の心身の健康相談(レディース検診会場での相談件数:延べ86回) 市内30地区ごとに健康づくりリーダー研修会を1回実施した。 食生活改善推進員養成講座を10月から12月まで5回コース実施した。 レディース検診、女性特有の疾病に対する学習機会を提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりリーダー研修会の実施 レディース検診、女性特有の疾病に対する情報提供及び相談の場の提供 			継続		<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりリーダー研修会の実施(市内30地区ごと年1回) レディース検診、女性特有の疾病に対する情報提供及び相談の場の提供
	男女共同参画推進センター	<ul style="list-style-type: none"> 女性の「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座の開催(1講座以上) 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座を開催した。 センター講座1講座2回(9月21日、10月20日) 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座の開催(1講座以上) 			継続		<ul style="list-style-type: none"> 女性の「性と生殖に関する健康と権利」に関する講座の開催(1講座以上) 	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
実施施策										
第1節 人権擁護の確立										
1 国籍条項										
(1)採用試験における全ての職種について、引き続き、国籍要件を設けません。		人事課	採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けない。	採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けていない。	採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けない。			継続		採用試験における全ての職種について、国籍要件を設けない。
		共生まちづくり課	地方参政権の保障に向けた情報収集	ホームページや新聞等で外国人の地方参政権に関する情報収集を行った。	地方参政権の保障に向けた情報収集			継続		地方参政権の保障に向けた情報収集
第2節 人権教育・啓発の推進										
1 人権啓発推進組織の充実										
(1)国際交流センター機能の充実 上越市市民プラザ内に開設している国際交流センターを、情報提供や交流の場として活用します。		共生まちづくり課	国際交流の拠点として国際交流センターを運営し、情報提供や交流の場の提供(上越国際交流協会へ委託)	国際交流センターを運営し、国際交流や国際理解に関する情報提供を行うことで国際交流の拠点として広く利用された(上越国際交流協会へ委託)。 利用実績:14,000人	国際交流の拠点として国際交流センターを運営し、情報提供や交流の場の提供(上越国際交流協会へ委託)			継続		国際交流の拠点として国際交流センターを運営し、情報提供や交流の場の提供(上越国際交流協会へ委託)
(2)民間団体活動との連携 外国人市民との相互理解のために、上越国際交流協会などの関係団体と連携し、交流の促進を図ります。		共生まちづくり課	上越国際交流協会などの関係団体と連携し、定期的な交流機会の設定	県主催の国際連携会議に出席し、上越地域で活動する国際関係団体と情報交換し、必要に応じて連携した。 4月25日開催:8団体14人参加	上越国際交流協会などの関係団体と連携し、定期的な交流機会の設定			継続		上越国際交流協会などの関係団体と連携し、定期的な交流機会の設定
(3)交流事業の推進 多文化共生社会の実現に向け、互いの文化を理解し尊重し合えるよう、講演会やセミナー、交流会の開催など、交流事業を推進します。		共生まちづくり課	上越国際交流協会による料理交流会やくろがるカフェなどの国際理解交流事業の実施 ※くろがる:クロスカルチャー	上越国際交流協会が料理交流会や英語しゃべり場などの交流事業を実施し、国際理解を促進する交流機会を提供した。	上越国際交流協会による料理交流会や英語しゃべり場などの国際理解交流事業の実施			継続		上越国際交流協会による料理交流会や英語しゃべり場などの国際理解交流事業の実施
(4)国際交流ボランティアの養成 市民主体の国際交流活動を推進するため、リーダーとなる人材を養成する講座を開催します。		共生まちづくり課	地域において国際交流を担う人材を育成するため、国際交流ボランティア養成講座の開催(上越国際交流協会へ委託)	国際交流ボランティア養成講座を開催し、国際交流活動のリーダーとなる人材の養成を行った(上越国際交流協会へ委託)。 全4回(5人受講)	国際交流ボランティアについては、一定の人数を確保できたことから令和2年度は養成講座を休講とし、これまで養成した国際交流ボランティアによる活動を行う。			見直し	国際交流ボランティアセンターを一定数確保できたことから、講座は隔年実施とし、令和2年度は休講	国際交流ボランティアを一定数確保できたことから、講座は隔年実施とし、令和2年度は休講
2 就学前教育・学校教育・社会教育における人権教育・啓発の推進										
(1)就学前教育における国際理解教育										
ア 保育・教育者の資質と指導力の向上 遊びや触れ合いを通して、全ての乳幼児が仲良く支え合える保育・教育実践を推進するとともに、保育・教育者の国際理解のための研修の充実を図ります。		保育課	外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践	調理員の加配や職員の工夫等により、外国人の園児に対して、食事や習慣に配慮した保育を行った。	外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践			継続		外国につながる園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践
		学校教育課	外国人園児について、校内研修を行い、その子のもつ文化・風習に配慮した教育を行うことへの働きかけ	異文化理解について園内研修を行いその子のもつ文化・風習に配慮した教育を行った。	園内研修をとおして、異文化の理解を深め、食事や習慣などに配慮した教育の実践の働きかけ			継続		園内研修をとおして、異文化の理解を深め、食事や習慣などに配慮した教育の実践の働きかけ
イ 保護者啓発の充実 外国人市民の人権問題についての認識を深めるために、保護者への啓発活動の充実を図ります。		共生まちづくり課	上越国際交流協会によるキッズワールド広場やホストファミリーの会などの国際理解交流事業の実施	上越国際交流協会がキッズワールド広場やホストファミリーの会など積極的に国際理解交流事業を実施し、市民の国際感覚の醸成に取り組んだ。	上越国際交流協会によるキッズワールド広場やホストファミリーの会などの国際理解交流事業の実施			継続		上越国際交流協会によるキッズワールド広場やホストファミリーの会などの国際理解交流事業の実施
		保育課	外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践と保護者への趣旨説明の実施	宗教や文化による食事の配慮について、当該保護者と共有し、外国につながる園児や周りの園児にわかりやすく説明した。	外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践と保護者へのわかりやすい趣旨説明の実施			継続		外国につながる園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践と保護者へのわかりやすい趣旨説明の実施
		学校教育課	異文化理解を深める教育の実践と、保護者の理解を促す働きかけ	外国人の園児とその家族の関係者と連絡を取り合いながら共通理解を図った。また、保育参観や園行事の中で、人権擁護に関する園内の取り組み等を話した。そのため保護者同士の理解もさらに深まった。	異文化理解を深める教育の実践と、保護者の理解を促す働きかけ。			継続		異文化理解を深める教育の実践と、保護者の理解を促す働きかけ。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)	実施施策		事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
(2)学校教育における国際理解教育										
ア 外国人市民の児童・生徒に対する指導の充実 外国人市民の児童・生徒の生活実態を把握し、保護者との連携のもとに、個々に応じた日本語指導の支援の充実を図ります。また、地域住民やPTAの理解、協力を得るため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組みます。 イ 国際化に対応した国際理解教育の推進 外国語指導助手を活用し、児童・生徒の国際理解や人権感覚を育成します。 ウ 母語による教科支援 上越国際交流協会や上越教育大学、学校が協力し、日本語を母語としない児童・生徒を対象に日本語支援と並行して実態や必要に応じて母語による教科支援を行います。		学校教育課	・異文化理解の促進のためのALTの授業や外国人市民との活動の促進	・ALTが授業や学校生活で児童・生徒と積極的にコミュニケーションを図ることにより、外国人や外国文化に対する受容的な理解が深まった。 ・上越国際交流協会や上越教育大学との協働・連携による日本語支援を実施した。	・異文化理解の促進のためのALTの授業や外国人市民との活動の促進	・学校では日本語が全くわからない子どもたちの受入が増えていくと思うが、取組は十分と言えるのか。 ・現在、学校にいる外国人市民の子どもたちは、竹島問題や尖閣諸島問題などの時事問題で悪影響を受けやすく、外国人差別にもつながりかねないので、その点を踏まえ、この施策の中で新たな取組を考えてほしい。 ・学校教育課として、外国人の児童生徒への教育は義務と捉えているのか。また、外国人の未就学に関する調査を継続的に実施しているのか。 ・未就学に関する調査については、継続的な実施の必要性はともかく、実施して未就学等の状況把握に努めてほしい。国は6月から外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議での検討を始めているので、私も勉強していきたい。 ・外国人の子どもの就学について、保護者が希望しない限り入学はないということだが、子どもの権利条約や国際人権規約では、子どもに学習機会を与えると謳っているので、日本でも外国人の児童生徒への教育は義務になってもらえると思う。	・学校では、ALT(外国語指導助手)から外国語を話す、読む、書く、聞くことができるように支援するだけでなく、外国の方と同じ人間として付き合いができるような教育も進めている。 ・外国人の児童生徒への教育について、文部科学省の通知では、就学したい場合は就学させることとなっているので、入学して学びたいという外国人の子どもを受け入れていく。また、不就学の調査については、情報を持ち合わせていないので答えられない。 参考:令和元年度、市の外国人不就学児童生徒0人	継続		・異文化理解の促進のためのALTの授業や外国人市民との活動の促進 ・上越国際交流協会や上越教育大学との協働・連携による日本語支援を実施した。
		共生まちづくり課	・上越国際交流協会による就学支援(母語による支援)やJOIN学習塾(日本語による支援)などの就学・学習支援の実施	・上越国際交流協会が自主事業としてJOIN学習塾を開催し、日本語が十分でない子どもたちへの教科や日本語指導を行った。	・上越国際交流協会による就学支援(母語による支援)やJOIN学習塾(日本語による支援)などの就学・学習支援の実施			継続		・上越国際交流協会による就学支援(母語による支援)やJOIN学習塾(日本語による支援)などの就学・学習支援の実施
(3)社会教育における国際理解教育										
ア 外国人市民に対する学習の機会・情報の提供 外国人市民と日本人が同じ市民として言葉、文化、生活習慣の相互理解を図るため、外国人市民に対し多言語による情報提供や学習会、交流会を開催します。		共生まちづくり課	・外国人市民に向けた生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託) ・地域の一員として外国人市民の能力がいかされ、活躍できる環境整備を促進するため、通訳について学ぶ基礎講座を開催(上越国際交流協会へ委託)	・外国人市民に向けた生活日本語教室を開催し、日本語を効果的に習得できる学習機会を提供した(上越国際交流協会へ委託)。 開催日: 水、金曜日…9:30～11:00 木曜日…17:30～19:00 土曜日…10:00～11:30 延べ84回、480人 ・通訳について学ぶ基礎講座3回 19人(延べ39人)	・外国人市民に向けた生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託) ・地域の一員として外国人市民の能力がいかされ、活躍できる環境整備を促進するため、通訳について学ぶ基礎講座を開催(上越国際交流協会へ委託)	・外国人市民が増加し、今後も増加が見込まれることを踏まえての提案については、新たな枠組みで考えていかなければいけない時期にきていると思うので、その辺り勘案して、市民が混乱してからは遅いので、早めの対応をお願いしたい。		継続		・外国人市民に向けた生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託) ・地域の一員として外国人市民の能力がいかされ、活躍できる環境整備を促進するため、通訳について学ぶ基礎講座を開催(上越国際交流協会へ委託)
イ 市民の学習・啓発活動の充実 外国人市民についての理解を深めるため、国際交流センターを拠点に国際ボランティア養成講座を始めとする各種講座を実施するとともに、市民への図書や教材の貸出し、交流会の開催に取り組みます。		共生まちづくり課	(再)地域において国際交流を担う人材を育成するため、国際交流ボランティア養成講座の開催(上越国際交流協会へ委託) ・図書の貸出や資料の収集・提供(上越国際交流協会へ委託)	(再)国際交流ボランティア養成講座を開催し、国際交流活動のリーダーとなる人材の養成を行った(上越国際交流協会へ委託)。 全4回(5人受講) ・国際交流センターで国際交流や国際理解に関する書籍の貸出や情報収集を行った(上越国際交流協会へ委託)。	(再)国際交流ボランティアについては、一定の人数を確保できたことから令和2年度は養成講座を休講とし、これまで養成した国際交流ボランティアによる活動を行う。 ・図書の貸出や資料の収集・提供(上越国際交流協会へ委託)			見直し	(再)国際交流ボランティアを一定数確保できたことから、講座は隔年実施とする。	(再)国際交流ボランティアを一定数確保できたことから、講座は隔年実施とし、令和2年度は休講 ・図書の貸出や資料の収集・提供(上越国際交流協会へ委託)

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み				今後、同和対策等審議会委員に公表予定			
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度		同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度	
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
実施施策										
	ウ 青少年を対象とした国際理解の推進 「謙信KIDSプロジェクト」など青少年を対象とした講座で、世界各国の生活習慣、伝統を学ぶ体験活動を実施し、世界の国々についての理解を深め、興味関心を育みます。 エ 市職員の資質の向上 外国人市民に学習の場や情報を提供し、指導や援助の充実を図るため、研修などにより市職員の資質の向上に取り組みます。	社会教育課	・小学校4～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ全3回の講座(定員25人)の実施	・謙信KIDSプロジェクト事業において、「世界の文化」の講座を実施した。 全3回(17人受講)	・小学校4～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施			継続		・小学校4～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施(全6回)
		共生まちづくり課	・外国人市民と関係する課等の職員との情報の共有 ・必要に応じ勉強会等の開催	・国際関係事業を実施する課等と情報共有するとともに、各課からの相談等に対応した。	・外国人市民と関係する課等の職員との情報の共有 ・必要に応じ勉強会等の開催 ・職員向けやさしい日本語講座の実施			拡充	・外国人市民とのコミュニケーションや交流を促進するため、職員に対し、やさしい日本語講座を実施	・外国人市民と関係する課等の職員との情報の共有 ・必要に応じ勉強会等の開催 ・職員向けやさしい日本語講座の実施
第3節 社会参画の推進										
	(1)外国人市民の社会参画 外国人市民の要望や意見が反映され、より住み良い地域社会が形成されるように、市内に住む外国人の意向調査や外国人有識者を含めて懇談会を行います。	共生まちづくり課	・上越国際交流協会と連携し、外国人市民と市民等との意見交換会の開催	・上越市にやさしいまちづくり推進会議の委員として、外国人市民を公募選任し、外国人市民の意見を聴く機会を設けた。	・上越国際交流協会と連携し、外国人市民と市民等との意見交換会の開催			継続		・上越市にやさしいまちづくり推進会議において、外国人委員の意見を聴く。
	(2)啓発の推進 共に地域に暮らす住民として、互いの文化を理解して尊重し合えるように、講演会やセミナー、交流会の開催など交流事業を充実させます。	共生まちづくり課	(再)上越国際交流協会による料理交流会やくろがるカフェなどの国際理解交流事業の実施 ※くろがる:クロスカルチャー	(再)上越国際交流協会が料理交流会や英語しゃべり場などの交流事業を実施し、国際理解を促進する交流機会を提供した。	(再)上越国際交流協会による料理交流会や英語しゃべり場などの国際理解交流事業の実施			継続		(再)上越国際交流協会による料理交流会や英語しゃべり場などの国際理解交流事業の実施
	(3)相談体制の充実 外国人の人権に配慮し、在留資格や国籍など外国人特有の相談に応じるためには、専門的な知識を持ち、外国人とのコミュニケーションに精通した人が望まれます。このため、関係機関や民間団体・組織と連携して人材確保に取り組み、相談体制の充実を図ります。	共生まちづくり課	・外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託) ・増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有会の実施(2回)	(再)外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための問題解決に向けた支援を行った(上越国際交流協会へ委託)。 開設日: 月、木曜日…13:00～17:00 土曜日…9:00～13:00 相談件数:250件	(再)外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託) (再)増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有会の実施(2回)			拡充	(再)増加する外国人市民が安心して暮らせる環境を整備するため、国際交流センターにおける相談機能を強化する。	(再)外国人相談窓口の開設時間の拡充及び72言語に対応する自動翻訳機(2台)の導入(上越国際交流協会へ委託) 開設日:月～金曜日 時間:10:00～17:00 (再)増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有会の実施(2回)
	(4)日本語習得の支援 外国人市民の日本語習得を支援するため、生活日本語教室を開催するほか、民間ボランティア団体による日本語教室や講座の開催を支援します。	共生まちづくり課	(再)外国人市民に向けた生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託)	(再)外国人市民に向けた生活日本語教室を開催し、日本語を効果的に習得できる学習機会を提供した(上越国際交流協会へ委託)。 開催日: 水、金曜日…9:30～11:00 木曜日…17:30～19:00 土曜日…10:00～11:30 延べ84回、480人	(再)外国人市民に向けた生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託)			継続		(再)外国人市民に向けた生活日本語教室の開催(上越国際交流協会へ委託)
	(5)情報提供の充実 社会生活に必要な各種の情報を提供するため、外国語表記による生活ガイドブックや多言語版ごみ分別ポスター・カレンダーを作成するとともに、内容や媒体の充実に取り組みます。また、各種案内表示についても外国語併記を推進します。	共生まちづくり課	・国際交流センターのホームページ作成(英・中・韓)や広報上越の抜粋版(英・中・やさしい日本語)、ごみ分別ポスター-英語版を発行	・国際交流センターのホームページ作成(英・中・韓)や広報上越の抜粋版(英・中・やさしい日本語)、ごみ分別ポスター-英語版を発行し、外国人市民が安心して生活するために必要な情報を提供した(上越国際交流協会へ委託)。	・国際交流センターのホームページ作成(英・中・韓)や広報上越の抜粋版(英・中・やさしい日本語)、ごみ分別ポスター-英語版を発行			継続		・国際交流センターのホームページ作成(英・中・韓)や広報上越の抜粋版(英・中・やさしい日本語)、ごみ分別ポスター-英語版を発行(上越国際交流協会へ委託)

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第6章 外国人市民の人権保障の実現

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定					
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度			
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)	
実施施策											
	(6)医療通訳ボランティアの派遣 外国人市民の健康を確保するため、日本語を話せない外国人市民が医療機関を受診する際に、医療機関との意思疎通を図るための「医療通訳ボランティア」を派遣します。	地域医療推進室	・医療通訳ボランティアの派遣	・全ての申請に通訳ボランティアを派遣し、外国人市民と医師等との意思疎通を支援することで、外国人市民の医療不安の軽減を図った。 派遣件数:84件	・医療通訳ボランティアの派遣	・「医療通訳ボランティアの派遣」について、上越市では医療費問題は聞いていないが、他地域では外国人との医療費等に関する問題が生じているので、単に医療通訳ボランティアの派遣事業だけでなく、広い意味で病院側が外国人を受け入れやすいシステムに変えていく必要があると思うが、考えを聞きたい。	・外国人との会話については、病院側でもタブレット端末などを駆使しながら対応しているが、市内全域の病院にまでは波及していないのが現状である。医師会でも課題として捉えていると思うので、病院の事務長が集う会議などで、外国人に対する医療機関の対応等を話し合ってもらい必要があると考えている。市としては、対応事例などの情報を収集して、今後の対応を検討していきたい。	拡充	・医療通訳ボランティア派遣事業について、上越国際交流協会の既存事業との連携を図り、より効果的な在外国人支援につなげることを目的に事業を拡充する。	・医療通訳ボランティアの派遣 ・医療通訳ボランティア育成講座の開催 ・外国人医療支援出前講座の開催	
	(7)災害時の外国人への支援 災害発生時に、市災害応急対策計画に基づき複数言語による広報・情報提供、相談員の派遣を行います。また、新潟県国際交流協会による多言語支援センターが設置された場合、市と上越国際交流協会が連携して、日常業務で蓄積した地域の外国人情報を活用しながら支援に当たります。	共生まちづくり課	・災害時の外国人支援に関心のある県民(外国人、行政職員、防災士、日本語教育関係者、社会福祉協議会、ボランティア等)を対象とした、災害時外国人支援セミナー及び、災害時外国人支援模擬訓練への参加(新潟県国際交流協会主催)	・災害時外国人支援研修会に参加し、県内の外国人の状況や法改正に伴う外国人数の増加の見込み、やさしい日本語の重要性等について学ぶとともに、模擬訓練を行い、災害時の行政、ボランティア、多言語支援センター等の役割について学んだ(新潟県国際交流協会主催)。 開催日:12月8日 参加人数:40人	・災害時の外国人支援に関心のある県民(外国人、行政職員、防災士、日本語教育関係者、社会福祉協議会、ボランティア等)を対象とした、災害時外国人支援セミナー及び、災害時外国人支援模擬訓練への参加(新潟県国際交流協会主催)			継続		・災害時の外国人支援に関心のある県民(外国人、行政職員、防災士、日本語教育関係者、社会福祉協議会、ボランティア等)を対象とした、災害時外国人支援セミナー及び、災害時外国人支援模擬訓練への参加(新潟県国際交流協会主催)	
第4節 職業の安定と雇用の促進											
	(1)相談・啓発活動の推進 企業や上越公共職業安定所と連携し、能力開発や資格の取得、実務研修のほか、企業への啓発、就労や雇用情報の提供に取り組みます。	共生まちづくり課	・外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託) ・増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有会の実施(2回)	(再)外国人相談窓口を開設し、安全・安心な生活を送るための問題解決に向けた支援を行った(上越国際交流協会へ委託)。 開設日: 月、木曜日…13:00～17:00 土曜日…9:00～13:00 相談件数:250件	(再)外国人の様々な問題解決に向けた支援を行うための外国人相談窓口の開設(上越国際交流協会へ委託) (再)増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有会の実施(2回)			拡充	(再)増加する外国人市民が安心して暮らせる環境を整備するため、国際交流センターにおける相談機能を強化する。	(再)外国人相談窓口の開設時間の拡充及び2言語に対応する自動翻訳機(2台)の導入(上越国際交流協会へ委託) 開設日:月～金曜日 時間:10:00～17:00 (再)増加する外国人市民の多様化するニーズを把握するため、市と相談員との情報共有会の実施(2回)	
		産業政策課	(再)企業への意識啓発のため、上越公共職業安定所と連携し、企業説明会で公正採用選考についてのパンフレットを配布	(再)上越公共職業安定所と共催する新規学卒求人申込説明会において公正採用選考についてのパンフレットを配布するなど、事業所への意識啓発を図った。	(再)企業への意識啓発のため、上越公共職業安定所と連携し、企業説明会で公正採用選考についてのパンフレットを配布	・外国人市民の割合は、日本の平均が2.2%に対して、上越市は昨年まで0.5%だったが、今年4月の出入国管理法改正後から、かなり外国人市民等に動きが出ており、現在は0.8%に上昇した。改正出入国管理法では外国人の在留資格が変わり、労働者としての外国人や外国人家庭が増えている。それに比例して、日本文化がわからない外国人も増えているので、今後は、日本人が外国人をどう受け入れていくかというのを、日本人に啓発していくことが大事になってくる。そこで、企業には何人の外国人が入ってきているのか、また、企業における外国人に対する人権侵害の情報を把握できているか。 ・外国人社員の育成に関する企業支援という視点で、市はどこまで関われるのか。 ・企業の対応はこれからだと思うが、市に外国人が多く入ってくることに對しての外国人施策が見えない。その中には、人権関連の施策が第一に入ってくると思う。	・外国人の研修生がどの企業にいるかというところは把握しているが、企業内でのような問題が生じているかまでは把握していない。どこまで企業と話ができるかわからないが、まずは情報を収集して、今後の対応を考えていきたい。	継続		(再)企業への意識啓発のため、上越公共職業安定所と連携し、企業説明会で公正採用選考についてのパンフレットを配布	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定						
目的達成のための施策		担当課	2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度			
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)	
実施施策											
第1節 人権擁護の確立											
-	(1)人権擁護機関との連携 高齢者に対する人権侵害事案に適切に対処するため、国・県・人権擁護機関・民間人権団体との確に連絡調整を行います。また、市民に対して、相談業務の内容や相談体制の周知を図ります。	人権・同和対策室	(再)市民の人権相談に対応するほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の設置・開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供 (再)特設人権相談所の会場を提供(19回程度開催)	(再)市民の人権相談に対応したほか、人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促した。 (再)特設人権相談所の会場を提供した(18回開催)。	(再)市民の人権相談への対応。 (再)人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促す。 (再)特設人権相談所の会場を提供する(19回開催)。			継続		(再)市民の人権相談に対応する。 (再)人権擁護委員協議会の特設人権相談所や法務局の相談窓口の開設情報を広報上越や市ホームページで市民に提供し、活用を促す。 (再)特設人権相談所の会場を提供する(18回開催)。	
		すこやか なぐら し包 括支 援セ ンター	・地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。	・地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応した。	・地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。			継続		・地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。	
	(2)人権啓発の推進 高齢者の人権について市民の理解を深め、高齢者に対する差別や虐待を解消するため、広報上越や市ホームページによる啓発活動を推進します。人権侵害が発生した場合は、事実関係を調査し、加害者にその行為が人権侵害であることを理解させるなどの教育指導・啓発を行います。	人権・同和対策室	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナー(仮題:外国籍住民の人権について理解を深める)の開催(1回)	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報Jステーションで人権都市宣言を啓発した。 (再)地域人権懇談会を地区の民生委員児童委員協議会や養護老人ホーム等で開催した(4回、73人)。 (再)外国籍住民の人権をテーマに、市民セミナーを6月30日に開催した(参加者100人)。	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報Jステーションで人権都市宣言を啓発する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)市民セミナーを開催する(1回)。			継続		(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報Jステーションで人権都市宣言を啓発する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)人権・同和問題に関する市民セミナーを開催する(1回)。	
		すこやか なぐら し包 括支 援セ ンター	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口に配したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2月末時点で2,980部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:1月末時点で259冊)。	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口に配置したほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:250冊)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:250冊)。			継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:230冊)。	
			すこやか なぐら し包 括支 援セ ンター	(再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。	(再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応した。	(再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。			継続		(再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。
	第2節 人権教育・啓発の推進										
-	(1)市職員の資質の向上 市職員一人一人が、自らの職務や地域社会の中で、人権啓発の指導的役割を果たすことができる資質と指導力を身に付けるための研修を実施します。	人権・同和対策室	(再)新規採用職員(5月10日)、係長級職員(6月下旬～7月上旬)、所属長(7月中旬)を対象とした研修会の開催	(再)新規採用職員(5月10日、47人参加)、係長級職員(6月26日と7月3日、129人参加)、所属長(7月11日、74人参加)の研修会を開催したほか、今年度は副課長級職員等(11月6日、230人参加)も加えて開催した。	(再)新規採用職員(5月)の研修会を開催するとともに、係長級と所属長職員の研修会は、10月31日と11月1日に全国人権・同和教育研究大会新潟大会が当面で開催されることから、この大会への参加に替えて、市職員の資質向上につなげる。			継続		(再)新規採用職員(5月)の研修会を開催するとともに、係長級と所属長職員の研修会は、10月31日と11月1日に全国人権・同和教育研究大会新潟大会が当面で開催されることから、この大会への参加に替えて、市職員の資質向上につなげる。	
	(2)教職員の資質の向上 高齢化の進展を踏まえ、学校教育における福祉教育の推進を図る必要があります。このため、教職員の高齢者に対する人権意識を高めるための研修の充実に取り組みます。	学校教育課	(再)各種研修会や学校訪問、研究指定地区制度の取組等を通して、人権教育に対する教職員の意識向上を継続的に図る。	・年度の重点説明会、校内外の研修会や授業改善支援訪問、研究指定地区制度の取組等を通して、人権課題の1つとして高齢者の人権に対する教職員の意識向上を継続的に図った。	・年度の重点説明会、校内外の研修会や授業改善支援訪問、研究指定地区制度の取組等を通して、人権課題の1つとして高齢者の人権に対する教職員の意識向上を図る。			継続		・年度の重点説明会、校内外の研修会や授業改善支援訪問、研究指定地区制度の取組等を通して、人権課題の1つとして高齢者の人権に対する教職員の意識向上を図る。	
	(3)学習と交流の機会の充実 地域住民に身近な公民館等社会教育施設を活用し、高齢者のニーズ・課題に応じた学びと交流の機会となる事業を行います。また、高齢者の持つ優れた知識・経験を生かすことのできる世代間の相互交流や地域の連帯感を深める活動の充実を図ります。	社会教育課	・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿として、「学びのきっかけづくり」地域・現代課題に対応した地域づくりを柱に学びを通じた人づくり、地域づくりを推進する。	・各地区公民館及び分館で学びを通じた人づくり、地域づくりを推進するため、学びのきっかけづくり60事業及び地域・現代課題に対応した地域づくり36事業(いずれも全市対象事業を除く)の全96事業を計画し、高齢者の学習と仲間づくりの機会を提供した。	・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿として、「学びのきっかけづくり」地域・現代課題に対応した地域づくりを柱に学びを通じた人づくり、地域づくりを推進する。			継続		・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿として、「学びのきっかけづくり」地域・現代課題に対応した地域づくりを柱に学びを通じた人づくり、地域づくりを推進する。	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
-	(4)人権啓発の推進 高齢者の人権について市民の理解を深め、高齢者に対する差別や虐待を解消するため、人権啓発DVDを活用した地域人権懇談会の開催や広報上越、市ホームページによる啓発活動を推進します。	人権・同和対策室	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号での人権都市宣言の啓発(再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会の開催(5回) (再)市民セミナー(仮題:外国籍住民の人権について理解を深める)の開催(1回)	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報1ステーションで人権都市宣言を啓発した。 (再)地域人権懇談会を地区の民生委員児童委員協議会や養護老人ホーム等で開催した(4回、73人)。 (再)外国籍住民の人権をテーマに、市民セミナーを6月30日に開催した(参加者100人)。	(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報1ステーションで人権都市宣言を啓発する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)市民セミナーを開催する(1回)。			継続		(再)人権週間に合わせ、広報上越12月1日号やエフエム上越の広報1ステーションで人権都市宣言を啓発する。 (再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。 (再)市民セミナーを開催する(1回)。
			(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部) (再)町内回覧板を希望する町内に配布(250冊)	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口配置のほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2月末時点で2,980部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布した(配布数:1月末時点で259冊)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:250冊)。			継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。 (再)市民の人権問題に対する理解や関心を高めるため、人権啓発用の町内回覧板を希望する町内に配布する(配布数:230冊)。
			(再)市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会の開催	(再)8月20日に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催した(156人参加)。	(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。			継続		(再)8月下旬に市と上越公共職業安定所、上越・糸魚川地域人権啓発活動ネットワーク協議会が連携し、公正な採用選考に向けた事業所向けの研修会を開催する。
			すこやかなくらし包括支援センター	(再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。	(再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。	(再)地域包括支援センターが訪問や講座の際に、地域包括支援センターのチラシを配布するとともに、高齢者の虐待への相談に対応する。			継続	
第3節 社会参加の推進										
-	(1)シルバー人材センターの支援 高齢者の就業機会を確保するため、豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に生かすシルバー人材センターの支援を行います。	高齢者支援課	・高齢者に対し、就労を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進 補助額:17,801千円	・シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援した。 補助額:17,801千円	・シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援する。 補助額:17,801千円			継続		・シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援する。 補助額:17,801千円
	(2)社会参加の機会確保 生きがいと健康づくりを推進する多様な事業を実施するとともに、老人クラブやシルバー人材センターへの助成を実施します。また、高齢者が現役時代に磨き上げてきた知識や経験、技能など、かけがえのない力を活力ある地域づくりに役立てるための仕組みづくりを検討し、高齢者の活躍の場を創出します。	高齢者支援課	・高齢者生きがいと健康づくりのための高齢者趣味講座や作品展、スポーツ大会等の実施 ・老人クラブ活動費の一部を補助、老人クラブ相談窓口の実施 ・上越市老人クラブ連合会等と高齢者の活躍の場の創出に向けた意見交換会を実施 (再)高齢者に対し、就労を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進	・高齢者趣味講座や作品展、スポーツ大会等の実施 高齢者趣味講座(受講者:11,266人) シニアセンター(入館者:14,099人) シニア作品展(出展:404点、来場者:1,864人) シニアスポーツ大会(13地区、3,327人) シニアゲートボール大会等(6地区、585人) ・老人クラブへの支援を拡充し補助(老人クラブ連合会加入クラブ241団体、老人クラブ連合会に加入しない団体35団体)、老人クラブ相談窓口の開設 単位老人クラブへの補助金 加入クラブ交付額:16,301千円 未加入団体交付額:841千円 老人クラブ連合会への補助金 活動費交付額:6,526千円 事務費交付額:200千円 活動活性化交付金:1,200千円 ・市老人クラブ連合会及び上越ゲートボール連盟と高齢者の活躍の場の創出に向けた意見交換会の実施(2回) (再)シルバー人材センターが行う高齢者への就業機会の提供を通じて、活力ある地域づくりの推進の一翼を担う高齢者の活動と活躍の場づくりにつながるよう支援した。(補助額:17,801千円)	・高齢者の生きがいと健康づくりのための高齢者趣味講座や作品展、スポーツ大会等の実施 ・老人クラブ活動費の一部を補助、老人クラブ相談窓口の実施 ・上越市老人クラブ連合会等と高齢者の活躍の場の創出に向けた意見交換会を実施 (再)高齢者に対し、就労を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進	・高齢者趣味講座 延べ受講者数13,000人 :シニアセンター入館者数14,866人 :シニア作品展 出展400点、来場者1,800人 :シニアスポーツ大会 13地区で実施3,300人 :シニアゲートボール大会等 6地区で開催578人 ・老人クラブ活動費の一部を補助、老人クラブ相談窓口の実施 :単位老人クラブへの補助金 老人クラブ連合会加入クラブ 予算額16,017千円 老人クラブ連合会未加入団体 予算額854千円 :老人クラブ連合会への補助金 予算額6,480千円(活動費) 予算額200千円(事務費) ・上越市老人クラブ連合会等と高齢者の活躍の場の創出に向けた意見交換会を実施 (再)高齢者に対し、就労を通じて生きがいの場を提供するシルバー人材センターを支援することにより、高齢者の就業機会の創出と地域社会の活性化を推進 補助額:17,801千円				

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み		今後、同和対策等審議会委員に公表予定					
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
-	(3)相互で助け合う体制づくりの促進 ボランティアによる高齢者相互や地域における助け合い体制の構築を支援します。	高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> 有償ボランティア制度の訪問型サービスBの実施 有償ボランティア利用助成事業(美助っ人さん事業)の実施 ボランティア養成講座を6回実施するとともに、訪問型サービスBの担い手登録の人を対象に、担い手フォローアップ講座を2回実施 	<ul style="list-style-type: none"> 訪問型サービスB担い手養成講座を受講した有償ボランティアが利用者宅を訪問し、家事支援(買い物、調理、掃除、洗濯、ごみ捨て等)、話し相手、安否確認のサービスを提供した。 有償ボランティア制度の訪問型サービスBを実施した。 延べ利用件数(予定):1,100件 有償ボランティア利用助成事業(美助っ人さん事業)を実施した。 延べ利用件数(予定):5,100件 ボランティア養成講座を6回実施するとともに、訪問型サービスBの担い手登録の人等を対象に、担い手フォローアップ講座を2回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 有償ボランティア制度の訪問型サービスBの実施 有償ボランティア利用助成事業(美助っ人さん事業)の実施 ボランティア養成講座を6回実施するとともに、訪問型サービスBの担い手登録の人を対象に、担い手フォローアップ講座を2回実施 			継続		<ul style="list-style-type: none"> 有償ボランティア制度の訪問型サービスBの実施 有償ボランティア利用助成事業(美助っ人さん事業)の実施(R2年度末をもって事業終了) ボランティア養成講座を6回実施するとともに、訪問型サービスBの担い手登録の人等を対象に、担い手フォローアップ講座を2回実施
		福祉課 高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> (再)避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 (再)個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> (再)災害時における避難行動要支援者の支援体制を整えるため、民生委員・児童委員の協力を得て避難行動要支援者名簿を整理し、町内会(自主防災組織)や関係機関(警察、消防署、地域包括支援センターなど)に必要な情報を提供した。 (再)災害時に福祉避難所避難対象者が、直接、福祉避難所へ避難できるよう、対象者名簿の更新を3か月に1回行い、町内会、民生委員・児童委員等に情報提供を行うとともに、町内会の協力を得て、福祉避難所避難対象者の避難支援者の選定を行った。 (再)個別避難計画が未策定となっている町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行い、個別避難計画の作成率向上(96%以上)を図り、災害時の避難支援体制の構築を促進した。 	<ul style="list-style-type: none"> (再)避難行動要支援者名簿・福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 (再)個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。 			継続	<ul style="list-style-type: none"> (再)避難行動要支援者名簿、福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を整備するとともに、町内会や関係機関へ情報提供し、災害時の避難支援体制を構築する。 (再)個別避難計画を作成できていない町内会へ出向き、助言を行うなど、個別避難計画の作成に向けた支援を行う。 (再)町内会における個別避難計画の作成率を98%以上とする。 	
		共生まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> (再)新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> (再)障害のある人や高齢者等に配慮した施設となるよう施設整備を実施し、利用者への配慮を行った。 新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準審査協議件数:23件 適合施設:9件 公共建築物UD指針に基づく協議協議件数:26件 適合施設:25件 	<ul style="list-style-type: none"> (再)新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。 			継続	<ul style="list-style-type: none"> (再)新潟県福祉のまちづくり条例に基づく整備基準等及び公共建築物ユニバーサルデザイン指針に基づく確認・指導を実施する。 	
	高齢者支援課	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度における住宅改修費の支給 高齢者向け住宅リフォーム補助金の支給 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護住宅改修費の支給件数:581件 介護予防住宅改修費の支給件数:340件 高齢者向けリフォーム補助金の支給件数:56件 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度における住宅改修費の支給 高齢者向け住宅リフォーム補助金の支給 			継続	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度における住宅改修費の支給 高齢者向け住宅リフォーム補助金の支給 		
第4節 社会福祉の充実										
-	(1)地域包括支援センターの運営 地域における高齢者の保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、市民の身近な相談センターとしての地域包括支援センターの機能を充実します。また、地域ケア会議を活用し、地域で高齢者を支援する方策を検討します。	すこやかなくらし包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> (再)地域包括支援センターでの相談対応 総合相談延べ件数:60,000件 	<ul style="list-style-type: none"> (再)地域包括支援センターにおいて、各種相談に対応した。 総合相談延べ件数:65,000件 	<ul style="list-style-type: none"> (再)地域包括支援センターでの相談対応 総合相談延べ件数:65,000件 			継続	<ul style="list-style-type: none"> (再)地域包括支援センターでの相談対応 総合相談延べ件数:65,000件 	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)	実施施策		事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
一	(2)ケアマネジャーの資質向上 支援が必要な人に必要なサービスを提供できる質の高いケアマネジメントができるように、ケアマネジャーの資質向上のための研修を継続的・体系的に行います。	すこやか なぐらし包 括支援セ ンター	・介護支援専門員への支援 ・介護支援専門員への定期的な研修会の開催 ・苦情・相談体制の整備 ・事業者間の連携促進	・介護支援専門員の資質向上等を目的に、各種研修会の開催や同行訪問などを2,600回実施した。 ・地域包括支援センターにおいて、各種相談に対応していく体制を整備し、実践した。 ・個別地域ケア会議など各種会議の場を通して、事業者間の連携促進を図った。	・介護支援専門員への支援 ・介護支援専門員への定期的な研修会の開催 ・苦情・相談体制の整備 ・事業者間の連携促進			継続		・介護支援専門員への支援 ・介護支援専門員への定期的な研修会の開催 ・苦情・相談体制の整備 ・事業者間の連携促進
	(3)介護保険運営協議会の開催 市民参加型の運営協議会を開催し、介護保険事業の運営状況や事業計画の見直し・策定に関する審議を行い、事業の円滑化を図ります。	高齢者支 援課	・介護保険運営協議会の開催 ・介護保険事業計画に基づく施設の整備 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護の整備事業者の決定	・介護保険運営協議会を開催した。 ・介護保険事業計画に基づく施設を整備した。 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護の整備事業者の決定	・介護保険運営協議会の開催:6回			継続		・介護保険運営協議会の開催:6回
	(4)介護相談員派遣事業の実施 利用者相談や事業者との連携の中で、サービスの質の向上を図る「介護相談員派遣事業」を行います。	高齢者支 援課	・介護相談員派遣事業の実施	・介護相談員派遣事業を実施した。 訪問回数:195回	・介護保険事業所に対し、介護相談員を派遣する。 訪問回数:207回			継続		・介護保険事業所に対し、介護相談員を派遣する。 訪問回数:207回
	(5)個別訪問型保健指導の実施 介護予防事業として、脳卒中や糖尿病などの発症予防や重症化予防のため、個別訪問型の保健指導を引き続き行います。	健康づくり 推進課	・高齢者健康支援訪問の実施	・高齢者健康支援訪問を実施した。 訪問件数:3,300件	・生活習慣病で、今後重い介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、訪問を実施する。 訪問件数:3,300件			継続		・生活習慣病で、今後重い介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、訪問を実施する。 訪問件数:3,300件
	(6)認知症初期集中支援チームの設置 認知症の人と家族を支援するため、保健師、社会福祉士、認知症疾患医療センターの専門職による認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期症状の時から家庭訪問などの対応を実施します。	すこやか なぐらし包 括支援セ ンター	・認知症初期集中支援チームによる個別相談 ・認知症サポーター養成講座の実施 ・キャラバンメイトの育成のための講座開催(1回)	・認知症初期集中支援チームによる個別相談件数:51件 ・認知症サポーター養成講座の実施(受講者数:2,300人) ・キャラバンメイトの育成のための講座開催(1回)	・認知症初期集中支援チームによる個別相談件数:30件(R2年1月) ・認知症サポーター養成講座の実施(受講者数:2,300人) ・キャラバンメイトの育成のための講座開催(1回)			継続		・認知症初期集中支援チームによる個別相談件数:50件 ・認知症サポーター養成講座の実施(受講者数:2,300人) ・キャラバンメイトの育成のための講座開催(1回)
		高齢者支 援課	・見守り支援ネットワーク会議の開催:2回	・見守り支援ネットワーク会議を開催した(2回)。	・見守り支援ネットワーク会議の開催			継続		・見守り支援ネットワーク会議の開催(2回)

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
実施施策										
第1節 人権擁護の確立										
	(1)子どもの権利基本計画の推進 「上越市子どもの権利に関する条例」の規定に基づいて策定した「上越市子どもの権利基本計画」の実現のため、進捗管理を行います。	こども課	・「子ども・子育て会議」と「子どもの権利委員会」を統合し、新たに「子ども・子育て支援総合計画策定委員会」を設置し、計画の策定に向けて協議する。(5回) ・現行の「子ども・子育て支援事業計画」と「子どもの権利基本計画」の改定にあわせ、両計画を整理・統合するとともに、子どもの貧困対策や子どもの居場所の拡充などの取組を新たに加えた上で、当市における子育て施策を体系的に整理し、総合的・計画的に推進していくため、「上越市子ども・子育て支援総合計画(上越市版エンゼルプラン)」を策定する。	・「子ども・子育て支援総合計画策定委員会」を5回開催し、「上越市子ども・子育て支援総合計画」を策定した。 ・子どもの権利委員会を廃止した。	・「子ども・子育て会議(仮)」を3回開催し、子どもの権利に関する施策の取組状況等の審議を行う。			見直し	・「上越市子ども・子育て支援総合計画」に記載した子どもの権利に関する施策の取組状況等の審議を「上越市子ども・子育て会議」で実施する。	・「上越市子ども・子育て会議」を3回開催し、子どもの権利に関する施策の取組状況等の審議を行う。
	(2)子どもの虐待予防推進事業 児童虐待の予防と早期発見のため、社会福祉士及び家庭相談員を配置します。乳幼児健診、子育てひろば、保育園等へ向向き、子育てに関する相談と情報提供を行うことで、子育てに対する不安や負担の軽減を図り、児童虐待の予防に取り組みます。また、関係機関との児童虐待防止ネットワークを更に強化するとともに、市民への啓発活動を実施し、早期発見に取り組みます。	すこやかなくらし包括支援センター	(再)子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応	(再)児童虐待に関する相談業務は、社会福祉士に加え保健師、保育士とともに、家庭相談員が対応した。相談延べ件数:3,850件 (再)母子保健を担当している健康づくり推進課と連携したほか、定期的に、保育園、小中学校と情報共有を行い、児童虐待の予防とともに、早期発見に努めた。また、児童相談所など関係機関と連携し、虐待を受けた子どもの支援を行った。	(再)子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応			継続		(再)子どもの育ちに関する相談窓口の設置と児童虐待が疑われる事案への迅速かつ適切な対応
	(3)児童虐待に関する研修 児童虐待の早期発見のため、保育園や子育てひろばの保育士、認定こども園、幼稚園・小学校・中学校の教職員等を対象に研修を実施します。	すこやかなくらし包括支援センター 学校教育課	(再)子どもの虐待防止実務者研修会の実施 (再)市民を対象とした出前講座の実施	(再)私立・公立保育園・幼稚園・認定こども園職員及び市の関係課職員を対象に実務者研修会を実施した(6月21日、92人参加)。 (再)養護教諭、教職員を対象に児童虐待についての研修会を実施した(4月10日、11人参加)。 (再)市民等を対象に児童虐待防止のための普及啓発の一環として、出前講座を実施した(36回、1,554人参加)。 (再)その他、地域等の研修会で講師として児童虐待防止についての説明を行った(12回)。	(再)子どもの虐待防止実務者研修会を実施する。 (再)市民を対象とした出前講座を実施する。			継続		(再)子どもの虐待防止実務者研修会を実施する。 (再)市民を対象とした出前講座を実施する。 (再)虐待の発見から相談・通告・支援の流れをわかりやすくまとめた「子どもの虐待防止ハンドブックダイジェスト版」を作成し、市内の学校や保育園等の職員に配付する。
	(4)若竹寮管理運営事業 児童福祉法に基づき、保護者のない児童や虐待されている児童などを入所させ、その自立を支援します。	こども課	・様々な事情により適切な養育を受けられない子どもを養護し、自立のための支援を行う。	・様々な事情により適切な養育を受けられない子どもを養護し、自立のための支援を行った。	・様々な事情により適切な養育を受けられない子どもを養護し、自立のための支援を行う。			継続		・様々な事情により適切な養育を受けられない子どもを養護し、自立のための支援を行う。
	(5)母子生活支援施設運営事業 児童福祉法に基づき、配偶者のない母親またはこれに準ずる事情がある母親及びその児童を入所・保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。	こども課	・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援する。	・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援した。	・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援する。			継続		・生活の支援が必要な母子世帯を保護し、施設での安全で安心な生活を確保しながら、早期に自立できるように支援する。
	(6)生徒指導対策事業 教職員が、児童・生徒の悩みの解消に向けた心のケアや児童・生徒の自主的・自治的な特別活動の推進を適切に指導できるようにカウンセリングや学級づくりの研修会を開催します。	学校教育課	・不登校児童生徒の発生率は、県や全国と比べると低い状況にはあるが、市内の経年比較でみると過去最多となった。今後も、各種研修会を通して学級づくりを中心とした安全で安心な学校生活を送れるよう教職員の資質を向上する。	・いじめや不登校等のテーマを設定し、毎月教職員の資質向上のための研修会を実施している。また、カウンセリング研修会を7月下旬に3回、12月に3回の計6回を実施した。	・いじめや不登校など、学校における諸課題の解決に向けた教職員の資質向上のための研修会を実施する。			継続		・いじめや不登校など、学校における諸課題の解決に向けた教職員の資質向上のための研修会を実施する。
	(7)やすづか学園運営費の補助 自然と地域の中での生活・学習を通して、子どもたちが傷ついた心を癒し、自信を取り戻して自立できるよう支援します。	福祉課	・やすづか学園の運営を支援するため、市社会福祉協議会への補助金の交付	・不登校に悩む子どもたちの学校復帰や進学など自立支援のための取組に対し、適切に補助金を交付した。	・やすづか学園の運営を支援するため、市社会福祉協議会への補助金の交付			継続		・やすづか学園の運営を支援するため、市社会福祉協議会への補助金の交付

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定					
目的達成のための施策		担当課	2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
実施施策										
	(8)上越市要保護児童対策地域協議会の設置 上越市要保護児童対策地域協議会を関係者の連絡会議に位置付け、連携方法等を検討します。また、社会的に弱い立場にある子どもたちに対する虐待予防の啓発と早期発見に取り組むとともに、保護者や関係者へ適切な支援・指導を行います。	すこやか なぐらし包 括支援セ ンター	(再)関係者の連絡会議の開催	(再)4月に上越市要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催し、当市における児童虐待の実態を認識してもらい、各関係機関が虐待予防とともに、虐待の早期発見、早期対応、早期改善に向けた取組と役割について確認を行った。	(再)関係者の連絡会議の開催			継続		(再)関係者の連絡会議の開催
	(9)子育て関連施設等における相談の実施 保育園及び子育てひろばにおいて、子育てに関する相談に常時応じるほか、専門員による相談室を定期的に開設します。	保育課	・子ども発達支援センターやすこやか なぐらし包括支援センターなど、関係 機関との連携による各種子育て関連 施設における相談の実施	・保育園における相談の窓口を開設 しており、子ども発達支援センターや すこやかなぐらし包括支援センターな ど関係機関と連携しながら相談に対 応した。	・子ども発達支援センターやすこやか なぐらし包括支援センターなど、関係 機関との連携による各種子育て関連 施設における相談の実施			継続		・子ども発達支援センターやすこやか なぐらし包括支援センターなど、関係 機関との連携による各種子育て関連 施設における相談の実施
	(10)相談の実施 助産師による電話相談や学校訪問カウンセラーによる学校での教育相談、電話相談(子どもほっとライン)及び来所相談を実施し、思春期における不安の軽減や知識の普及、友人関係や生活の悩みの解消に向けた助言や支援を行います。また、不登校児童・生徒適応指導教室を開設し、不登校児童・生徒の学校復帰、希望する進路実現のための助言や支援を行います。	健康づくり 推進課	・助産師による電話相談の実施	・思春期保健事業を通じて、相談先 を周知した。 ・助産師による電話相談を週5回実施 した(延べ232回)。	・助産師による電話相談の実施(週4 回)			見直し	・思春期に関する相談 件数が少ないことか ら、週5回から週4回に 見直し。	・助産師による電話相談の実施(週4 回)
		学校教育 課	・学校訪問カウンセラーによる教育相 談の実施 ・「子どもほっとライン」での電話相談 の実施 ・来所相談の実施 ・不登校児童・生徒適応指導教室で の相談の実施	・広報、ホームページ、所報、ポス ター、学校内での紹介等を通して、 教育相談等の周知を図った。 ・学校訪問カウンセラーによる教育相 談、「子どもほっとライン」での電話相 談、来所相談、不登校児童・生徒適 応指導教室での相談を実施した。	・学校訪問カウンセラーによる教育相 談の実施 ・「子どもほっとライン」での電話相談 の実施 ・来所相談の実施 ・不登校児童・生徒適応指導教室で の相談の実施			継続	・学校訪問カウンセラーによる教育相 談の実施 ・「子どもほっとライン」での電話相談 の実施 ・来所相談の実施 ・不登校児童・生徒適応指導教室で の相談の実施	
	(11)民生委員・児童委員活動 常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施します。	福祉課	・近年、複雑化・多様化している子 どもたちをめぐる課題に対する理解を 深めるため、各種研修会に参加す る。 ・子どもに関する相談や支援を行う。	・各種研修会に出席しスキルの向上 を図るとともに、子どもに関する相談 や支援を行った。 (6月4～26日計6回ブロック研修会、 8月7日上越市民児協連児童部会、7 月31日～8月1日全国主任児童委員 活動研修会、10月3日～4日管外視 察研修)	・近年、複雑化・多様化している子 どもたちをめぐる課題に対する理解を 深めるため、各種研修会に参加す る。 ・子どもに関する相談や支援を行う。			継続	・近年、複雑化・多様化している子 どもたちをめぐる課題に対する理解を 深めるため、各種研修会に参加す る。 ・子どもに関する相談や支援を行う。	
	(12)JASTじょうえつあんしんサポートチーム 学校だけでは解決困難なケースに対し、学校が主体となって早期解決できるよう、チームによる支援を行います。	学校教育 課	・JASTによる相談業務の実施、関係 機関との連携による支援の実施(適 応相談室での教育相談、すこやかな ぐらし包括支援センターや児童相談 所、学校等との連携)	・JASTによる相談受理件数が111 件、適応相談室への通室人数が15 人、通室延べ日数が80日であったこ とから(9月末時点)、関係機関と連携 しながら学校の支援を行った。	・指導主事やカウンセラー、スクール ソーシャルワーカーによる学校への 助言や支援、ケース会議への参加な どを通して、学校だけでは解決が困 難な事例についての支援を行う。			継続	・指導主事やカウンセラー、スクール ソーシャルワーカーによる学校への 助言や支援、ケース会議への参加な どを通して、学校だけでは解決が困 難な事例についての支援を行う。	
	(13)いじめ問題対策連絡協議会の運営 いじめ防止等のための対策についての協議や関係機関等相互の連絡調整を行いながら、いじめ防止等に係る施策の推進に必要と認められる事項について協議します。	学校教育 課	・いじめ問題対策協議会の運営(2 回)	・5月15日に第1回対策協議会を開催 し、組織やいじめの実態、学校の取 組や市の施策、問題事例等について 協議した。 ・2月12日に第2回対策協議会を開催 し、各組織ごとに1年間の取組を共有 するとともに、次年度に向けての方向 性を確認した。	・いじめ問題対策協議会の運営(2 回)			継続	・いじめ問題対策協議会の運営(2 回)	
	(14)いじめ防止対策等専門委員会の設置 重大事態発生時に教育委員会内に設置し、いじめ防止等のための対策について専門的知見からの調査研究や、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。	学校教育 課	・いじめ防止対策等専門委員会の設 置(1回+随時開催)	・2月19日に専門委員会を開催し、年 間の市の取組を総括するとともに、委 員の意見等をふまえて、次年度の方 向性を確認した。	・いじめ防止対策等専門委員会の設 置(1回+随時開催)			継続	・いじめ防止対策等専門委員会の設 置(1回+随時開催)	
	(15)いじめ問題再調査委員会の設置 市長部局に設置し、市長の諮問に応じて、いじめ防止対策等専門委員会の調査結果について必要な調査を行います。	総務管理 課	・いじめ問題再調査委員会の設置 (随時開催)	・いじめ問題の重大事態の発生はな かったため、開催実績等はなし。	・いじめ問題再調査委員会の設置 (随時開催)			継続	・いじめ問題再調査委員会の設置 (随時開催)	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
実施施策										
-	(16)性同一性障害に係る児童・生徒への適切な対応 「性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015年4月30日 文部科学省児童生徒課長通知)に基づき、対象となる児童・生徒にきめ細かに対応します。また、性同一性障害や性的指向に対する理解を深めるため、教職員を対象とした研修会を開催します。	人権・同和対策室	・市ホームページで新潟県人権・同和センターなどが実施する講座を周知	・市ホームページで性的マイノリティに関する県主催の研修会や新潟県人権・同和センター主催の講座の開催情報を提供した。	・市ホームページ等で県や人権団体が主催する性的マイノリティに関する研修会等の開催情報を提供する。			継続		・市ホームページ等で県や人権団体が主催する性的マイノリティに関する研修会等の開催情報を提供する。
		学校教育課	・人権課題への確かな理解を図るため、性的マイノリティについて学ぶ研修会の開催(各校1人参加、悉皆研修)。 ・各種研修会、講演会等への参加要請	・9月10日に子どもの権利研修を悉皆研修として実施し、性的マイノリティについて学んだ。	・性的マイノリティへの理解と対応についての研修会の実施			継続		・性的マイノリティへの理解と対応についての研修会の実施
第2節 人権教育・啓発の推進										
1 知識の普及と意識の啓発										
	(1)子どもの権利チラシの作成・配布 子どもの権利についてのきめ細かい啓発活動のため、子どもに関わる様々な立場に合った内容のチラシを作成・配布します。あわせて広報上越、市ホームページで情報提供を行います。	こども課	(再)各種健診や講座の機会を捉え、子どもの権利チラシを配布 (再)広報上越、市ホームページでの子どもの権利の周知	(再)子どもの権利のチラシを乳幼児健診会場やこどもセンター、各種会合などの機会を捉えて配布し、子どもの権利に対する意識と知識を高めるための啓発に取り組んだ。また、広報上越やエフエム上越、市ホームページで子どもの権利について啓発した。	(再)乳幼児健診会場やこどもセンター、各種会合などの機会を捉えた「子どもの権利のチラシ」の配布による、子どもの権利に対する意識と知識を高めるための啓発の実施 (再)広報上越やエフエム上越、市ホームページでの子どもの権利についての啓発			継続		(再)乳幼児健診会場やこどもセンター、各種会合などの機会を捉えた「子どもの権利のチラシ」の配布による、子どもの権利に対する意識と知識を高めるための啓発を行う。 (再)広報上越、エフエム上越、市ホームページで子どもの権利に関する啓発を行う。
	(2)地域人権懇談会の開催 市民が、様々な人権問題についての理解を深めるための懇談会を実施します。	人権・同和対策室	(再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会の開催(5回)	(再)地域人権懇談会を地区の民生委員児童委員協議会や養護老人ホーム等で開催した(4回、73人)。	(再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。			継続		(再)市民や事業所から人権について理解を深めてもらうことを目的とした、地域人権懇談会を開催する(5回)。
	(3)人権に関する講演等への講師の派遣 人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、小学校区単位で実施している「人権を考える講話会」を継続して開催するとともに、講師派遣事業の拡充を図ります。	社会教育課	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(17小学校区で開催)	(再)人権を考える講話会を17小学校区で開催した。	(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催)			継続		(再)市内小学校区を巡回して開催する人権を考える講話会の開催(16小学校区で開催)
	(4)人権に関する図書・ビデオの周知及び貸出し 同和問題を始めとする人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、人権に関する図書及びビデオの貸し出しを行います。	社会教育課	(再)人権・同和関係図書資料等の整備・貸出	(再)図書15冊を購入し、白山会館の人権図書コーナーに設置した。 (再)図書資料等の貸出情報を市ホームページで提供し、利用を促した。	(再)人権・同和関係図書資料等の整備・貸出			継続		(再)人権・同和関係図書資料等の整備・貸出
	(5)虐待予防の啓発活動 子どもの虐待防止啓発のため、ポスターやリーフレットを公共施設、保育園、学校、病院等に配布します。あわせて広報上越に掲載します。	すこやかなくらし包括支援センター	・11月の児童虐待防止推進月間に向けて公共施設、保育園、学校へのリーフレット等を配付、あわせて広報紙等で周知	・広報上越への相談窓口の掲載、11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、市ホームページやエフエム上越で児童虐待の予防を啓発した。 ・県が作成したポスター、リーフレット等を関係部署に設置及び掲示した。	・11月の児童虐待防止推進月間に向けて公共施設、保育園、学校へのリーフレット等を配付、あわせて広報紙等で周知			継続		・11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、虐待防止のリーフレット等を公共施設、保育園、学校へ設置及び掲示するとともに、広報紙等で児童虐待の予防を啓発する。 ・市内大学と協働で子ども向け虐待防止リーフレットを作成し、児童生徒に配付することにより、児童虐待の意識醸成と発生予防、早期発見につながる。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
実施施策										
2 教育と学習										
<p>(1)子どもの権利学習プログラム「えがお」を使った学習の推進</p> <p>小・中学生は学校教育の中で市オリジナルテキスト「えがお」を使って子どもの権利についての学習を行い、その学習内容を保護者にも波及させます。</p>		こども課	(再)市立小学校1年から中学3年までを対象に「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を使用した子どもの権利学習の促進	(再)市立小学校1年から中学校3年までの児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習」の実施を依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を送付した。各学校では11月～12月に「子どもの権利学習」を実施した。	(再)11月～12月にかけて、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を使用し、市立小学校1年から中学校3年まで子どもの権利学習を行う。	<p>・この実施計画には掲載されていないが、今秋、子どもの権利学習の成果を見るために、小中学校抽出でアンケートを実施されたが、その結果から言える成果や課題、それを施策にどう生かしていくかという方向性について、わかる範囲で紹介してほしい。</p> <p>・関連して、オリジナルテキスト「えがお」を使用した学習は、何年生がどの授業で実施しているのか、また、学習時間の実施頻度はどの程度か。さらに、「えがお」は、児童生徒以外の人も見せてもらえるのか。</p>	<p>・10月に小中学校各4校の児童生徒を対象にアンケートを実施した。設問としては「条例の認知度」「子どもの権利の内容の認知度」「いじめられた時に相談する相手の有無」「何かあった時の相談先の認知度」など6項目である。H23年との比較では、「条例の認知度」や「何かあった時の相談先の認知度」は上昇しており、学校での継続した子どもの権利学習の効果の表れと捉えている。今後の方向性については、学校での子どもの権利学習を継続するで、子ども自身の権利について学ぶ機会を提供し、学習した子どもが大人になり、自身の子どもや地域の子どもに対して、深い理解を持って子どもと接しているのか、また、学習時間の実施頻度はどの程度か。</p> <p>・「えがお」を使用した学習については、担当課から各学校に各学年2学期中の1コマ(小学校45分、中学校50分)の取組をお願いしている。学習後は「えがお」を家に持ち帰ってもらい、各家庭で学習の振り返りや保護者・家族の理解を深めることを狙って、先生から児童生徒にお願いをしてもらっている。なお、「えがお」は児童生徒以外にも希望があれば提供している。</p>	継続		(再)市立小学校1年から中学校3年までの児童・生徒における「子どもの権利学習」を促進するため、各学校へ「子どもの権利学習」を11月～12月にかけて実施されるよう依頼するとともに、「子どもの権利学習テキスト『えがお』」を送付する。
<p>(2)教職員、保育関係職員に対する研修</p> <p>子どもの権利に十分配慮した子どもとの信頼に基づく人間関係の構築、虐待・いじめの早期発見など、上越市学校同和教育推進協議会との連携や同和教育研究指定地区制度などを活用して教職員の研修を実施します。</p>		こども課	(再)子どもの権利に関する職員研修会の開催	(再)6月21日に「子どもの権利に関する職員研修会」を実施した。参加者:保育関係職員66人、市関係職員26人	・第1四半期中に子どもの権利に関する職員研修会を実施する。			継続		(再)9月末までに子どもの権利に関する職員研修会を実施する。
		学校教育課	<p>・「上越市子どもの権利条約」の趣旨に基づいた研修を実施し、子どももつ権利が保障される風土について教職員の理解を深める。</p> <p>・上越教育大学学校教育実践センターと連携した「人権教育、同和教育自主セミナー」を実施し、人権感覚を磨く機会を設ける。</p>	(再)人権課題への確かな理解を図るため、9月10日に子どもの権利研修を悉皆研修として実施し、性的マイノリティについて学んだ。 <p>・上越教育大学学校教育実践センターと連携した「人権教育、同和教育自主セミナー」を開催し、一人一人を大切に作る基盤づくりについて研修を深めた。</p>	<p>・子どもの権利研修を悉皆研修として実施</p> <p>・上越教育大学学校教育実践センターと連携した「人権教育、同和教育自主セミナー」の開催</p>	<p>・子どもの権利学習プログラム「えがお」を学校の授業や活動で取り組むことは、現状では難しく、残念ながら学習プログラムをそれほど大事なものとして捉えていない向きも無いわけではない。指導する教員や学校の取組の方向性が、市の施策を踏まえていないのではないか、そうすると、学校教育課で実施状況や取組状況の把握、実施に向けた学校との連携も必要ではないか。</p>	<p>・学校が子どもの権利学習に取り組めるよう指導したい。まずは、校長会で指導するとともに、権利学習の実態把握にも取り組みたい。なお、学校の教科・領域で子どもの権利学習は位置づけられていないため、教科・領域のねらいに応じて、この権利学習を実施することになり、道徳や総合学習で実施する場合や社会科の人権等の学習として実施する場合もある。実施頻度は年1回程度になると思われるが、子どもが知るべき権利なので、学校には確実に実施させたい。</p>	継続		<p>・子どもの権利研修を悉皆研修として実施</p> <p>・上越教育大学学校教育実践センターと連携した「人権教育、同和教育自主セミナー」の開催</p>
<p>(3)市職員に対する研修</p> <p>子どもの権利に十分配慮した対応、各施策への反映など、子どもと関わるの深い仕事に従事している職員に対し、資質向上のための研修を実施します。</p>		こども課	(再)子どもの権利に関する職員研修会の開催	(再)6月21日に「子どもの権利に関する職員研修会」を実施した。参加者:保育関係職員66人、市関係職員26人	(再)第1四半期中に子どもの権利に関する職員研修会を実施する。			継続		(再)9月末までに子どもの権利に関する職員研修会を実施する。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
	(4)就学前教育における人権教育の充実 幼稚園・保育園などの教育・保育目標に人権教育の視点を位置付け、多様な体験活動を通して豊かな心情や生命を尊重する心を育てる教育・保育を行います。 子どもを取り巻く環境、家庭・地域の教育力の現状を踏まえ、地域と連携して教育環境の整備を進めます。 子どもが権利主体として尊重される育成環境づくりを検討します。 人権教育の充実を図るために、研修により教職員の意識や資質の向上を図ります。	保育課	・保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践 ・「地域活動事業」を通じた地域住民との交流 ・園児はもとより、保護者からの育児相談等による育成環境づくり	・日常の保育業務を通じ、子どもたちが仲良しのびのびと遊ぶ保育を行った。 ・発表会や運動会、祖父母参観等、地域の住民も参加できる行事を行い、子どもたちとの交流を図ることができた。 (再)保育園における相談の窓口を開設しており、こども発達支援センターやすこやかなくらし包括支援センターなど関係機関と連携しながら相談に対応した。	・保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践 ・「地域活動事業」を通じた地域住民との交流 ・園児はもとより、保護者からの育児相談等による育成環境づくり			継続		・保育目標の「なかよくあそぶ子ども」の実践 ・「地域活動事業」を通じた地域住民との交流 ・園児はもとより、保護者からの育児相談等による育成環境づくり
	(5)子どもとかわりをもつ大人に対する講座の開催 民生委員・児童委員やPTAなど子どもとかわりのある大人が、子どもをめぐる課題を把握し、子どもの権利についての理解を深めるための講座を開催します。	こども課	(再)子どもの権利啓発の取組として、PTAや民生・児童委員協議会に、CAPJようえつを派遣し、子どもの権利に関する講座を開催する。	(再)子どもの権利啓発の取組として、稲田小PTA及び6地区の民生委員、児童委員協議会に、CAPJようえつを派遣し、子どもの権利に関する講座を開催した。	(再)子どもの権利啓発の取組として、PTAや民生・児童委員協議会に、CAPJようえつを派遣し、子どもの権利に関する講座を開催する。			継続		(再)PTAや民生委員・児童委員協議会に対するCAPJようえつの派遣による、子どもの権利に関する講座の開催する。
	(6)学校における人権教育への支援 学校における人権教育を支援するため、学校教育の重点説明会、転入・新規採用教職員説明会等において、人権教育への指導を行うほか、教育センターは子どもの権利研修を実施します。 また、人権問題に関する研究会への参加を奨励するなど、情報提供を行います。 ・市教育委員会学校訪問での指導(年1回、全ての学校を訪問) ・各校において年間指導計画の改善(副読本と手引きの活用)等	学校教育課	(再)同和教育研究指定制度成果発表研修会を実施するとともに、研究のまとめを刊行し、実践の共有化を図る。 (再)授業改善訪問やPRT訪問等での参観授業を通し、適宜指導を行う。 (再)各校及び中学校区における年間指導計画について指導を行う。	(再)5月15日に同和教育研究指定地区制度実施説明会を行い、2年目として、板倉・中郷中学校区、城北中学校区、1年目として名立・潮陵中郷中学校区、城東中学校区を指定した。 ・9月10日に子どもの権利に関する参観研修会(各校1人参加)を実施した。 ・市教委授業改善支援訪問等で、人権教育、同和教育の全体計画や年間指導計画を確認し、公開授業を参観して、よりよい授業づくりを目指した授業の改善を指導した。	(再)同和教育研究指定制度成果発表研修会の実施と研究のまとめの刊行による実践の共有化 (再)授業改善訪問やPRT訪問等での参観授業を通じた指導 (再)各校及び中学校区における年間指導計画についての指導			継続		(再)同和教育研究指定制度成果発表研修会の実施と研究のまとめの刊行による実践の共有化 (再)授業改善訪問やPRT訪問等での参観授業を通じた指導 (再)各校及び中学校区における年間指導計画についての指導
第3節 社会参加の推進										
-	(1)子どもボランティア参加推進事業 子どもたちの社会参加の意欲を高めるため、小・中学校を通じて子どもたちが実践できるボランティア活動情報を提供し、子どもたちのボランティア活動への参加を促します。	共生まちづくり課	・児童・生徒向けのボランティアだよりKIDSの発行(1回)	・児童・生徒向けのボランティアだよりKIDSの発行(7月、14,500部発行)	・児童・生徒向けのボランティアだよりKIDSの発行(1回)			継続		・児童・生徒向けのボランティアだよりKIDSの発行(1回)
	(2)キャリア教育における職場体験等の実施 人権感覚を養う学習の一環として、職場体験、地域行事への参加、地域の職場見学等の体験活動を通して、児童・生徒が地域の方々と関わる教育を推進します。	学校教育課	・キャリアスタートウィークによる5日間の職場体験の実施	・7月1日から8月30日までを7期に分け、全ての中学校(22校)において、2年生が5日間の職場体験を実施した。	・キャリアスタートウィークによる5日間の職場体験の実施			継続		・キャリアスタートウィークによる5日間の職場体験の実施
	(3)謙信KIDSプロジェクト 心豊かで、思いやりのある子どもの育成を進めるため、ふるさと上越の豊富で特色ある地域資源を活用した体験活動を実施します。	社会教育課	・市内小学校の全児童を対象に、様々な体験活動を提供し、市の特色について興味・関心を深めるとともに、異なる学年・学校の仲間との交流の場を提供する。	・地域資源を活用した様々な体験活動により、上越市の特色を学ぶ18講座22コースを実施した。 参加者:児童447人(1月末時点)	・市内小学校の全児童を対象に、様々な体験活動を提供し、市の特色について興味・関心を深めるとともに、異なる学年・学校の仲間との交流の場を提供する。			継続		・市内小学校の全児童を対象に、様々な体験活動を提供し、市の特色について興味・関心を深めるとともに、異なる学年・学校の仲間との交流の場を提供する。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
	(4)青少年教育事業 地域の子どもを対象に、地域資源及び地域の人材を活用した体験活動や交流等を行います。	社会教育課	・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿として、「未来を支えるひとづくり」を柱に学びを通じた人づくり、地域づくりを推進する。	・中央公民館及び28地区公民館にて、世代間交流等を取り入れた体験学習を計画し、36の青少年教育事業を実施した。	・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿として、「未来を支えるひとづくり」を柱に学びを通じた人づくり、地域づくりを推進する。			継続		・「学びの輪が 人をはぐくみ 地域を支えるまち」を社会教育の目指す姿として、「未来を支えるひとづくり」を柱に学びを通じた人づくり、地域づくりを推進する。
	(5)家庭教育支援講座 保護者及び地域住民を対象に、家庭の持つ教育力を高める講演会等の事業を開催します。	社会教育課	・主に保護者を対象に、家庭教育を支援するため、家庭や地域で子どもを育む大切さについての講座の実施	・中央公民館及び28地区公民館で29事業を実施した。「子どものやる気をサポートする方法」「子どもたちのインターネットの上手な使い方」などをテーマにした講演会等を実施した。	・主に保護者を対象に、家庭教育を支援するため、家庭や地域で子どもを育む大切さについての講座の実施			継続		・主に保護者を対象に、家庭教育を支援するため、家庭や地域で子どもを育む大切さについての講座を実施する。
	(6)青少年健全育成センター事業 青少年の非行防止及び若者育成支援事業等を充実し、健全育成を推進します。	青少年健全育成センター	・街頭指導を行い、非行防止・被害防止の呼びかけの実施 ・不登校・ひきこもりなどの若者及び保護者の相談・支援活動の実施 ・若者の居場所の随時開設 ・上越市「親の会」の開催 ・若者育成支援の推進のため支援団体のネットワーク集会の開催 ・教育センター研修「義務教育終了後の進路を考える」を開催 ・支援員養成講座の開催	・街頭指導等で非行防止・被害防止の呼びかけの実施(1月末時点で9,673回) ・不登校・ひきこもりなどの若者及び保護者の相談・支援活動の実施(1月末時点で162回) ・若者の居場所の開設(1月末時点で81回) ・上越市「親の会」の開催(6回) ・若者育成支援の推進のため支援団体のネットワーク集会の開催(3回) ・教育センター研修「義務教育終了後の進路を考える」を開催(5回)	・街頭指導で非行防止・被害防止の呼びかけの実施(声かけ:7,000回以上) ・若者育成支援事業として以下の事業を実施する。 ①若者の居場所の開設 ②上越市「親の会」の開催(6回) ③若者育成支援団体のネットワーク集会の開催(3回) ④「義務教育終了後の進路を考える」研修の開催 ⑤支援員養成講座の開催(5回)			拡充	・青少年健全育成委員55人体制による重点化した街頭指導を実施 ・若者の居場所(Fit)を常設し、困難を抱える若者の自立支援を拡充	・街頭指導で非行防止・被害防止の声かけの実施(声かけ:7,000回以上) ・以下の若者育成支援事業の実施 ①若者の居場所(Fit)の開設 ②上越市「親の会」の開催(6回) ③若者育成支援団体のネットワーク集会の開催(3回) ④「義務教育終了後の進路を考える」研修の開催 ⑤支援員養成講座の開催(5回)
	(7)地域青少年育成会議 地域の子どもは地域で育てるという視点に立ち、地域が主体的に考えて学校と連携した教育活動を行い、地域の総合的な教育力の向上を目指す地域青少年育成会議の活動を推進します。 小・中学校、地域及び家庭が、それぞれの役割を自覚し連携することにより、いじめ、不登校、非行等の問題の解決を図り、児童・生徒の健全育成を目指します。 青少年教育に関わる各機関や、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、保護司等との連携強化を図ります。	社会教育課	・中学生から対象範囲を広げた「地域青少年まちづくりワークショップ」を引き続き開催し、地域の課題解決や活性化等につなげる。 ・青少年の健全育成と地域の教育力の向上を図るため、各地域の青少年育成会議が、地域の多様な団体との連携により各種事業を実施する。	・中学生から対象範囲を広げた「地域青少年まちづくりワークショップ」を引き続き開催することで、活動の定着を図るとともに、地域の課題解決や活性化等につなげる。 ・青少年の健全育成と地域の教育力の向上を図るため、各地域の青少年育成会議が、地域の多様な団体との連携により特色を生かした各種事業を実施した。	・地域の青少年と大人が話し合い、活動を行う「地域青少年まちづくりワークショップ」を引き続き開催し、活動の定着を図るとともに、地域の課題解決や活性化等につなげる。 ・青少年の健全育成と地域の教育力の向上を図るため、各地域の青少年育成会議が、地域の多様な団体との連携により各種事業を実施する。			継続		・地域の青少年と大人が話し合い、活動を行う「地域青少年まちづくりワークショップ」を引き続き開催し、活動の定着を図るとともに、地域の課題解決や活性化等につなげる。 ・青少年の健全育成と地域の教育力の向上を図るため、各地域の青少年育成会議が、地域の多様な団体との連携により各種事業を実施する。
	(8)安全教室 保育園児・幼稚園児とその保護者及び小学生を対象に、犯罪から自らの身を守るための方法などを指導します。	市民安全課	・犯罪の防止を目的として、幼稚園・保育園・小学校などが主催する安全教室(防犯教室)への指導者派遣の実施	・年代に応じた防犯、交通安全についての教育、指導を実施した。 ・保育園・幼稚園・小学校では、独自に防犯教室を実施していない園等を対象に実施した(55園44小学校実施)	・園児や小学1年生を対象にした防犯教室、交通・防犯教室をセットにした親子教室に指導員を派遣する。			継続		・年代に応じた防犯、交通安全についての教育、指導を実施する。 ・保育園・幼稚園・小学校では、独自に防犯教室を実施していない園等を対象に実施する。
	(9)110番協力車制度 市民や市内事業所等に「110番協力車」のステッカー貼付の協力を依頼し、犯罪の抑止効果と防犯意識の啓発を図ります。	市民安全課	・犯罪の抑止と犯罪意識の啓発を目的で、車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼っての日常的な「ながらパトロール」の展開の実施	・防犯に対する地域の目を増やすため、趣旨に賛同する希望者にステッカーを配布した(2月17日時点の累計5383件)。	・防犯に対する地域の目を増やすため、希望者にステッカーを配布する。			継続		・犯罪を抑止するため、市民や事業所等に対して「110番協力車」ステッカーの貼付協力を依頼し、希望者にステッカーを配布する。 ・登録台数(累計)を5,470台にする。
	(10)安全安心まちづくり推進パトロール 犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図るため、市の青色パトロール車で職員が公務外出時に地域内の巡回を行います。	市民安全課	・青色回転灯を装着した防犯パトロール車(公用車15台)での市職員による地域内巡回の実施	・街頭犯罪の未然防止や下校時間帯に合わせた子供見守り活動を実施した(2月17日時点のパトロール累計日数1234日、累計時間1807時間、累計距離26,100km)。	・街頭犯罪の未然防止や下校時間帯に合わせた子供見守り活動を実施する。			継続		・青色回転灯を装着した防犯パトロール車(公用車15台)で職員が地域内を巡回する。 ・パトロール距離数を27,000kmにする。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
-	(11)安全メール 登録者に対し、パソコンや携帯電話のメール機能を利用して、災害や防犯、火災、交通安全、その他(クマ、サルの出没等)の情報を発信します。	市民安全課	・市民の自主的な防犯活動を支援する目的で、パソコンや携帯電話のメール機能を利用した安全安心情報の配信	・市内で発生した災害や防犯、火災、交通安全等の情報を適時に配信し、被害の連鎖や拡大を抑制した。 ・市ホームページや広報等を活用して、登録を呼びかけた(12月末時点の登録件数:13,096件)。	・市民の自主的な防犯活動を支援する目的で、パソコンや携帯電話のメール機能を利用した安全安心情報の配信			継続		・市民の自主的な防犯活動を支援する目的で、パソコンや携帯電話のメール機能を利用した安全安心情報を配信する。 ・市ホームページや広報等を活用して、登録を呼びかける。 ・安全メール登録件数を15,500件以上にする。
	(12)日本語支援事業 早期の学校適応を図るため、外国人や帰国児童・生徒等に対し、日本語学習支援を行います。	学校教育課	・31年度に小学校へ入学する児童で日本語支援が必要であると見込まれている児童が8人いることから、引き続き、日本語支援が必要な児童生徒に対する支援を行うため、上越国際交流協会に事業を委託する。	・小学校11校、中学校7校から申請のあった児童生徒28人(小学生18人、中学生10人)に対して、講師を派遣し、日本語学習支援を実施した。	・外国人や帰国児童・生徒への日本語学習支援のための講師派遣の実施 ・日本語支援が必要な児童生徒のための補助員等の学校への配置	(再)「学校教育における国際理解教育」について、学校では日本語が全くわからない子どもたちの受入が増えていくと思うが、取組は十分と言えるのか。	・「日本語支援事業」で、学校に日本語が全く話せない子どももいるので、子ども人権にも配慮して、上越国際交流協会から日本語講師を派遣してもらい、日本語支援を実施している。非常勤講師が付いて、一から日本語を教えている学校もある。今後もそのような子どもたちの増加が見込まれることから、上越市や市教育委員会としても、対策を講じていく予定である。	見直し	・特定の企業による外国人労働者の雇用により、特定の小学校で、日本語支援が必要児童が大幅に増えることが予測されており、上越国際交流協会への委託事業のみで対応できないことが考えられるため。(南川小:3人~10人)	・外国人や帰国児童・生徒への日本語学習支援のための講師派遣の実施 ・日本語支援が必要な児童生徒のための日本語支援員の学校への配置及びタブレットの配備
	(13)学校運営協議会制度(コミュニティ・スクールの推進) 市立の全小・中学校及び幼稚園をコミュニティ・スクールとして、校長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する「学校運営協議会」を設置します。協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進めます。この取組を通して、児童・生徒が地域の人から学んだり、地域に出て活動したりする教育活動がしやすくなり、児童・生徒の社会参画への関心を高めます。	学校教育課	・教職員や学校運営協議会委員を対象とした研修を実施することを通して、児童・生徒が地域とかわり地域との結びつきを深めたりする教育活動推進の働きかけを行う。	・7月12日に管理職を中心としたスクールマネジメント研修を開催し、学校運営協議会と連携したカリキュラム作成やカリキュラム・マネジメントの必要性等について学んだ。 ・10月4日に学校運営協議会代表者懇談会を開催し、吉川中学校の地域連携に係る実践発表や、文部科学省総合教育政策局・専門職による講演、情報交換を行った。	・教職員や学校運営協議会委員を対象とした研修を実施することを通して、児童・生徒が地域とかわり地域との結びつきを深めたりする教育活動推進の働きかけを行う。			継続		・教職員や学校運営協議会委員を対象とした研修を実施することを通して、児童・生徒が地域とかわり地域との結びつきを深めたりする教育活動推進の働きかけを行う。
第4節 社会福祉の充実										
-	(1)子どもの発達支援 障害のある子どもや発達に不安がある就学前の子どもが保護者と共に通室し、より良い日常生活を送ることができるよう相談や療育を実施するほか、これらの子どもや保護者が不安を抱くことのないよう、切れ目のない支援を実施し、就学につなげていきます。また、保護者の疾病等、緊急の場合などに一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図ります。	こども発達支援センター	(再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 (再)休日にセンター体験・見学会を開催 (再)保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談の強化	(再)一人一人の子どもの発達状況や特性に応じた相談支援や療育サービスを実施するとともに、教育委員会と連携し就学に向けた切れ目のない支援を実施した。 (再)国の制度に基づく児童発達支援事業を実施した。 (再)休日にセンター体験・見学会を開催した。 (再)保護者の通院やリフレッシュなどに応じ、負担軽減を図るため、一時保育を実施した。 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談を実施し、早期の療育支援につなげた。	(再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 (再)休日にセンター体験・見学会を開催 (再)保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談の強化			継続		(再)発達に不安のある子どもの保護者からの相談を受け、療育等が必要な子どもへの支援を実施 (再)就学に向けた切れ目のない支援の実施 (再)国の制度に基づく児童発達支援事業の実施 (再)休日にセンター体験・見学会を開催 (再)保護者の疾病等の場合に一時保育を提供し、保護者負担を軽減 (再)臨床心理士や保育士による園巡回相談の強化
	(2)児童扶養手当 母子家庭及び父子家庭等に対し手当を支給します。	こども課	・児童扶養手当の支給	・令和元年11月支給分の手当分から、支給月を奇数月毎に変更した。 ・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・広報上越8月1日号、12月15日号で制度を周知した。	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・広報上越8月1日号、12月15日号で制度の周知を行う。			継続		・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・広報上越8月号、12月号で制度の周知を行う。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)	実施施策		事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
	(3)子ども医療費助成 保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費の一部を助成します。	こども課	・18歳に達した日、以後最初の3月31日までの児童に対し、医療費を助成する。	・対象者に手続きの案内を行った。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し随時案内を行った。	・対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し随時案内を行う。			継続		・対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し随時案内を行う。
	(4)ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。	こども課	・ひとり親家庭の親及び18歳に達した最初の日、以後3月31日までの児童に対し、医療費を助成する。	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、手続きの案内を行った。 ・住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行った。	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行う。			継続		・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課と連携し、手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を把握し、未申請者に対し随時案内を行う。
	(5)私立幼稚園等教育振興事業 保護者負担の軽減を図り、幼稚園教育の普及・充実を図るため、私立幼稚園等及び園児保護者への助成を行います。	教育総務課	・段階的無償化の取組を加速し、平成31年10月から、私立幼稚園等の保育料の無償化	・段階的無償化の取組を加速し、令和元年10月から私立幼稚園等の保育料を無償化した。	・私立幼稚園等の保育料無償化の継続			継続		・私立幼稚園等の保育料無償化の継続
	(6)就学支援委員会 特別な教育的支援を必要とする幼児及び児童・生徒に対し、十分な教育を受ける機会を保障するために、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みを整え、当該幼児及び児童・生徒の適切な就学を図ります。	学校教育課	・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する適性就学への支援の実施	・幼児237人、児童生徒110人の就学相談の申込があった。それぞれの幼児児童生徒の障害の状態等に応じた適切な就学相談を実施した。	・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する適性就学への支援の実施			継続		・特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する適性就学への支援の実施
	(7)特別支援学級 小・中学校に設置し、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行います。	学校教育課	・障害の種別に応じた支援を行う学級の開設	・知的、自閉症・情緒、病弱、肢体不自由、難聴等の障害の種別に応じた特別支援学級を開設し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行った。	・障害の種別に応じた支援を行う学級の開設			継続		・障害の種別に応じた支援を行う学級の開設
	(8)学習指導支援事業 通常の学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症など発達障害のある児童・生徒へのきめ細かい指導・支援を行うため教育補助員を配置します。また、特別支援学級に在籍する介護が必要な児童・生徒への支援を行うため、介護員を配置します。	学校教育課	・特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員の設置	・特別支援学級内で介護が必要な児童生徒には介護員79人と学校看護師1人を、通常の学級で学習の補助等が必要な児童生徒には教育補助員89人を、各校の児童生徒の実態に応じて配置した。	・特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員の設置			継続		・特別な教育的支援を行う教育補助員・介護員の設置
	(9)奨学金貸付事業 経済的な理由により就学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付けることにより、教育の機会均等の確保と、地域社会に有用な人材の育成を図ります。	学校教育課	・経済的に就学が困難な学生に対する奨学金の貸し付けの実施	・経済的に就学が困難な学生に対する奨学金の貸し付けを実施した。	・経済的に就学が困難な学生に対する奨学金の貸し付けの実施			継続		・経済的に就学が困難な学生に対する奨学金の貸し付けの実施
	(10)就学援助費補助事業 保護者の収入状況にかかわらず、等しく教育を受ける機会を保障するため、学校教育法第19条に定める援助を行います。	学校教育課	・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援の実施	・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援を実施した。	・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援の実施			継続		・経済的に就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的支援の実施
	(11)通学援助費 遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図ります。	学校教育課	・遠距離通学する児童生徒の通学費助成の実施	・遠距離通学する児童生徒の通学費助成を実施した。	・遠距離通学する児童生徒の通学費助成の実施			継続		・遠距離通学する児童生徒の通学費助成の実施
	(12)上越市自立支援協議会の運営 障害のある人(児童含む)の福祉向上を目的とし、個別の相談支援からニーズや課題を抽出し、その解決・改善に向けた検討を行います。	福祉課	・障害のある児童等の支援体制の充実に向けた検討	・自立支援協議会において、専門部会を設置し、放課後等デイサービスにおける基本的な考え方をまとめた。	・障害のある児童等の支援体制の充実に向けた検討			継続		・障害のある児童等の支援体制の充実に向けた検討
	(13)障害児福祉手当 精神又は身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童(20歳未満)に対し、手当を支給します。	福祉課	(再)障害児福祉手当の支給	(再)障害児福祉手当の支給:101人	(再)障害児福祉手当の支給			継続		(再)障害児福祉手当の支給

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定					
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度			
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)	
実施施策											
一	(14)特別児童扶養手当 精神又は身体に障害のある児童(20歳未満)を在宅で監護・養育する人に対し、手当を支給します。	福祉課	(再)特別児童扶養手当の支給	(再)特別児童扶養手当の支給:412人	(再)特別児童扶養手当の支給			継続		(再)特別児童扶養手当の支給	
	(15)通所交通費の助成 市外の施設等へ定期的に通所する児童の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、通所にかかる交通費の一部を助成します。	福祉課	・通所交通費の助成	・通所交通費の助成 延べ人数:1,190人	・市外の施設等の通所にかかる交通費の一部を助成する。			継続		・市外の施設等の通所にかかる交通費の一部を助成する。	
	(16)障害児日中一時支援事業 日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に、施設等で活動の場の提供などの支援を行います。	福祉課	・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給	・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給した。	・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給			継続		・障害のある児童等の活動の場を提供するため、費用の一部を支給	
	(17)国際交流事業の推進 子どもが、外国人に対する理解を深めることができるように、小・中学生を対象にした異文化交流「ワールドキャンプ」や交流イベントを開催します。	共生まちづくり課	・青少年に異文化交流の機会を提供し、外国文化に対する理解を深め、国際感覚の醸成を図るため、小中学生異文化交流キャンプの実施(上越国際交流協会へ委託)	・小中学生異文化交流キャンプを実施し、外国人との交流を通じて、子どもたちへの異文化理解を深めた。(上越国際交流協会へ委託) 実施日:8月19日(月)~20日(火) 場所:浦川原区月影の郷 参加者数:39人	・青少年に異文化交流の機会を提供し、外国文化に対する理解を深め、国際感覚の醸成を図るため、小中学生異文化交流キャンプの実施(上越国際交流協会へ委託)			継続		・青少年に異文化交流の機会を提供し、外国文化に対する理解を深め、国際感覚の醸成を図るため、小中学生異文化交流キャンプの実施(上越国際交流協会へ委託)	
	(18)就学前教育における国際理解教育										
	ア 保育・教育者の資質と指導力の向上 遊びや触れ合いを通して、全ての乳幼児が仲良く支え合える保育・教育実践を推進するとともに、保育・教育者の国際理解のための研修の充実を図ります。	保育課	(再)小学校が実施する人権教育・同和教育の研修会への参加	(再)11月15日に実施の東本町小学校の人権教育・同和教育研修会に参加した。	(再)小学校が実施する人権教育、同和教育の研修会へ参加する。			継続		(再)小学校が実施する人権教育、同和教育の研修会へ参加する。	
		学校教育課	・国際理解教育の教職員研修会実施の働きかけ	・園内研修で国際理解教育について職員間で共通理解を図り、援助の仕方や指示の仕方について研修を行った。 ・11月15日に実施の東本町小学校の人権教育・同和教育研修会に参加した。	・国際理解教育の教職員研修会実施の働きかけ			継続		・国際理解教育の教職員研修会実施の働きかけ	
	イ 保護者啓発の充実 外国人市民の人権問題についての認識を深めるために、保護者への啓発活動の充実を図ります。	保育課	(再)外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践と保護者への趣旨説明の実施	(再)保護者には事前に説明した上で、外国につながる園児に対して、調理員の加配や職員の工夫等食事や習慣に配慮し、適切な保育を行った。	(再)外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践と保護者への趣旨説明の実施			継続		(再)外国人の園児に対して、食事や習慣などに配慮した保育の実践と保護者への趣旨説明の実施	
		学校教育課	・国際理解教育の推進と、保護者の理解を促す取組への働きかけ	・関係者で話し合いながら、その子に合った教育について共通理解を図った。 また、保護者参観など行事の中で、人権擁護に関する園内での取り組み等を話す中で、保護者同士の理解も進み、保護者や園児に対し温かくかわっている様子が見られた。	(再)国際理解教育の推進と、保護者の理解を促す取組への働きかけ			継続		(再)国際理解教育の推進と、保護者の理解を促す取組への働きかけ	

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第8章 子どもの人権の確保

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)	実施施策		事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
-	(19)学校教育における国際理解教育 ア 外国人市民の児童・生徒に対する指導の充実 外国人市民の児童・生徒の生活実態を把握し、保護者との連携のもとに、個々に応じた日本語指導等の支援の充実を図ります。また、地域住民やPTAの理解、協力を得るため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組みます。 イ 国際化に対応した国際理解教育の推進 外国語指導助手を活用し、児童・生徒の国際理解や人権感覚を育成します。 ウ 母語による教科支援 上越国際交流協会や上越教育大学、学校が協力し、日本語を母語としない児童・生徒を対象に日本語支援と並行して必要と実態に応じて母語による教科支援を行います。	学校教育課	・外国人市民の児童・生徒に対する日本語学習支援の充実 ・ALTを活用した児童・生徒の国際理解や人権感覚の育成に関する授業についての資料提供や支援の実施 ・上越国際交流協会との連携強化による日本語を母語としない児童・生徒を対象にした教科支援の実施	・小学校11校、中学校7校から申請のあった児童生徒28人(小学生18人、中学生10人)に対して、講師を派遣し、日本語学習支援を実施した。また、中学生には、希望する進路に進学できるよう、上越国際交流協会との連携を強化し、日本語学習支援の中で教科支援を行った。 ・外国語活動や外国語の授業の中で、教科書に設定されている題材やALTを活用しながら、国際理解教育を推進した。	・外国人市民の児童・生徒に対する日本語学習支援の充実 ・ALTを活用した児童・生徒の国際理解や人権感覚の育成に関する授業についての資料提供や支援の実施 ・上越国際交流協会や上越教育大学との連携強化による日本語を母語としない児童・生徒を対象にした教科支援の実施 (再)日本語支援が必要な児童生徒のための補助員等の学校への配置			見直し	(再)特定の企業による外国人労働者の雇用により、特定の小学校で、日本語支援が必要な児童が大幅に増えることが予測されており、上越国際交流協会への委託事業のみで対応できないことが考えられるため。 (南川小:3人→10人)	・外国人市民の児童・生徒に対する日本語学習支援の充実 ・ALTを活用した児童・生徒の国際理解や人権感覚の育成に関する授業についての資料提供や支援の実施 ・上越国際交流協会や上越教育大学との連携強化による日本語を母語としない児童・生徒を対象にした教科支援の実施 (再)日本語支援が必要な児童生徒のための支援員の学校への配置
		共生まちづくり課	・学校等の総合的な学習への外国人講師の派遣や国際交流センターの見学等の受入れ(上越国際交流協会へ委託)	・学校等の依頼により、講師を派遣し講座を実施した。 実施回数:20件	・学校等の総合的な学習への外国人講師の派遣や国際交流センターの見学等の受入れ(上越国際交流協会へ委託)			継続		・学校等の総合的な学習への外国人講師の派遣や国際交流センターの見学等の受入れ(上越国際交流協会へ委託)
		社会教育課	(再)小学校4～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ全3回の講座(定員25人)の実施	(再)謙信KIDSプロジェクト事業において、「世界の文化」の講座を実施した 全3回(17人受講)	(再)小学校4～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施			継続		(再)小学校4～6年生を対象とした世界の文化を学ぶ講座の実施

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)	実施施策		事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
1 エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別										
-	(1)啓発の推進 エイズ患者やHIV感染者に対する偏見や差別意識を解消するため、世界エイズデーの周知やエイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動を推進します。	健康づくり推進課	・エイズについてのリーフレットを窓口に配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越での周知	・エイズについてのリーフレットを窓口に配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越での周知した。	・エイズについてのリーフレットを窓口に配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越での周知			継続		・エイズについてのリーフレットを窓口に配置し、また世界エイズデーにあわせ市ホームページや広報上越での周知
	(2)相談・救済体制の充実 エイズ患者やHIV感染者の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・民間人権団体等との連携により的確に対応します。	健康づくり推進課	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部)	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2月末時点で2,980部)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。			継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。
	(3)学校教育における取組 性に関する指導において、エイズやHIVについての正しい知識の習得と理解を得るよう取り組むとともに、人権教育、同和教育の中で、エイズ患者やHIV感染者等に対する偏見・差別について、人権に配慮した指導の充実を図ります。	学校教育課	(再)「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した、各校における教職員研修の実施を働きかける。	・人権に配慮した指導の充実のため、人権教育校内研修や「越佐にんげん学校」等の外部研修でエイズ患者やHIV感染者をはじめとする患者の人権尊重についての理解を深めた。	・各校での人権教育、同和教育において患者への偏見や差別の解消にかかわる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ			継続		・各校での人権教育、同和教育において患者への偏見や差別の解消にかかわる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ
2 ハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別										
-	(1)啓発の推進 ハンセン病に対する偏見や差別意識を解消し、ハンセン病及びその感染者への理解を深めるため、市民の学習機会の提供と市ホームページで啓発に取り組みます。	人権・同和対策室	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部)	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2月末時点で2,980部)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。			継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。
	(2)相談・救済体制の充実 ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携し、的確に対応します。	人権・同和対策室	・法務局や人権擁護委員と連携・協力した的確な相談対応	・法務局、人権擁護委員などと連携・協力し、相談に対応した。 ・職員(2人)が関係団体主催の国立療養所施設見学事業に参加し、ハンセン病問題の理解を深めた。	・法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応する。 ・関係団体主催の国立療養所施設見学事業に職員を派遣し、ハンセン病問題の理解を深める。			継続		・法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応する。 ・関係団体主催の国立療養所施設見学事業に職員を派遣し、ハンセン病問題の理解を深める。
	(3)学校教育における取組 ハンセン病に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、ハンセン病患者に対する人権問題について理解を深めるための学習を充実させます。	学校教育課	(再)「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した、各校における教職員研修の実施を働きかける。	・人権に配慮した指導の充実のため、人権教育校内研修や「越佐にんげん学校」等の外部研修でハンセン病患者や元患者の人権尊重についての理解を深めた。	・各校での人権教育、同和教育において患者への偏見や差別の解消にかかわる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ			継続		・各校での人権教育、同和教育において患者への偏見や差別の解消にかかわる学習の位置づけと確実な指導実践の働きかけ
3 難病患者に対する偏見や差別										
-	(1)啓発の推進 患者に対する偏見や差別意識を解消し、難病患者に対する正しい理解を深めるため、市ホームページで啓発します。	健康づくり推進課	・難病について窓口にリーフレットの配置	・難病についてのリーフレットを窓口に配置し、周知した。	・難病について窓口にリーフレットの配置			継続		・難病について窓口にリーフレットの配置
	(2)相談・救済体制の充実 国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携し、難病患者の人権問題について適切な相談ができる体制を充実します。	健康づくり推進課	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部)	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2月末時点で2,980部)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。			継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。
	(3)相談・救済体制の充実 国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携し、難病患者の人権問題について適切な相談ができる体制を充実します。	健康づくり推進課	・保健所担当者との連携、情報の共有化による相談対応の実施	・相談対応のため、保健所担当者との連携、情報の共有を行った。	・保健所担当者との連携、情報の共有化による相談対応の実施			継続		・保健所担当者との連携、情報の共有化による相談対応の実施

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
実施施策										
4 犯罪被害を受けた人への人権侵害										
-	(1)支援活動 専門的な知識を有し、犯罪被害者からの相談や支援活動に取り組む「公益社団法人いがた被害者支援センター」の紹介や周知を行います。	市民安全課	・いがた被害者支援センターの広報誌及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付け、広く周知を行う。	・いがた被害者支援センターの広報誌及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付けて周知した。	・いがた被害者支援センターの広報誌及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付けて周知する。			継続		・いがた被害者支援センターの広報誌及びリーフレットを市民安全課の受付カウンターに備え付け周知する。
	(2)学校教育における取組 犯罪被害者やその家族の人権侵害について、正しい理解を深める学習を行います。また、犯罪被害者等である児童・生徒には、十分な配慮の上で丁寧に対応できる相談体制を整備します。	学校教育課	(再)「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した各校における教職員研修の実施を働きかける。	・県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかけた。	・県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかける。			継続		・県教委発行の手引き等を活用した各校における教職員研修の実施を働きかける。
5 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別										
-	(1)啓発の推進 刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるように、偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するため、ホームページやチラシ配布により啓発します。	人権・同和対策室	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部)。	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口に配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2月末時点で2,980部)。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。			継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。
	(2)相談・救済体制の充実 地域や関係機関と連携し、本人の更生意欲と併せて自立を援助するため、受刑したことへの差別や偏見について相談できるような相談体制の充実を図ります。	人権・同和対策室	(再)法務局や人権擁護委員と連携・協力した的確な相談対応	(再)法務局、人権擁護委員などと連携・協力し、相談に対応した。 ・職員(2人)が関係団体主催の国立療養所施設見学事業に参加し、ハンセン病問題の理解を深めた。	(再)法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応する。 ・関係団体主催の国立療養所施設見学事業に職員を派遣し、ハンセン病問題の理解を深める。			継続		(再)法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応する。
	(3)学校教育における取組 刑を終えて出所した人やその家族に対する人権問題について理解を深め、偏見や差別を解消するための学習を行います。	学校教育課	(再)「新潟県人権教育基本方針実践のための教職員研修の手引き」(県教委)を活用した、各校における教職員研修の実施を働きかける。	・県教委発行の手引き等を活用しながら、刑を終えて出所した人やその家族の人権について、教職員の理解を深めた。	・県教委発行の手引き等を活用しながら、刑を終えて出所した人やその家族の人権について、教職員の理解を深める。			継続		・県教委発行の手引き等を活用しながら、刑を終えて出所した人やその家族の人権について、教職員の理解を深める。
6 性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別										
-	(1)教育・啓発の推進 ア 性同一性障害や性的指向に対する理解を深めるため、職員や市民を対象とした研修会など啓発活動を推進します。	人権・同和対策室	・新採用職員研修の中で、LGBTについて説明 (再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部)。	・新採用職員研修で、LGBTなどの性的少数者に対する差別や偏見について説明した。 (再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口に配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2月末時点で2,980部)。	・新採用職員研修の中で、LGBTについて説明する。 (再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。			継続		・新採用職員研修の中で、LGBTについて説明する。 (再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。
	イ 「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」を踏まえ、行政文書の不要な性別表記を削除します。	総務管理課	・申請書等の不要な性別表記の廃止	・適正な対応に努めた。	・申請書等の不要な性別表記の廃止			継続		・申請書等の不要な性別表記の廃止

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)			事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
-	②相談・救済体制の充実 性同一性障害や性的指向を理由とする人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携して相談対応します。	人権・同和対策室	・関係機関や団体等と連携した相談対応	・関係機関や団体等と連携・協力し、相談に対応した。	・関係機関や団体等と連携・協力し、相談に対応する。			継続		・関係機関や団体等と連携・協力し、相談に対応する。
	③性同一性障害に係る児童・生徒への対応 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015年4月30日文科省学児童生徒課長通知)に基づき、対象となる児童・生徒に対し、きめ細やかに対応します。	学校教育課	(再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。	・9月10日に性的マイノリティについて学ぶ必修研修会(各校1人)を開催した。 ・各校における合理的配慮に基づく教職員研修の促進を図った。 ・各校に各種研修会、講演会への参加を要請した。	(再)各種研修会、講演会への参加要請 (再)各校における教職員研修の実施要請			継続		(再)各種研修会、講演会への参加要請 (再)各校における教職員研修の実施要請
7 インターネットによる人権侵害										
-	(1)啓発の推進 インターネットによる人権侵害への理解を深めるとともに、利用者のモラル向上を図るため、職員や市民を対象とした研修会や市ホームページなどでの啓発活動に取り組みます。	人権・同和対策室	・広報上越5月1日号でのインターネットによる人権侵害についての啓発 ・市民や職員に人権侵害と思われる情報を見つけた場合の担当課への情報提供について、市ホームページや職員用のパソコン掲示板等で依頼するとともに、人権・同和対策室による差別書き込み情報の監視 (再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部程度)	・広報上越5月1日号でインターネットによる人権侵害について啓発した。 ・市ホームページや職員用のパソコン掲示板等を通じて、市民や職員に人権侵害と思われる情報を見つけた場合の担当課への情報提供を依頼するとともに、人権・同和対策室で差別書き込み情報を監視した。 ・差別的なインターネット上の情報5件の削除をプロバイダや法務局に要請し、1件が削除された。 (再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口に配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2月末時点で2,980部)。	・市民や職員に人権侵害と思われる情報を見つけた場合の担当課への情報提供について、市ホームページや職員用のパソコン掲示板等で依頼するとともに、人権・同和対策室でネット上の差別書き込みを監視する。 (再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。	(再)部落差別解消推進法が成立してから間もなく3年経過するが、いまだにインターネット上の人権侵害や身元調査の問題が生じている。県内での人権問題や同和問題の解消に向けた様々な取組は、上越市からスタートして新発田市や県内各地に波及させてきたと思っている。来年は全国人権・同和教育研究大会(以下「全人教」という。)が上越で行われるが、その先頭にいるわけだから上越市として、もう少し何かできることがあるのではないかと考えている。		継続		・市民や職員に人権侵害と思われる情報を見つけた場合の担当課への情報提供について、市ホームページや職員用のパソコン掲示板等で依頼するとともに、人権・同和対策室でネット上の差別書き込みを監視する。 (再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究大会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。
	(2)相談・救済体制の充実 インターネット上での差別事象について、国・県・人権擁護機関・民間人権団体等と連携して監視及び情報収集に取り組みます。また、インターネット上の人権侵害についての相談窓口を周知します。人権侵害情報を確認した場合は、新潟法務局上越支局と連携を図りながら、相談や救済に向けた取組を行います。	人権・同和対策室	(再)法務局や人権擁護委員と連携・協力した的確な相談対応 ・人権侵害情報を確認した場合の法務局と連携した的確な対応	(再)法務局、人権擁護委員などと連携・協力し、相談に対応した。	(再)法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応する。 ・人権侵害情報を確認した場合には、法務局と連携して的確に対応する。			継続		(再)法務局や人権擁護委員と連携・協力し、相談に対応する。 ・人権侵害情報を確認した場合には、法務局と連携して的確に対応する。
	(3)市ホームページ及びソーシャルメディアの管理徹底 市ホームページなどで発信する情報の内容について日々点検を行うとともに、市が活用しているソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)への書き込みやコメント状況を監視し、人権侵害に該当するものは削除または削除請求するなど、管理の徹底を図ります。	広報対話課	・市ホームページの掲載前の点検、SNSへの投稿内容の定期的点検	・広報主任会議を開催し、管理の徹底を指導した。 ・各課が作成した市ホームページの各ページを、広報対話課が点検し、必要に応じて修正を要請した上で掲載している。また、各課がSNSに投稿した内容を定期的に点検した。	・市ホームページの掲載前の点検と、SNSへの投稿内容の定期的点検を行う。			継続		・市ホームページの掲載前の点検と、SNSへの投稿内容の定期的点検を行う。
	(4)学校教育における取組 パソコン、スマートフォン、ゲーム機等を利用したインターネットによる人権侵害等の課題について理解し、トラブルに巻き込まれたり、人権侵害の被害者や加害者となったりしないための判断力を身に付けさせる教育の充実を図ります。	学校教育課	・児童生徒や保護者を対象とした研修会の実施 ・教職員を対象とした研修会の実施	・学校・園からの要請を受け、学校教育課指導主事や上越教育大学教官などを講師に、児童生徒や保護者、地域住民を対象にした研修会を実施した。 ・教職員を対象に、市立教育センター主催の研修会や上越教育大学と連携した研修会を実施した。	・児童生徒や保護者を対象とした研修会を実施する。 ・教職員を対象とした研修会を実施する。			継続		・児童生徒や保護者を対象とした研修会を実施する。 ・教職員を対象とした研修会を実施する。

上越市第4次人権総合計画 実施計画 第9章 様々な人権問題への対応

第4次人権総合計画での位置付け		担当課	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で公表済み			今後、同和対策等審議会委員に公表予定				
目的達成のための施策			2019(R1)年度		2020(R2)年度	同和対策等審議会(R1.11.6開催)で出された意見と回答		2020(R2)年度		
具体的な施策(目的)	実施施策		事業計画	実施状況 (実績見込みの更新)	同和対策等審議会(R1.11.6開催)に示した事業計画	意見	回答	方向性	方向性の理由	事業計画 (委員意見及び方向性等を踏まえて更新)
8 北朝鮮当局による拉致問題										
	(1)啓発の推進 県と連携し、啓発資料の配布や市ホームページで周知を行います。	人権・同和対策室	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部程度) ・市ホームページへの掲載や写真パネル展の開催及びパネル展観覧者への啓発資料の配布による市民啓発	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口に配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2月末時点で2,980部) ・市ホームページに拉致問題の現状・課題についての掲載をはじめ、拉致問題のパネル展示(3会場)やパネル展観覧者への啓発資料の配布などにより啓発した。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部) ・市ホームページへの掲載や写真パネル展の開催及びパネル展観覧者への啓発資料の配布などにより啓発する。			継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部) ・市ホームページに拉致問題の現状・課題についての掲載をはじめ、拉致問題のパネル展示(3会場)やパネル展観覧者への啓発資料の配布などにより啓発する。 ・県や関係団体と連携・協力し、拉致被害者を救出するための署名活動を実施する。
	(2)学校教育における取組 児童・生徒の発達段階や学校、家庭、地域の実態に配慮しながら、拉致問題を人権課題の一つとして捉える学習を実施します。また、啓発アニメ「めぐみ」等を活用し、拉致問題についての正しい理解を図り、関心を深める取組を行います。	学校教育課	・啓発アニメ「めぐみ」の積極的活用を図った学習や、中学校社会科との関連による授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。	・県の人権課題を学習する中で拉致問題の学習を行ったり、中学校の社会科の歴史学習や国際問題等の学習の中で拉致問題に触れ、啓発資料DVD「めぐみ」を活用するよう指導した。 ・教職員に各種研修会への参加を促した。	・啓発アニメ「めぐみ」の積極的活用を図った学習や、中学校社会科との関連による授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。	・「学校教育における取組」に、啓発資料DVD「めぐみ」を活用するよう指導したとあるが、指導した結果、DVDを活用した学校はどのくらいか。 ・この指導というのは、とても面倒だと思うが、どんな機会に働きかけて、それがどのように対応されているのかということを把握してほしい。	・DVD活用の指導は行ったが、活用した学校数までは資料がないためわからない。なお、DVDは各校に配られており、必ず毎年DVD活用を指導している。	継続		・啓発アニメ「めぐみ」の積極的活用を図った学習や、中学校社会科との関連による授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。
9 新潟水俣病患者に対する偏見や差別										
	(1)啓発の推進 県と連携し、啓発資料の配布や各種の広報活動を行います。	人権・同和対策室	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口のほか、企業研修会、市民セミナー、県同和教育研究会等で配布(2,500部程度)	(再)人権啓発用のリーフレットを12,000部増刷し、市施設の窓口に配置したほか、県同和教育研究会や企業研修会、市民セミナー等で配布した(配布数:2月末時点で2,980部) ・年度当初の小学校長会を通じて、新潟水俣病問題に関わる県事業(啓発パネル及び写真パネルの貸出、DVD貸出、出張語り部の派遣など)の学校現場での活用を促した。	(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部)。			継続		(再)人権啓発用のリーフレットを市施設のほか、全国人権・同和教育研究会新潟大会や企業研修会、市民セミナー等で配布する(配布数:8,000部) ・小学校長会を通じて、新潟水俣病問題に関わる県事業(啓発パネル及び写真パネルの貸出、DVD貸出、出張語り部の派遣など)の学校現場での活用を促す。
	(2)学校教育における取組 県発刊の副読本、各種資料等を効果的に活用し、新潟水俣病問題に対する理解を深めるとともに、新潟水俣病患者に対する偏見や差別をなくす学習の充実を図ります。	学校教育課	・社会科、道徳科との関連を図りながら、授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。	・県発刊の副読本、各種資料等を効果的に活用し、各校における教職員研修の実施を働きかけた。 ・越佐にんげん学校や環境とにんげんのふれあい館等が主催する研修会への参加を促した。	・社会科、道徳科との関連を図りながら、授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。	・学校現場での水俣病問題学習の実施率は、小学校では6~7割、中学校では5割と頭打ちとなっている。道徳教育などの資料もあるが、それでも実施率は上がらない。学校の大変さは十分承知しているが、一番大事な人権の問題なので、実施率向上に向けて検討してほしい。		継続		・社会科、道徳科との関連を図りながら、授業実践に取り組むように働きかける。 (再)各種研修会、講演会への参加要請を行う。 (再)各校における教職員研修の実施を働きかける。

令和2年度 人権・同和問題に関する市民意識調査の実施について（案）

1 調査の目的

この調査は、市民の人権・同和問題に関する意識を把握し、これまでの上越市人権総合計画の見直しと、今後の人権・同和問題に関する教育・啓発活動の推進につなげるために実施するもの。

2 調査の方法等

(1) 調査名 人権・同和問題に関する市民意識調査【H27：人権・同和問題に関する市民アンケート】

(2) 対象 ① 18歳以上の市民2,000人【H27：20歳以上、2,160人】
② 住民基本台帳から10代、20代、30代、40代、50代、60代と70歳以上の7階層で、男女別の人口比に基づき無作為抽出【H27：13区は各階層男女各70人…840人、合併前上越市は各階層男女各110人…1,320人】

(3) 方法 調査用紙を郵送で配付し、郵送またはオンラインで回答（オンライン回答時、用紙は回収しない。また、郵送とオンラインの二重回答を防ぐため、整理番号で管理する。）【H27：郵送のみ】

(4) 時期 令和2年8月下旬～9月下旬【H27：平成27年7月24日～8月7日】

- (5) 内容
- ① 平成27年実施の「人権・同和問題に関する市民アンケート」の内容を原則として踏襲。
 - ② ①に新潟県（平成30年度人権に関する意識の県民アンケート）の質問項目とのすり合わせを加え、時点修正。
 - ③ 主な質問項目の変更点
 - 質問全体の表現の統一
 - 質問の新設…3問（外国人市民の人権…1問、性的少数者の人権…2問）
 - 質問の削除…2問（同和問題に関する意識）
 - 複数回答の選択数の制限廃止（3つ選ぶ → いくつでも）
 - 質問（問32）の回答者の制限廃止（前回調査では同和問題があることを知っている人に限定した質問としていたもの）

3 今後のスケジュール

令和2年7月	同和対策等審議会で意識調査内容を審議（書面会議で対応）
7～8月	意識調査対象者の抽出
8～9月	意識調査の発送、回収
9月	意識調査の集計
11月	同和対策等審議会で意識調査結果を審議
12月	同和対策等推進会議で関係課と分析結果の共有

4 質問項目の新旧対照表

	上越市			参考：新潟県（H30）
	変更後（R2）	対応	変更前（H27）	
問1	現在の日本で、憲法で示されている基本的人権が守られていると思いますか。（○は1つだけ）	表現の修正	日本国憲法では、個人の尊重、幸福追求の権利、教育を受ける権利、勤労の権利など基本的人権（人間が生まれながらに持っている権利）を守るため、いろいろなことが定められています。あなたは現在の日本で、基本的人権が守られていると思いますか。1つ選んで○をつけてください。	1 日本国憲法では、人間が生まれながらにして持っている侵すことのできない永久の権利として基本的人権が保障されています。あなたは、現在の日本で、基本的人権が守られていると思いますか。（○は1つだけ）
問2	人権や差別問題に関心はありますか。（○は1つだけ）	表現の修正	人権とは、人が生まれながらにもっている人間らしく生きる権利で誰にも侵すことのできない永久の権利です。あなたは、人権や差別問題に関心がありますか。1つ選んで○をつけてください。	2 あなたは、人権や差別の問題に関心を持っていますか。（○は1つだけ）
問3	日本の社会には人権に関わるいろいろな問題があります。どのような問題に関心がありますか。（○はいくつでも）	内容と表現の修正	日本の社会には基本的人権に関わるいろいろな問題がありますが、あなたはどのような問題に関心がありますか。関心が高いものを3つ選んで○をつけてください。	3 「かなり関心がある」、または「少し関心がある」、または「あまり関心がない」と回答した方にお聞きします。人権や差別にかかわる問題として、あなたは誰について（何について）の人権や差別の問題に関心がありますか。（○はいくつでも）
問4	今までに自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。（○は1つだけ）	表現の修正	あなたは、今までに自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。1つ選んで○をつけてください。	4 あなたは、これまでに「自分の人権が侵害された」と思ったことがありますか。あなたのお考えに近いほうをお選びください。（○は1つだけ）
				5 「ある」と回答した方にお聞きします。次のどのようなことで、そう思いましたか。（○はいくつでも）
問5	自分の人権が侵害された場合、まずどのような対応をしますか。（○は1つだけ）	表現の修正	もし、あなたが自分の人権を侵害された場合、どのような対応をしますか。1つ選んで○をつけてください。	

	上越市			参考：新潟県 (H30)
	変更後 (R2)	対応	変更前 (H27)	
問6	本籍、出生、家族構成、国籍、思想、信条などを本人の知らないところで調べることを身元調査といいます。身元調査をすることについて、どう思いますか。(○は1つだけ)	表現の修正	本籍、出生、家族構成、国籍、思想、信条などについて、本人の知らないところで調べることを身元調査といいます。このような身元調査は、プライバシーの侵害や結婚、就職での差別などの人権侵害につながる恐れがあります。身元調査をすることについて、あなたのお考えに近いものを1つ選んで○をつけてください。	27 身元調査について、あなたはどのように考えますか。(○は1つだけ)
問7	当市では「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を実施しています。このことについて、該当するものを選んでください。(○は1つだけ)	表現の修正	上越市には「住民票の写し等の他人交付に係る本人通知制度」があります。このことについて、該当するものを1つ選んで○をつけてください。	
問8	人権問題に関する講演会、研修会に参加したことはありますか。(○は1つだけ)	表現の修正	あなたは、人権問題に関する講演会、研修会に参加したことがありますか。1つ選んで○をつけてください。	
問9	障害のある人の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなときですか。(○はいくつでも)	内容と表現の修正	あなたは、どのようなことで障害のある人の人権が尊重されていないと感じますか。あなたの考えに近いものを3つ選んで○をつけてください。	14 「ある」と回答した方にお聞きします。次のどのようなことで、そう感じますか。(○はいくつでも)
問10	障害のある人の人権を守るためには何が必要だと思いますか。(○はいくつでも)	内容と表現の修正	障害のある人の人権を守るためには何が必要ですか。あなたが必要だと思うものを3つ選んで○をつけてください。	
問11	母であるAさんは、子育てが一段落したので働きに出ようと考えています。しかし夫のBさんは、Aさんには家事に専念してほしいと考え、働くことに反対しました。このことについて、どう思いますか。(○は1つだけ)	表現の修正	2児の母であるAさんは、子育てが一段落したので働きに出ようと考えています。しかし夫のBさんは、Aさんには家事に専念してほしいと考え、働くことに反対しました。このことについて、あなたはどのように思いますか。1つ選んで○をつけてください。	6 あなたは、身の回りのこととして「女性の人権が尊重されていない」と感じることがありますか。あなたのお考えに近いほうをお選びください。(○は1つだけ)
問12	女性の人権が尊重されるためには何が必要だと思いますか。(○はいくつでも)	内容と表現の修正	女性の人権を守るためには、何が必要であると考えますか。あなたの考えに近いものを3つ選んで○をつけてください。	7 「ある」と回答した方にお聞きします。次のどのようなことで、そう感じますか。(○はいくつでも)
問13	日本での在留資格を持っている在日外国人が、アパートを探していました。適当なアパートを見つけたので申し込んだところ、外国人であることを理由に、家主は貸すことを断りました。このような家主の態度について、どう思いますか。(○は1つだけ)	表現の修正	日本での在留資格を持っている在日外国人が、貸家を探していました。適当なマンションを見つけたので申し込んだところ、外国人であることを理由に、家主は貸すことを断りました。このような家主の態度について、あなたはどう思いますか。1つ選んで○をつけてください。	15 あなたは、身の回りのこととして「外国人の人権が尊重されていない」と感じることがありますか。あなたのお考えに近いほうをお選びください。(○は1つだけ)
問14	地域や職場に外国人市民が増えることで、地域社会にどのような影響があると思いますか。(○はいくつでも)	新規追加		
問15	外国人市民の人権問題を解決するには何が必要だと思いますか。(○はいくつでも)	内容と表現の修正	あなたは、外国人の人権問題を解決するには何が必要であると思いますか。あなたが最も必要であると考えていることを1つ選んで○をつけてください。	16 「ある」と回答した方にお聞きします。次のどのようなことで、そう感じますか。(○はいくつでも)
				11 あなたは、身の回りのこととして「高齢者の人権が尊重されていない」と感じることがありますか。あなたのお考えに近いほうをお選びください。(○は1つだけ)
問16	高齢者の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなときですか。(○はいくつでも)	内容と表現の修正	あなたが、高齢者の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなときですか。3つ選んで○をつけてください。	12 「ある」と回答した方にお聞きします。次のどのようなことで、そう感じますか。(○はいくつでも)
問17	高齢者の人権が尊重されるには何が必要だと思いますか。(○はいくつでも)	内容と表現の修正	高齢者の人権が尊重されるには何が必要と考えますか。あなたの考えに近いものを3つ選んで○をつけてください。	
				8 あなたは、身の回りのこととして「子どもの人権が尊重されていない」と感じることがありますか。あなたのお考えに近いほうをお選びください。(○は1つだけ)
問18	子どもの人権が尊重されていないと感じるのはどのようなときですか。(○はいくつでも)	内容と表現の修正	子どもの人権が尊重されていないと感じるのはどのようなときですか。あなたの考えに近いものを3つ選んで○をつけてください。	9 「ある」と回答した方にお聞きします。次のどのようなことで、そう感じますか。(○はいくつでも)

	上越市			参考：新潟県 (H30)
	変更後(R2)	対応	変更前(H27)	
問 19	子どもの人権が侵害される事件が相次いでいますが、子どもの人権を守るためには何が必要だと思いますか。(〇はいくつでも)	内容と表現の修正	乳幼児の虐待など、子どもの人権が侵害される事件が相次いでいますが、子どもの人権を守るために必要なことは何ですか。あなたの考えに近いものを3つ選んで〇をつけてください。	
				10 いじめの防止等のため、学校では、いじめの相談体制の整備や道徳教育の充実などが図られますが、併せて県としてどのような啓発活動を行うことが最も効果的だと思いますか。(〇は1つだけ)
				13 あなたは、身の回りのこととして「障害者の人権が尊重されていない」と感じることはありませんか。あなたのお考えに近いほうをお選びください。(〇は1つだけ)
問 20	LGBT等(同性愛、両性愛、性別越境者など)性的少数者の人権が守られていないと感じるのはどのようなときですか。(〇はいくつでも)	新規追加		19 あなたは、身の回りのこととして「性的指向・性自認を理由にした人権侵害が起きている」と感じることはありませんか。あなたのお考えに近いほうをお選びください。(〇は1つだけ)
問 21	性的少数者の人権を守るためには何が必要だと思いますか。(〇はいくつでも)	新規追加		20 「ある」と回答した方にお聞きします。次のどのようなことで、そう感じますか。(〇はいくつでも)
問 22	日本の社会に「被差別部落」と呼ばれていた同和地区、あるいは「同和問題(部落差別)」といわれている問題があることを知っていますか。(〇は1つだけ)	表現の修正	あなたは、日本の社会に「被差別部落」と呼ばれていた同和地区、あるいは「同和問題」といわれている問題があることを知っていますか。1つ選んで〇をつけてください。	21 あなたは、同和地区(被差別部落)の存在や同和問題を知っていますか。(〇は1つだけ)
問 23	被差別部落や同和問題について、初めて知ったのはいつ頃ですか。(〇は1つだけ)	表現の修正	あなたが被差別部落や同和問題について初めて知ったのはいつ頃ですか。1つ選んで〇をつけてください。	22 「知っている」と回答した方にお聞きします。あなたが同和地区(被差別部落)の存在や同和問題を初めて知ったのは、いつ頃ですか。(〇は1つだけ)
問 24	被差別部落や同和問題について、初めて知ったきっかけは何ですか。(〇は1つだけ)	表現の修正	あなたが被差別部落や同和問題について、初めて知ったきっかけは何ですか。1つ選んで〇をつけてください。	23 「知っている」と回答した方にお聞きします。同和地区(被差別部落)の存在や同和問題を何(誰)から知りましたか。(〇は1つだけ)
				24 「知っている」と回答した方にお聞きします。同和問題に関し、現在、起きていると思う人権問題をお選びください。(〇は3つまで)
問 25	被差別部落の起源について、どのように受けとめていますか。(〇は1つだけ)	表現の修正	被差別部落の起源について、あなたはどのように受けとめていますか。1つ選んで〇をつけてください。	
問 26	日ごろ親しく付き合っている隣近所の人被差別部落の出身であることが分かった場合、どうしますか。(〇は1つだけ)	表現の修正	日ごろ親しく付き合っている隣近所の人被差別部落の出身であることが分かった場合、あなたはどうしますか。1つ選んで〇をつけてください。	
問 27	あなたの子どもの結婚しようとする相手が、被差別部落の人であると分かった場合、どうしますか。(〇は1つだけ)	表現の修正	あなたの子どもの結婚しようとする相手が、被差別部落の人であると分かった場合、あなたはどうしますか。1つ選んで〇をつけてください。	
問 28	あなたが被差別部落の人と結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けた場合、どうしますか。(〇は1つだけ)	表現の修正	あなたが被差別部落の人と結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けたら、あなたはどうしますか。1つ選んで〇をつけてください。	
問 29	同和問題をどのように解決すべきだと思いますか。(〇は1つだけ)	表現の修正	あなたは、同和問題をどのように解決すべきであると考えていますか。あなたの考えに近いものを1つ選んで〇をつけてください。	25 「知っている」と回答した方にお聞きします。同和地区(被差別部落)の存在や同和問題について、あなたはどのように考えますか。(〇は1つだけ)
問 30	同和問題を解決するためには、どうしたらよいと思いますか。(〇はいくつでも)	内容と表現の修正	同和問題を解決するためには、どうしたらよいと思いますか。あなたの考えに近いものを、3つ選んで〇をつけてください。	26 「人権に関わる問題だから、自分も含め社会全体で解決に取り組むべきだと思う」と回答した方にお聞きします。社会全体で解決に取り組むために、ご自身や家庭、学校、行政等が具体的に何をすべきか、ご意見等がございましたら、お書きください。

上越市				参考：新潟県 (H30)
	変更後(R2)	対応	変更前(H27)	
問 31	同和問題についての講演会や研修会に参加したり、新聞や雑誌の関連した記事を読んだりしたことがありますか。1～8のそれぞれについて、何回もある場合は「あ」、1回または2回ある場合は「い」、1回もない場合は「う」に○をつけてください。	表現の修正	あなたは、同和問題についての講演会や研修会に参加したり、新聞や雑誌の関連した記事を読んだことがありますか。1～10のそれぞれについて、何度もある場合は「あ」を、1回または2回ある場合は「い」を、一度もない場合は「う」に○をつけてください。	
問 29		削除	同和問題についての啓発（講演会、研修会、映画会、広報等）を今後どうすべきだと思いますか。1つ選んで○をつけてください。	【削除の理由】 部落差別解消推進法には教育啓発が規定されており、実施することには法的根拠があること。また、削除予定の問 29、問 30 の質問の趣旨を問 32 で概ねカバーしているため。
問 30		削除	小中学校で行っている、同和問題をはじめとした様々な人権問題を学ぶ同和教育について、あなたの考えに近いものはどれですか。1つ選んで○をつけてください。	
問 32	今後の同和問題の啓発・教育のあり方について、どう思いますか。(○は1つだけ)	表現の修正	人権問題には、同和問題のほかに女性、子ども、高齢者、在住外国人、障害のある人等の問題がありますが、今後の同和問題の啓発・教育のあり方について、あなたの考えに近いものはどれですか。1つ選んで○をつけてください。	
				17 あなたは、身の回りのこととして「インターネットによる人権侵害が起きている」と感じることがありますか。あなたのお考えに近いほうをお選びください。(○は1つだけ)
				18 「ある」と回答した方にお聞きします。次のどのようなことで、そう感じますか。(○はいくつでも)
				28 新潟県では、県民の皆さんに人権問題への関心を持っていただくために、下記の事業（活動）に取り組んでいます。あなたが知っているものをお選びください。(○はいくつでも)
				29 差別解消など人権問題解決のためのご意見や、県の人権啓発事業（活動）についてご意見・ご要望などございましたら、ご自由にお書きください。

令和2年度 人権・同和問題に関する市民意識調査(案)

■実施目的 この調査は、市民の人権・同和問題に関する意識を把握し、これまでの上越市人権総合計画の見直しと今後の人権・同和問題に関する教育・啓発活動の推進につなげるために実施するものです。差別やいじめなど様々な問題を解決していくために、皆様のご協力をお願いします。

- テーマ
- | | | |
|---|------------------|-----------|
| 1 | 人権問題全般についての関心度等 | … 問 1～8 |
| 2 | 障害のある人の人権に関する意識 | … 問 9～10 |
| 3 | 女性の人権に関する意識 | … 問 11～12 |
| 4 | 外国人市民の人権に関する意識 | … 問 13～15 |
| 5 | 高齢者の人権に関する意識 | … 問 16～17 |
| 6 | 子どもの人権に関する意識 | … 問 18～19 |
| 7 | 性的少数者の人権に関する意識 | … 問 20～21 |
| 8 | 同和問題（部落差別）に関する意識 | … 問 22～32 |



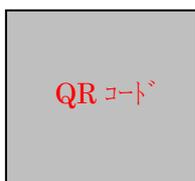
■回答方法 本調査用紙、もしくはオンラインのいずれかで回答してください。

【本調査用紙の場合】

ボールペンや濃い鉛筆などで、調査用紙に直接記入してください。

【オンラインの場合】

スマートフォンやパソコンで以下のQRコードを読み取っていただくか、URLを入力して回答ページを開き、入力してください。



もしくは、
URL : <https://www.oooo.oooo>

※ 同封の返信用封筒に記載してある整理番号の入力が必要です。

※ オンライン回答後、本調査用紙の返信は不要です。

■締め切り

令和2年9月23日（水） 当日消印有効（予定）

- 調査結果の集計作業の都合上、必ず締め切り日までに返信（オンラインの場合は入力完了）くださるようお願いいたします。
- 整理番号は、郵送とオンライン回答の二重回答を防ぐために便宜的に入力していただくもので、回答者を特定するためのものではありません。

はじめに (留意点)	あなた自身のことについてお聞きします。 以下の各項目について、当てはまる欄に○をつけてください。
---------------	---

性別	男	女
----	---	---

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-------

お住まいの地域	合併前 上越市	安塚区	浦川原区	大島区	牧区	柿崎区	大潟区
	頸城区	吉川区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	名立区

問1	現在の日本で、憲法で示されている基本的人権が守られていると思いますか。(○は1つだけ)
----	---

※ 日本国憲法では、基本的人権（以下「人権」という。）は、人間が生まれながらに持っている権利（差別されない権利、自由に生きる権利、人間らしい最低限の生活を国に保障してもらい権利、人権が守られるように国にお願いする権利、政治に参加する権利）として、保障しています。

よく守られている	だいたい守られている	あまり守られていない
守られていない	分からない	

問2	人権や差別問題に関心はありますか。(○は1つだけ)
----	---------------------------

かなり関心がある	少し関心がある	あまり関心がない
まったく関心がない		

問3	日本の社会には人権に関わるいろいろな問題があります。どのような問題に関心がありますか。(○はいくつでも)
----	--

被差別部落住民や出身者に対する差別（同和問題）	障害のある人に対する差別
女性に対する差別	外国人市民に対する差別
高齢者に対する差別	子どもへのいじめ・虐待
LGBT等（同性愛、両性愛、性別越境者など）性的少数者に対する差別	インターネットによる人権侵害
北朝鮮当局による拉致問題	新潟水俣病被害者に対する差別
その他（ハンセン病患者、刑を終えて出所した人など）	特にない

問 4 今までに自分の人権が侵害されたと思ったことはありますか。(○は1つだけ)

ある	ない	分からない
----	----	-------

問 5 自分の人権が侵害された場合、まずどのような対応をしますか。(○は1つだけ)

だまって我慢する	相手に抗議する
身近な人に相談する	国・県・市の議員に相談する
弁護士に相談する	法務局や人権擁護委員に相談する
市役所や区総合事務所に相談する	警察に相談する
その他 ()	分からない

問 6 本籍、出生、家族構成、国籍、思想、信条などを本人の了承を得ないで調べることを身元調査といいます。身元調査をすることについて、どう思いますか。(○は1つだけ)

調査すべきではない	どちらかという調査すべきではない
どちらかという調査してもよい	調査をすることは当然のこと
分からない	

問 7 本市では「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を実施しています。このことについて、該当するものを選んでください。(○は1つだけ)

すでに登録している	知っているし、関心もあるが登録していない
知っているが、関心はない	知らない

問 8 人権問題に関する講演会、研修会に参加したことはありますか。(○は1つだけ)

3回以上参加した	1~2回参加した	参加したことはない
----------	----------	-----------

「障害のある人の人権」

問 9	障害のある人の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなときですか。(〇はいくつでも)
-----	--

働ける場所や機会が少ない	道路の段差解消など障害のある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない
障害のある人への人々の理解が不十分である (障害のある人の立場で考えていない)	差別的な言動をされる
保育所や学校の受け入れ態勢が不十分である	障害のある人の意見や行動が尊重されない
スポーツ活動や文化活動などへ気軽に参加できない	アパート等への入居が困難である
テレビ・映画の字幕や場面説明が不十分である	その他 ()
分からない	

問 10	障害のある人の人権を守るためには何が必要だと思いますか。(〇はいくつでも)
------	---------------------------------------

人権相談や電話相談を充実する	障害のある人とそうではない人の保育所や学校での統合教育を行う
障害のある人の人権に関する広報・啓発活動を推進する	バリアフリー化を促進する
地域活動への参加を促進する	就業機会を拡大する
障害のある人に配慮した防犯・防災対策を充実する	その他 ()

「女性の人権」

問 11	母親であるAさんは、子育てが一段落したので働きに出ようと考えています。しかし夫のBさんは、Aさんには家事に専念してほしいと考え、働くことに反対しました。このことについて、どう思いますか。(〇は1つだけ)
------	---

女性が家事に専念することは当然のこと	男女平等なのだから、男性は仕事、女性は家事に専念するという考え方はおかしい
いちがいにはいけない	分からない

問 12 女性の人権が尊重されるためには何が必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

仕事と家庭の両立ができるよう、女性が働きやすい社会の仕組みを充実する	保育所や学校、地域での男女平等教育を充実する
あらゆる暴力を許さない社会をつくる	会社や官公庁の重要な地位へ女性を登用する
女性の人権を守るための広報・啓発を推進する	新聞、テレビなどマスメディアの表現や番組内容に配慮する
人権相談・電話相談を充実する	男性向けの広報、啓発を推進する
女性の政治家や議員を増やす	その他 ()

「外国人市民の人権」

問 13 日本での在留資格を持っている在日外国人が、アパートを探していました。適当なアパートを見つけたので申し込んだところ、外国人であることを理由に、家主は貸すことを断りました。このような家主の態度について、どう思いますか。(〇は1つだけ)

外国人という理由でアパートを貸すのを断ることは差別に当たる	誰に貸すかを決めるのは家主の権利だから、外国人に貸さなくても差別には当たらない
いちがいにはいけない	分からない

問 14 地域や職場に外国人市民が増えることで、地域社会にどのような影響があると思いますか。(〇はいくつでも)

社会に多様性が生まれる	地域経済が活性化する
人口や労働力が増える	治安が悪くなる
トラブルが増える	日本固有の文化が損なわれる
その他 ()	分からない

問 15 外国人市民の人権問題を解決するには何が必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

外国人が日本の文化や社会事情を理解する	日本人の意識や日本の社会システムを見直す
外国人の言語で対応するなど、相談業務を外国人が活用しやすいようにする	外国人を支援する民間ボランティア団体を育成する
外国人の人権を守るための広報・啓発活動を推進する	外国人との交流の機会を増やし相互に理解を深めるようにする
その他 ()	分からない

「高齢者の人権」

問 16 高齢者の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなときですか。(〇はいくつでも)

働ける能力を発揮する機会が少ない	詐欺・悪徳商法などによる高齢者の被害が多い
病院での看護や福祉施設での対応が不十分である	高齢者の意見や行動を尊重しない
情報が一人暮らしの高齢者に十分伝わらない	家族が高齢者の世話をすることを避ける
道路の段差解消、エレベーターの設置、その他高齢者が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない	その他 ()
分からない	

問 17 高齢者の人権が尊重されるには何が必要だと思いますか。(〇はいくつでも)

介護保険制度など、高齢者福祉サービスを充実する	病院・福祉施設での対応を改善する
高齢者に配慮した防犯・防災対策を充実する	世代間の交流促進を充実する
高齢者の社会参加・就業機会を拡大する	人権相談・電話相談を充実する
高齢者の人権に関する広報・啓発活動を推進する	財産保全・管理のための相談窓口を充実する
見守り体制を充実する	その他 ()

「子どもの人権」

問 18 子どもの人権が尊重されていないと感じるのはどのようなときですか。(〇はいくつでも)

家族が言うことを聞かない子どもに対して、しつけのつもりで体罰を与える	家族が身体的、心理的な虐待をする
子ども同士が暴力や仲間はずれ、無視などのいじめをしたり、させたりする	いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
学校や就職先の選択などについて、大人が子どもの意見を無視する	保育所や学校で子どもが困っていても十分対応してもらえなかったり、不公平に扱われたりする
児童買春や児童ポルノなどの性的犯罪の対象になる	インターネットやスマートフォンを悪用した行為の対象になる
その他 ()	分からない

問 19	子どもの人権が侵害される事件が相次いでいますが、子どもの人権を守るためには何が必要だと思いますか。(〇はいくつでも)
-------------	--

家庭内で温かな人間関係を育む	自分や他人を大切にする心を育む
教師や指導者の人権を大切にしたい指導力の向上	虐待および体罰禁止を徹底する
親や社会の個性を尊重する意識を高める	地域の見守り体制を充実する
子どもの相談・支援体制を充実する	親などの相談・支援体制を充実する
子どもの人権に関する教育や広報・啓発活動を推進する	子どもの貧困対策を充実する
インターネットやスマートフォンの正しい使い方を啓発する	その他 ()

「性的少数者の人権」

問 20	LGBT等(同性愛、両性愛、性別越境者など)の性的少数者の人権が守られていないと感じるのはどのようなときですか。(〇はいくつでも)
-------------	---

差別的な言動をされる	職場、学校等で嫌がらせ・いじめをされる
学校や職場の受け入れ態勢が不十分である	就職・職場で不利な扱いをされる
アパート等への入居を拒否される	宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否される
同性カップルの権利が法的に保障されていない	その他 ()
分からない	

問 21	性的少数者の人権を守るためには何が必要だと思いますか。(〇はいくつでも)
-------------	--------------------------------------

学校現場における理解を促進する	職場における理解を促進する
相談・支援体制を充実する	関連する法令の制定や制度を設ける
当事者の被害を救済する機関を設ける	性的少数者の人権に関する啓発・広報活動を推進する
当事者同士が集まる交流の場を設ける	その他 ()
分からない	

「同和問題（部落差別）」

問 22	日本の社会に「被差別部落」と呼ばれていた同和地区、あるいは「同和問題（部落差別）」といわれている問題があることを知っていますか。（○は1つだけ）
-------------	--

知っている	知らない	10Pの 問 32へ
-------	------	-----------------------



* 以下は問 22 で「知っている」と答えられた方にお聞きします。

問 23	被差別部落や同和問題について、初めて知ったのはいつ頃ですか。（○は1つだけ）
-------------	--

小学校入学以前	小学生の頃	中学生の頃
高校生の頃	19歳以降	はっきりと覚えていない

問 24	被差別部落や同和問題について、初めて知ったきっかけは何ですか。（○は1つだけ）
-------------	---

家族（祖父母、父母、兄弟姉妹等）から聞いた	親戚から聞いた	近所の人から聞いた
職場の人から聞いた	学校の友達から聞いた	学校の授業で教わった
テレビ、ラジオ、新聞、インターネットなどで知った	同和問題の集会や研修会で知った	県や市町村の広報紙などで知った
はっきりと覚えていない		

問 25	被差別部落の起源について、どのように受けとめていますか。（○は1つだけ）
-------------	--------------------------------------

人種の違いからつくられた	宗教の違いからつくられた	職業の違いからつくられた
生活が貧しいことによりつくられた	けがれ、きよめ思想などにより中世の頃からつくられ始めた	江戸時代の身分制度によりつくられた
その他（ ）		分からない

問 26	日ごろ親しく付き合っている隣近所の人被差別部落の出身であることが分かった場合、どうしますか。（○は1つだけ）
-------------	--

これまでと同じように親しく付き合う	表面的には付き合うが、できるだけ付き合いは避けていく
付き合いはやめる	なんとかして、近所から出ていってもらうように仕向ける
自分のほうから住居を変える	分からない

問 27	あなたの子どもの結婚しようとする相手が、被差別部落の人であると分かった場合、どうしますか。(○は1つだけ)
-------------	---

何も問題はなく、結婚を認める	親としては反対するが、子どもの意思を尊重する
家族や親戚の反対があれば、結婚を認めない	絶対に結婚を認めない
分からない	

問 28	あなたが被差別部落の人と結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けた場合、どうしますか。(○は1つだけ)
-------------	---

自分の意思を貫いて結婚する	親の説得に全力を傾けた後に、自分の意思を貫いて結婚する
家族や親戚の反対があれば、結婚しない	絶対に結婚しない
分からない	

問 29	同和問題をどのように解決すべきだと思いますか。(○は1つだけ)
-------------	---------------------------------

被差別部落の人の問題だから、被差別部落の人が解決すべき	自分ではどうしようもない問題なので、成り行きにまかせ、解決するのを待つ
自分ではどうしようもない問題なので、誰かしかるべき人や機関に解決してもらう	人権にかかわる問題であり、自分も市民として問題解決に努める
その他 ()	分からない

問 30	同和問題を解決するためには、どうしたらよいと思いますか。(○はいくつでも)
-------------	---------------------------------------

行政が被差別部落の人たちの収入の安定・向上を図り、生活力を高める施策を実施する	行政が被差別部落の生活環境の改善・整備を積極的に行う
行政が被差別部落の人たちが十分に教育を受けられるようにし、社会的な生活能力を高めるようにする	被差別部落の人たちは差別に負けないよう、積極的に行政や被差別部落の人に働きかける
被差別部落の人たちは一定の地区に固まって生活しないで、分散して住むようにする	行政が学校教育や社会教育を通じて教育活動、啓発活動を積極的に行い、市民の差別をしない人権尊重の意識を高める
同和問題のことなど口に出さず、そっとしておけば差別は自然になくなる	行政が差別に対する法的規制や救済措置を講ずる
市民一人ひとりが自らの差別意識克服に努め、差別解消のための行動をする	どうしても部落差別はなくならないと思う
分からない	

問 31	同和問題についての講演会や研修会に参加したり、新聞や雑誌の関連した記事を読んだりしたことがありますか。1～8のそれぞれについて、何回もある場合は「あ」、1回または2回ある場合は「い」、1回もない場合は「う」に○をつけてください。
------	--

1. 講演会、研修会	あ	い	う	2. 地域懇談会	あ	い	う
3. 広報紙、冊子、パンフレット	あ	い	う	4. 新聞、雑誌、週刊誌	あ	い	う
5. 書籍	あ	い	う	6. テレビ番組	あ	い	う
7. インターネット記事・動画	あ	い	う	8. 映画、ビデオ	あ	い	う

問 32	今後の同和問題の啓発・教育のあり方について、どう思いますか。(○は1つだけ)
------	--

同和問題は、特に重点的に取り組む	同和問題だけでなく、他の人権問題も同様に積極的に取り組む
人権問題全体の啓発・教育の一環として同和問題に取り組む	同和問題よりも他の人権問題を重視して取り組む
人権問題の啓発・教育は必要ない	分からない

調査は以上です。ご協力いただき、ありがとうございました。

